

令和 8 年度 認証評価

岡山短期大学

自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	16
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	20
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	20
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	22
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	36
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	45
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	51
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	51
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	57
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	63
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	65
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	81
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	81
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	102
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	109
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	113
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	122
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	122
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	129
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	130
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	133
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、岡山短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月 30 日

理事長

大山 正史

学長

大山 正史

ALO

尾崎 聡

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

大正 13 年	岡山県浅口郡六条院町（現浅口市）に岡山県生石高等女学校を設立
昭和 12 年	財団法人原田学園設立 （昭和 25 年 12 月 5 日学校法人に組織変更）
昭和 26 年	岡山女子短期大学を開設 家政科を設置
昭和 31 年	附設幼稚園教員養成所を設置
昭和 33 年	保育科を新設
昭和 38 年	栄養科を新設
昭和 40 年	初代理事長・学長原田林市先生勲 3 等瑞宝章受章
昭和 41 年	家政科に専攻科を新設 学校図書館司書教諭の講座を開設
昭和 43 年	栄養科を食物栄養科に名称変更
昭和 44 年	厚生施設予定地として隣接する浅口郡里庄村（現里庄町）に校地を取得
昭和 45 年	倉敷市有城に校地を取得
昭和 46 年	家政科を家政学科に、食物栄養科を食物栄養学科に、保育科を幼児教育学科にそれぞれ名称変更
昭和 47 年	倉敷キャンパス第 1 期工事完成。家政学科、食物栄養学科を倉敷キャンパスに移転
昭和 48 年	倉敷キャンパス学生寮（椿寮）完成
昭和 53 年	倉敷キャンパス第 2 期工事および学生ホール完成。幼児教育学科を倉敷キャンパスに移転 3 学科を統合
昭和 54 年	学歌（服部忠志作詞・松本民之助作曲）を制定 3 学科統合記念に「希望像」（佐山道知作）を建立 バス停より校門まで学生専用通学路を新設
昭和 55 年	総合科目「人間形成と実践」を開設 図書館司書資格の講座を開設 学生ホールにラウンジを増設
昭和 56 年	開学 30 周年記念式典を挙げる。記念事業としてブロンズ像「エーゲ海に捧ぐ」（木内克作）を建立 学内に学生寮（椿寮 2 号館）を増設
昭和 57 年	食物栄養学科に専攻科を新設
昭和 58 年	家政学科を生活科学コース・生活文化コースに分ける（1989 年廃止）
昭和 59 年	全学科に一般教育科目「コンピュータ概論」「コンピュータ演習」を開設 幼児教育学科を保育コース・福祉コースに分ける（1993 年廃止）

	カナダ・B.C. 州立マラスピナ・ユニバーシティ-カレッジと姉妹校の提携を結ぶ
昭和 60 年	倉敷キャンパス第 3 期工事（本館）完成。記念事業として学母・原田かめよ先生の胸像、ブロンズ像「夏の思い出」（エミリオ・グレコ作）を建立 倉敷市福井に学生寮（福井寮）を新設
昭和 61 年	第 2 代理事長・学長原田勉先生勲 3 等瑞宝章受章 英語科を新設
昭和 62 年	英語科カナダ語学研修を開始
昭和 63 年	岡山女子短期大学「社会教育主事任用資格」の届書が受理・承認 全天候型テニスコート（3 面）を新設 カナダ研修センターを設置
平成元年	家政学科を生活情報学科に名称変更。英語科に英語秘書専攻、幼児教育学科に幼児教育専攻の各専攻科を新設
平成 2 年	情報処理教育センターを新設
平成 3 年	食物栄養学科を栄養コース・食物教養コースに分ける 開学 40 周年記念式典を挙行。記念事業として創立者・初代学長原田林市先生ならびに第 2 代学長原田勉先生の胸像を建立
平成 6 年	体育館・学生ホール・食堂ラウンジ棟を新設
平成 7 年	VIS（ビジュアル アイデンティティ システム）導入 体育館・学生ホール・食堂ラウンジ棟落成記念事業としてブロンズ像「アクロバット」（デヴィッド・W. エリス作）建立
平成 8 年	第 3 代理事長・学長原田俊子先生勲 3 等瑞宝章受章 ニュー・カレッジ・フロンティア・プラン（NCFP）を開始 セメスター制導入 シラバス完全公開 弓道場移転新設 インターネットホームページ開設
平成 9 年	叙勲記念事業として原田俊子先生胸像建立 新図書館棟竣工 英語科を比較文化コース・実務英語コースに分ける 専攻科食物栄養学専攻が学位授与機構の認定を受ける 制服廃止 カナダ姉妹校に日本庭園「オカヤマガーデン」を開園 新図書館棟落成記念事業としてブロンズ像「若い女と子供」（オーギュスト・ロダン作）建立 学内 LAN「OWCNET」完成
平成 10 年	専攻科食物栄養学専攻が 3 年制栄養士養成施設の指定を受ける キャリアズを導入し、「編入学受験対策講座」「資格取得講座」「キャリア養成講座」を開設する 英語科に社会人の科目等履修生を受け入れる 図書館を学外に開放する
平成 11 年	A・B・M・C 棟の教室及び研究室にエアコンを設置する 食物栄養学科にフードスペシャリスト養成講座を開設する 学生相談室を開設する
平成 12 年	校名を「岡山短期大学」に変更し男女共学とする 食物栄養学科及び英語科の期間付入学定員を期間終了により解消 食物栄養学科 栄養・食物教養の履修コースを廃止

	英語科 比較文化・実務英語の履修コースを廃止 生活情報学科の履修方法を情報コミュニケーションコース・生活科学コースとする 平成 11 年度自己点検・評価報告書に基づき、第三者評価を実施する
平成 13 年	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科及び生活情報コミュニケーション学科設置認可申請に伴い生活情報学科、食物栄養学科、英語科の学生募集を停止 図画工作・器楽レッスン棟竣工 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科及び生活情報コミュニケーション学科設置認可
平成 14 年	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科が管理栄養士養成施設指定認可を受ける C 棟を全面改修により栄養学実験実習棟として新設 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科及び生活情報コミュニケーション学科開学 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科が食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設の指定を受ける 岡山学院大学「社会教育主事任用資格」の届書が受理・承認
平成 15 年	岡山学院大学人間生活学部生活情報コミュニケーション学科に高等学校教諭一種免許状（情報）の課程認定を受ける 岡山短期大学生生活情報学科、英語科及び専攻科被服専攻、食物専攻、英語秘書専攻を廃止
平成 16 年	岡山短期大学食物栄養学科及び専攻科食物栄養学専攻を廃止 岡山学院大学人間生活学部生活情報コミュニケーション学科を人間情報学科に名称変更
平成 17 年	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科に栄養教諭一種免許状の課程認定を受ける 岡山短期大学幼児教育学科の「『人間関係力』養成支援プログラム」が平成 17 年度文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色 G P）に採択される
平成 18 年	岡山短期大学が財団法人短期大学基準協会の第三者評価により適格認定を受ける
平成 19 年	岡山学院大学人間生活学部人間情報学科を募集停止、キャリア実践学部キャリア実践学科を開設 岡山短期大学幼児教育学科の「人命尊重マインド養成支援プログラム」が平成 19 年度文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援 G P）に採択される
平成 21 年	岡山学院大学、岡山短期大学それぞれの就職支援プログラムが平成 21 年度文部科学省「学生支援推進プログラム」に採択される
平成 22 年	岡山学院大学人間生活学部人間情報学科を廃止 岡山学院大学キャリア実践学部キャリア実践学科の学生募集を停止
平成 23 年	岡山学院大学が財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の認定を受ける 岡山短期大学開学 60 周年記念式典を挙げる
平成 24 年	岡山学院大学の「地域高齢者と大学の連携による現場に即応する管理栄養士の育成」及び、岡山短期大学の「模擬保育室・保育相談実践室を利用した保育実感力養成プログラム」が平成 24 年度文部科学省「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択される

岡山短期大学

平成 25 年	岡山短期大学が一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価により第 2 評価期間の適格認定を受ける 岡山学院大学キャリア実践学部キャリア実践学科を廃止する
平成 30 年	岡山学院大学が公益財団法人日本高等教育評価機構による 2 度目の大学機関別認証評価の適合認定を受ける
平成 31 年	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教職課程（栄養教諭一種免許状）が再課程認定を受ける 岡山短期大学幼児教育学科の教職課程（幼稚園教諭二種免許状）が再課程認定を受ける
令和 2 年	岡山短期大学が一般財団法人短期大学基準協会の認証評価により第 3 評価期間の 適格認定を受ける 岡山短期大学の卒業後の目標として、公務員となる公務員養成コース、及び Society 5.0 時代の保育者となる Society 5.0 保育者養成コースを設ける
令和 5 年	学生寮（椿寮）を閉鎖する 岡山短期大学幼児教育学科入学定員を 70 名に変更する
令和 6 年	岡山短期大学幼児教育学科入学定員を 40 名に変更する
令和 7 年	岡山学院大学が一般財団法人大学・短期大学基準協会による 3 度目の大学機関別認証評価の適格認定を受ける 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の名称をデジタル生活学部フードマネジメント学科に変更する

< 短期大学の沿革 >

昭和 26 年	岡山女子短期大学を開設 家政科を設置
昭和 31 年	附設幼稚園教員養成所を設置
昭和 33 年	保育科を新設
昭和 38 年	栄養科を新設
昭和 41 年	家政科に専攻科を新設 学校図書館司書教諭の講座を開設
昭和 43 年	栄養科を食物栄養科に名称変更
昭和 45 年	倉敷市有城に校地を取得
昭和 46 年	家政科を家政学科に、食物栄養科を食物栄養学科に、保育科を幼児教育学科にそれぞれ名称変更
昭和 47 年	倉敷キャンパス第 1 期工事完成 家政学科、食物栄養学科を倉敷キャンパスに移転
昭和 48 年	倉敷キャンパス学生寮（椿寮）完成
昭和 53 年	倉敷キャンパス第 2 期工事および学生ホール完成 幼児教育学科を倉敷キャンパスに移転 3 学科を統合
昭和 55 年	総合科目「人間形成と実践」を開設 図書館司書資格の講座を開設 学生ホールにラウンジを増設
昭和 56 年	学内に学生寮（椿寮 2 号館）を増設
昭和 57 年	食物栄養学科に専攻科を新設

昭和 58 年	家政学科を生活科学コース・生活文化コースに分ける（平成元年廃止）
昭和 59 年	全学科に一般教育科目「コンピュータ概論」「コンピュータ演習」を開設 幼児教育学科を保育コース・福祉コースに分ける（平成 5 年廃止） カナダ・B.C. 州立マラスピナ・ユニバーシティ-カレッジと姉妹校の提携を結ぶ
昭和 60 年	倉敷キャンパス第 3 期工事（本館）完成 倉敷市福井に学生寮（福井寮）を新設
昭和 61 年	英語科を新設
昭和 62 年	英語科カナダ語学研修を開始
昭和 63 年	岡山女子短期大学「社会教育主事任用資格」の届書が受理・承認 全天候型テニスコート（3 面）を新設 カナダ研修センターを設置
平成元年	家政学科を生活情報学科に名称変更 英語科に英語秘書専攻、幼児教育学科に幼児教育専攻の各専攻科を新設
平成 2 年	情報処理教育センターを新設
平成 3 年	食物栄養学科を栄養コース・食物教養コースに分ける
平成 6 年	体育館・学生ホール・食堂ラウンジ棟を新設
平成 8 年	セメスター制導入 シラバス完全公開 弓道場移転新設 インターネットホームページ開設
平成 9 年	新図書館棟竣工 英語科を比較文化コース・実務英語コースに分ける 専攻科食物栄養学専攻が学位授与機構の認定を受ける 制服廃止 カナダ姉妹校に日本庭園「オカヤマガーデン」を開園 学内 LAN「OWCNET」完成
平成 10 年	専攻科食物栄養学専攻が 3 年制栄養士養成施設の指定を受ける 「編入学受験対策講座」「資格取得講座」「キャリア養成講座」を開設する 英語科に社会人の科目等履修生を受け入れる 図書館を学外に開放する
平成 11 年	A・B・M・C 棟の教室及び研究室にエアコンを設置する 食物栄養学科にフードスペシャリスト養成講座を開設する 学生相談室を開設する
平成 12 年	校名を「岡山短期大学」に変更し男女共学とする 食物栄養学科及び英語科の期間付入学定員を期間終了により解消 食物栄養学科 栄養・食物教養の履修コースを廃止 英語科 比較文化・実務英語の履修コースを廃止 生活情報学科の履修方法を情報コミュニケーションコース・生活科学コースとする 平成 11 年度自己点検・評価報告書に基づき、第三者評価を実施する

岡山短期大学

平成 13 年	生活情報学科、食物栄養学科、英語科の学生募集を停止 図画工作・器楽レッスン棟竣工
平成 15 年	岡山短期大学生生活情報学科、英語科及び専攻科被服専攻、食物専攻、英語秘書専攻を廃止
平成 16 年	岡山短期大学食物栄養学科及び専攻科食物栄養学専攻を廃止
平成 17 年	岡山短期大学幼児教育学科の「『人間関係力』養成支援プログラム」が平成 17 年度文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色 G P）に採択される
平成 18 年	岡山短期大学が財団法人短期大学基準協会の第三者評価により適格認定を受ける
平成 19 年	岡山短期大学幼児教育学科の「人命尊重マインド養成支援プログラム」が平成 19 年度文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援 G P）に採択される
平成 21 年	岡山短期大学それぞれの就職支援プログラムが平成 21 年度文部科学省「学生支援推進プログラム」に採択される
平成 23 年	岡山短期大学開学 60 周年記念式典を挙行
平成 24 年	岡山短期大学の「模擬保育室・保育相談実践室を利用した保育実感力養成プログラム」が平成 24 年度文部科学省「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択される
平成 25 年	岡山短期大学が一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価により第 2 評価期間の適格認定を受ける
平成 31 年	岡山短期大学幼児教育学科の教職課程（幼稚園教諭二種免許状）が再課程認定を受ける
令和 2 年	岡山短期大学が一般財団法人短期大学基準協会の認証評価により第 3 評価期間の 適格認定を受ける 岡山短期大学の卒業後の目標として、公務員となる公務員養成コース、及び Society5.0 時代の保育者となる Society5.0 保育者養成コースを設ける
令和 5 年	学生寮（椿寮）を閉鎖する 岡山短期大学幼児教育学科入学定員を 70 名に変更する
令和 6 年	岡山短期大学幼児教育学科入学定員を 40 名に変更する

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 8（2026）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
岡山学院大学 デジタル生活学部 フードマネジメント学科	岡山県倉敷市有城 787	40	160	41
岡山短期大学 幼児教育学科	岡山県倉敷市有城 787	40	80	41
岡山短期大学	岡山県倉敷市有城 787	10	10	0

幼児教育学科 専攻科				
---------------	--	--	--	--

- 組織図
- 令和 8（2026）年 5 月 1 日現在

(令和元年5月1日現在)

```
graph TD
    Board[評議員会] --- President[理事長]
    President --- Supervisors[監事]
    President --- Deans[岡山学院大学  
岡山短期大学  
学長]
    President --- ERPC[教育研究活動  
推進委員会]
    President --- MainAdmin[岡山学院大学  
人間生活学部  
食物栄養学科  
岡山短期大学  
幼児教育学科  
教授会  
事務部  
情報処理教育  
センター  
生涯学習  
センター  
奨学生選考  
委員会  
学生相談室  
図書館  
図書館委員会]
    MainAdmin --- FD1[FD委員会]
    MainAdmin --- Career1[キャリア  
支援室]
    MainAdmin --- FD2[FD委員会]
    MainAdmin --- Career2[キャリア  
支援室]
    MainAdmin --- Prof[教授会  
大学・短大・合同の3種]
    MainAdmin --- AdmCom[入試管理委員会  
大学・短大・合同の3種]
    MainAdmin --- SD[SD委員会]
    MainAdmin --- AdmOff[入試事務室  
アドミッション  
オフィス]
    MainAdmin --- IRE[IR&EM係]
    MainAdmin --- Career3[キャリア学習  
センター]
```

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

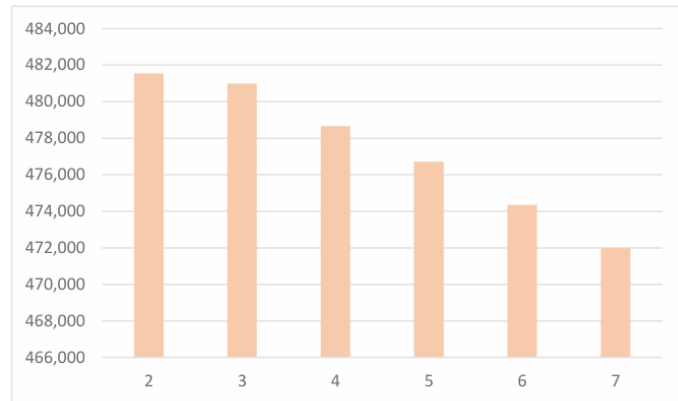
■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

表－1 令和2年から令和7年までの人口総数

年 (令和)	人口総数 (倉敷市)
2	481,542
3	480,974
4	478,651
5	476,710
6	474,330
7	471,985

(単位:人)

グラフ－1 令和2年から令和7年までの人口総数



表－2 倉敷市人口動態の増減

年 (令和)	転入	転出	増減
2	13,288	12,825	463
3	12,483	12,703	-220
4	13,890	13,857	33
5	14,223	13,504	719
6	13,762	13,243	519
7	13,508	13,418	90

(令和7年版（倉敷市統計書）より）

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度		令和7 (2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
岡山	33	61.1	24	50.0	23	60.5	20	60.6	12	50.0
広島	14	25.9	18	37.5	10	26.3	12	31.5	8	33.3
鳥取	2	3.7	1	2.0	2	5.2	0	0	1	4.1
島根	3	5.5	0	0	1	2.6	0	0	2	8.2
愛媛	1	1.8	0	0	1	2.6	0	0	0	0
高知	1	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	2	4.1	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4.1
奈良	0	0	1	2.0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	1	2.6	0	0
鹿児島	0	0	1	2.0	0	0	0	0	0	0
北海道	0	0	1	2.0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	1	2.6	0	0	0	0

〔注〕

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 7（2025）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

約 400 年前、大小の島々が点在する穏やかな海だった倉敷市は、江戸時代以降に行われた干拓により、陸地へと姿を変えていきました。干拓地には、塩に強い綿やイ草が栽培され、このことが、現代に繋がる倉敷市の繊維産業の礎となり、繊維製品出荷額国内第 1 位の「日本一の繊維のまち」へとつながっています。また、高度経済成長期には更なる発展をめざして、新たな産業を誘致し、水島コンビナートをはじめとする重化学工業製品などの製造により、「ものづくりのまち」としても繁栄を築いています。

さらに、「私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と母なる高梁川にはぐくまれ」から始まる倉敷市民憲章にあるように、豊かな自然環境のもと、農業や漁業が営まれ、桃やぶどうなどの多くの特産品を生産しています。そして、豊かな恵みの中で培われ、紡がれた歴史や文化が、私たちの暮らしに彩を与え、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市としての賑わいを創出しています。

私たちのまち倉敷市は、これまでの苦難を乗り越えた先人の知識と経験と努力のもとに形作られており、このかけがえのない財産を次の世代に繋げていくことが、私たちの役割と考えます。

一方で、豊かな恵みを与えてくれる自然は、時に、私たちに対して牙をむき、命や財産を脅かすことがあります。平成 30(2018)年 7 月に発生した未曾有の豪雨災害は、真備地区などに大きな爪痕を残しました。現在、災害からの復旧・復興への取組を強力に進めていますが、この取組には全国からの多くの温かい支援があったことを忘れてはなりません。今後も予期せぬ自然災害が起こることを想定し、災害への備えを強化していくことが必要ですが、一番重要なことは、市民一人ひとりの防災への意識を高めていくことです。

また、少子高齢化の進行とともに人口減少による地域の衰退が危惧されるなか、今後 10 年、20 年先を見通して、今やらなければならないことをためらうことなく進めていかなければ、今の豊かな暮らしを後世に残していくことはできません。国が実現をめざす Society5.0 の社会では、私たちの暮らしの中に AI、IoT、5G などの最先端技術が取り入れられ、自動運転による車両が人を運び、ドローンが物資を輸送し、危険な場所での作業をロボットが行い、自宅で学校の授業や最新の医療が受けられるなどの未来が描かれています。こうした、人に代わって、ロボットが暮らしを支える未来においても、持続可能な地域社会を形作るのは、やはり、人の力であり、相手を思いやり、慈しむ心が育てられなければ、地域全体で支え合い、日々の暮らしを楽しめる豊かな地域を築くことはできないのではないのでしょうか。

倉敷市は人と人との絆で、個性豊かな地域を結び、災害に負けない活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。その想いを「めざす将来像」に込めています。

（倉敷市第七次総合計画より引用）

岡山短期大学

■ 地域社会の産業の状況

地理：倉敷市（くらしきし）は岡山県の南中央部に位置し、市西部を高梁川が北から南に流れ瀬戸内海にそそいでいる。また JR 山陽本線が東西に横断している。比較的平坦である。

製造業：市南部の水島に日本有数のコンビナートがあり、石油化学産業、鉄鋼、自動車等の工場が建ち並んでいる。主な企業として、石油（JX 日鉱日石エネルギー水島製油所）、化学（三菱化学水島事業所）、鉄鋼（JFE スチール西日本製鉄所）、機械（三菱自動車工業水島製作所）がある。

他の高等教育機関

短大：川崎医療短期大学、倉敷市立短期大学、作陽音楽短期大学

大学：岡山学院大学（併設）、倉敷芸術科学大学、くらしき作陽大学、川崎医科大学、川崎医療福祉大学

産業別 15 歳以上就業者数

倉敷市の産業別 15 歳以上就業者数の推移を表－3：平成 27 年および令和 2 年の国勢調査の結果からみると、倉敷市の 15 歳以上就業者数は 5 年間で 9325 人の減員である。

表－3 平成27年および令和2年国勢調査における産業別15歳以上就業者数の増減(人)

	平成27年統計調査	令和2年統計調査	増減
農業	3,816	3,456	-360
林業	23	3,433	3,410
漁業	227	171	-56
鉱業、採石業、砂利採取業	29	45	16
建設業	18,525	18,458	-67
電気・ガス・熱供給・水道業	45,221	43,296	-1,925
情報通信業	1,221	1,054	-167
運輸業、郵便業	2,543	2,395	-148
卸業	13,633	14,062	429
卸売業、小売業	32,896	31,571	-1,325
金融業、保険業	4,181	3,742	-439
不動産業、物品賃貸業	3,139	3,279	140
学術研究、専門・技術サービス業	4,947	5,110	163
宿泊業、飲食サービス業	10,277	9,888	-389
生活関連サービス業、娯楽業	6,961	6,434	-527
教育、学習支援業	9,597	10,099	502
医療、福祉	29,365	31,071	1,706
複合サービス事業	1,383	1,230	-153
サービス業(他に分類されないもの)	12,059	11,890	-169
公務(他に分類されるものを除く)	4,784	4,698	-86
分類不能の産業	14,001	7,545	-6,456
計	218,819	209,494	-9,325

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

短期大学所在の市区町村の全体図倉敷市は、岡山県南西部に位置し、面積は 354.52 k m² で、東に岡山市・早島町・玉野市、西に浅口市・矢掛町、北に総社市が隣接している。南は瀬戸内海に面し、中央部に平野が広がり、北から南へ高梁川が流れている。平野部を取り囲む

ように丘陵や山が広がっているが、概して高度は低く、斜面も緩やかである。南部の一部では、山が海に迫っているところがある。瀬戸内特有の温暖で降雨量が少ない気候となっている。



倉敷市の位置

地区区分倉敷市は、一定の生活圏の広がりを有する倉敷、児島、玉島、水島の4地域、および身近な生活圏を担う庄、茶屋町、船穂、真備の4地区について、各地域・地区の特性に応じたまちづくりを推進し、市民が豊かさを実感できるまちづくりをめざしており、本学は倉敷地区に位置する。



(図：倉敷市都市計画マスタープランより)

鉄道および道路網倉敷市は、東西に国土軸を形成している基幹的交通軸上にあるとともに、南北にも四国や山陰と結ぶ広域交通網の結節点として、道路・鉄道などの主要な交通網が集中している。

広域的な高規格幹線道路は、山陽自動車道、瀬戸中央自動車道が整備されている。また、主要幹線道路としては、東西方向の国道2号、486号、南北方向の国道429号、430号があり、幹線道路としては県道および主要な市道などがあるが、これらの一部には、未整備区間や交通混雑区間が見られる。鉄道は、東西方向にJR山陽新幹線、JR山陽本線が、四国や山陰を結ぶ南北方向にJR本四備讃線、JR伯備線が運行されている。その他、倉敷地域と水島地域を結ぶ水島臨海鉄道や真備地区には井原鉄道も運行されている。



地域資源等分布状況

(図：倉敷市都市計画マスタープランより)

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

[テーマ D 財的資源]

- 余裕資金はあるものの、経常収支が学校法人全体、短期大学部門ともに過去3年間支出超過である。経営改善計画について進捗管理と必要に応じた修正を行い、財政の健全化に向けて努力を継続することが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員充足率が低いので、充足率を上げるよう努力されたい。

(b) 対策
○教職員数の見直しや賞与の査定などの見直しを図ってきたが、支出超過の状況に好転が見られなかったため、M&A も含めた法人経営の抜本の見直しを図った。 ○短期大学全体の収容定員充足率をあげるため入試広報等を充実させる取組を大学全体で取り組んできたが、改善の兆しが見られなかったため、定員数の見直し等について検討した。
(c) 成果
○令和7年度において、新しい理事長を迎え、法人経営の体制を一新したのち、法人経営の抜本的改革に着手しているところである。具体的には支出項目について検討し、事業の縮小や廃止を行い、支出の削減を実現しているところである。 ○定員数の見直し（令和5年70名、令和6年40名）により、短期大学全体の収容定員充足率は高くなっているが、入学者数は減少していることに変わりはない。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 7（2025）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

次の規程等を整備して公的資金の適正管理に努めるとともに、担当部署である経理課において毎年教職員に対して注意を促している。

公的研究費の適正な運営・管理について

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則

岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画

岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

この自己点検・評価報告書の作成のための自己点検・評価委員会は学長を先頭に尾崎教授をALOとして自己点検・評価を行った。また、その他の構成員は全学科教員および事務の関係部署員である。

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

自己点検評価組織	教職協同委員会	
ALO＝尾崎、ALO 補佐（ALO 不在の時など短期大学基準協会および評価チームの窓口を代理する）＝福田	<u>教員団</u> 尾崎、 副島、大賀、 馬場、山口、 都田、吉田、 山畑、佐藤、 秋山、山上	<u>事務職員団</u> 福田、 作永、川口
<u>ステアリングコミッティー</u> 尾崎、副島、大賀、馬場、山口、都田、吉田 福田、作永、川口		
<u>教職協同委員会（教員団、事務職員団）</u>		

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

令和7年度の自己点検・令和8年度に大学・短期大学基準協会の第三者評価を受審するために令和7年度から学生の学習成果、三つの方針、充実向上のための査定サイクル、PDCAサイクルの共有化を徹底した。

委員長である学長は教職員に対して学生の学習成果の獲得のための学習支援を要請し、FD活動およびSD活動のワークショップにおいてその成果の発表を求め全教員でより良い学習成果の獲得に対する意見交換を実現している。令和7年度FD・SDワークショップは次の通りである。

令和7年12月24日（水） 9:10 ～ 13:15	
委員会名	報告内容
SD 委員会報告	(1) SD 委員会の実施報告 (2) 事務部の業務改善に係る教職協働について (3) 入試改革及び広報活動について (4) 防災の危機管理について (5) 留学生の受け入れについて（入試広報及び学生支援）
FD 委員会報告 （岡山短期大学）	(1) 岡山短期大学 FD 委員会報告 (2) おかたんみらい園の強化を図るための PDCA サイクル (3) 「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の強化を図るための PDCA サイクル (4) 「STEAM 教育の理論と実践」及び「プログラミング教育」の強化を図るための PDCA サイクル (5) 学生の学習成果の獲得に向けた教員相互による授業評価の実施について (6) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について (7) 学生への合理的配慮の実施について（認証評価の基準Ⅱに関して） (8) 外部評価の実施について (9) 「Society5.0 保育者養成コース」及び「公務員養成コース」の実施状況について (10) 学生の学習成果及び 3 つの方針の PDCA サイクルについて
FD 委員会報告 （岡山学院大学）	留学生受け入れに対する対応について (1) 授業に関して (2) 実験・実習に関して (3) その他、留学生への対応に関して

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和7（2025）年度を中心に）

本学においては、学科会議終了後に開催される「FD会議」において自己点検・評価報告書の内容に関することを取り上げたり、自己点検・評価報告書全体の記述内容等の反省を行う機会を設けたりするなかで、次年度の「自己点検・評価報告書」の作成を進めていく体制をとっている。

日程（令和7年から令和8年）	会議名	議題
4月5日（土）学科会議終了後	FD 会議	(1) 令和7年度授業参観について
5月10日（土）学科会議終了後	FD 会議	(1) 令和7年度授業参観について（日程調整ほか）
6月14日（土）学科会議終了後	FD 会議	(1) 令和7年度授業参観（前期）を終えて

岡山短期大学

		(2) 令和6年度「自己点検・評価報告書」について
7月12日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) 「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」についての情報共有
8月7日(木) 学科会議終了後	FD 会議	(1) 前期授業参観の振り返り(意見交換) (2) 教職課程自己点検についての依頼
9月13日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) 後期授業参観について (2) 教職課程自己点検についての依頼 (3) 資料「教育課程企画特別部会『論点整理(素案)』(令和7年9月5日)より
10月11日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) 後期授業参観を終えての検討 (2) SD・FD ワークショップについての検討 (3) その他
11月8日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) SD・FD ワークショップについての検討 (2) その他
12月20日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) SD・FD ワークショップについての検討 (2) 「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について(中間まとめ)案」(令和7年12月18日) (3) その他
1月10日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) SD・FD ワークショップ後の検討 (2) 令和6年度「岡山短期大学 自己点検評価報告書」基準Ⅰの検討 (3) その
2月7日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) 令和6年度「岡山短期大学 自己点検評価報告書」基準Ⅱの検討 (2) その他
2月24日(火) 14:30～15:30	幼児教育 学科運営 に係わる 会議(常 勤・非常 勤全体会 議)	1. 学生の現況※令和8年2月17日現在 2. 学習支援・学生生活支援等について(フリートーク) 3. 令和8年度 シラバスの作成について (シラバス作成規則に従って作成のこと) 4. 令和8年度後期 授業改善 C&A シートについて (シラバスチェック規則・授業評価に関する規程に従って作成のこと) 5. 令和8年度後期 ルーブリック評価表について (ルーブリック評価規則に従って作成のこと) 6. 議題の3, 4, 5について質疑応答 7. その他 諸連絡
3月14日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) 令和6年度「岡山短期大学 自己点検評価報告書」基準Ⅲ・Ⅳについて (2) その他

岡山短期大学

4月1日（水）学科会議終了後	FD 会議	（1）令和7年度「自己点検・評価報告書」と認証評価について （2）令和8年度「授業参観」について
5月21日（木）学科会議終了後	FD 会議	（1）令和7年度「自己点検・評価報告書」と認証評価について ・基準Ⅰ ・基準Ⅱ （2）令和8年度「授業参観」について
6月18日（木）学科会議終了後	FD 会議	（1）令和7年度「自己点検・評価報告書」と認証評価について ・基準Ⅰ ・基準Ⅱ ・基準Ⅲ ・基準Ⅳ （2）令和8年度「授業参観」について

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料：1. 教育三綱領の揭示物

2. 学生のしおり【令和 7 年度】(17 頁)

3. 入学案内【2026】(37 頁)、

4. 本学公式ウェブサイト「建学の精神」

https://owc.ac.jp/service/about_hongaku/

備付資料：1. 『岡山女子短期大学四十周年史』

2. 『岡山学院大学・岡山短期大学の歩み—平成 3 年から令和 3 年まで—』

16. 学生のしおり【令和 7 年度】

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

岡山短期大学の建学の精神は、本学の創立者である原田林市初代理事長・学長が大正 13 年に岡山県浅口郡鴨方町六条院に設立した「岡山県生石高等女学校」の建学の精神、教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を継承し、本学公式ウェブサイトにおいて次のように示し学内外に表明している（提出-1、提出-2-17 頁、提出-3-37 頁、提出-4）。

教育三綱領（1924 年制定）創立者とその私学で養成する人物像を示したものが「建学の精神」です。岡山学院大学・岡山短期大学の建学の精神は、「教育三綱領」です。

教育三綱領を基に、岡山学院大学では管理栄養士、そして岡山短期大学では保育者を育成します。

「自律創生」

道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

「信念貫徹」

目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

「共存共栄」

社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

この教育三綱領の意味は「人間は信念をもって生きるものであり、信念のない人間は舵のない船のようなものである。信念とは人間の生きる道であり、道は道路と同じで、必ず踏み行わなければならない、道を行かなければけがをし、あやまちをする。信念をもって如何なることがあろうとも道はずさず生きるとの信念を徹底しなければならない。そして、この道は人間により拓かれ、道徳的理想に向かって人間の本務を体得するもので、価値としての自我の創造につとめるとともに校風の発展に努力し、更にはその道によって世界の人間と交流し、日本国民としての自覚をもって世界の平和に貢献せよ。」ということです。

教育基本法第 6 条において、「法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる」とある。これは、学校の事業の性質が公のものであり、それが国家公共の福利のためにつくすことを目的とすべきものであって、私のために仕えてはならないという考えである。

同法第 1 条に、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者と

して必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とある。この目的を実現するために、同法第 2 条に 5 項目の目標が示されている。すなわち、「一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」、「二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」、「三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」、「四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」、「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」である。

また、私立学校法第 1 条には、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」とある。私立学校の特性を認めつつ教育基本法に示された教育の目的及び目標と矛盾しないことを求めているのである。

如上のとおり、本学の建学の精神「教育三綱領」は、本学の自主性を備えつつ教育基本法及び私立学校法に合致したものであり、法に基づいた公共性を有している。

建学の精神「教育三綱領」は入学式当日に配付する『学生のしおり』（CD-ROM 版）において教育三綱領と岡山短期大学学歌を示し、さらに学則施行細則第 1 章においても教育三綱領とその説明を示している（備付-16）。学長は入学式の式辞において教育三綱領について述べ、式の最後には新生、在学生、教職員一同で教育三綱領が歌詞に挿入されている岡山短期大学学歌を歌う（備付-16）。このようにして入学と同時に新生、在学生、教職員一同で建学の精神を共有し、保護者にも周知している。入学後も 1 年前期科目「保育者基礎演習」において教育三綱領に関する学びがある。また、学外に対しては本学公式ウェブサイト、入学案内等において教育三綱領を示し、オープンキャンパスや高校教員対象の入試懇談会等の場でも説明している。

新年全体会議、幼児教育学科授業担当教員（専任教員・特別専任教員・非常勤教員）会議、新年度準備会議など全教職員が出席する会議など、機会あるごとに冒頭の学長挨拶において建学の精神に関する講話があり、教職員間で建学の精神を確認し合い理解を深める場を設けている。日常の学生生活においては教室などに教育三綱領とその解説を掲示して啓発にも努めている（提出-1）。このようにして学生は、学生生活の様々な場面で建学の精神「教育三綱領」について学び、学内において共有している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学においては、学校生活全体を通じて「建学の精神」を学生（あるいは受験を希望する高校生）および教職員にいたるまで意識化できるように取り組んでいるところである。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

前回の認証評価以後、どのように「建学の精神」を授業全体にまで浸透させていくことができるのか検討を重ねているところである。たとえば、授業参観用のループブック評価の項目に「建学の精神」に関する項目を入れているが、「建学の精神」を隅々まで浸透されるこ

とができていたとはいえないため今後の課題であると言える。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

建学の精神については、法人運営の体制変更に伴い、令和 7 年度中に改訂が行われ、令和 8 年度より新教育三綱領が適用されている（提出-1）。

建学の精神

1. 国際交流による世界平和への貢献
2. 少子高齢化に対応する教育を通じた地域社会及び日本への貢献
3. 学園に集うすべての人々の物心両面における幸福の追求

〔テーマ 基準 I -B 教育の効果〕

＜根拠資料＞

提出資料：2. 学生のしおり【令和 7 年度】（17-20 頁、）

3. 入学案内【2026】（37-38 頁）

4. 本学公式ウェブサイト「教育方針と学生の学習成果」

https://owc.ac.jp/service/oc_policy/

5. 学生募集要項【令和 8（2026）年度】（29 頁）

備付資料：なし

〔区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。〕

本学は「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」を定め、教育理念、教育目標を令和 7 年度の『学生のしおり』に明確に示している（提出-2）。

第 1 章 教育理念および学科の教育目標教育理念

岡山短期大学の建学の精神「教育三綱領」は、

自律創生：道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

信念貫徹：目標を達成する継続的な学びと努力を实践する。

共存共栄：社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

であり、教育理念は、岡山短期大学の教育理念は、学生一人ひとりが強い信念をもち、それぞれが志した学習目標を達成し、本学で修得した知識、技能および免許・資格を活かした進路を確実に得、本学および社会の発展に寄与する人材を育てることである。そしてそのために、本学はアセスメント・ポリシーに基づく高等教育の質保証を図り、保育者養成の教育目標を達成することを使命とする。

幼児教育学科の教育目標

幼児教育施設（幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園）の現場で、幼児教育（環境を通して行う教育）とは何かを考え、「資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識し、保育指針の「乳児・1 歳以上 3 歳未満児の保育」を理解し、乳児期の保育や子どもの育ちをとらえて、幼児期への学びの連続性を考えることができる保育者を養成する。

本学科の保育者養成の教育目標

- ①Society5.0 時代の AI に代表される技術革新の進歩や IoT の広がり、世界のグローバル化や流動化など、日本社会や世界の状況の 20 年後の将来に対応できる力の基礎を育むことができる保育者を養成する。
- ②幼児教育において育みたい「資質・能力」の三つの柱「知識及び技能の基礎」・「思考力、判断力、表現力等の基礎」・「学びに向かう力、人間性等」を育成することのできる保育者を養成する。
- ③幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10 の姿）「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」を育むことに向けて指導ができる保育者を養成する。
- ④すべての子どもが安心して過ごせるよう、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの生活状況や実態に合わせて気持ちが前向きになるよう満たすような働きかける養護と幼児教育を一体的に展開するために、保育の実際を評価し保育を改善し続けることができる保育者を養成する。

更に、卒業後の目標として、次の公務員となる公務員養成コース、及び Society5.0 時代の保育者となる Society5.0 保育者養成コースを設ける。

公務員養成コース

基礎教育科目の「公務員講座（A）」「公務員講座（B）」で公務員試験出題科目を集中的に学習すると共に、「卒業予備研究」「卒業研究（A）」を通して集中的に公務員試験受験のための社会人基礎力を獲得し公務員試験に合格する。

Society5.0 保育者養成コース 基礎教育科目の「ソサエティ 5.0 理解」「情報処理基礎」「情報処理演習」「ICT リテラシー（A）」及び「ICT リテラシー（B）」の学習を通して Society5.0 時代の保育者に必要な ICT 技術を修得すると共に、「卒業予備研究」「卒業研究（A）」「卒業研究（B）」で「模擬保育室」の Society5.0 化を研究し Society5.0 時代の保育者になる。

本学は、「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」に基づき、本学の学則施行細則に「教育理念および学科の教育目標」を明確に示し、幼児教育学科が幼稚園教諭および保育士の養成のための学科であることを建学の精神に基づき十分に反映させている（提出-2）。

学科の教育目的・目標は、様々な機会や場面において学内外に明確に表明している。学内に対しては、学長は入学式及び卒業式の式辞において、建学の精神である教育三綱領と併せて教育目的・目標について述べている。また、入学式当日に配付する「学生のおしり」には、学則施行細則第 1 章「教育理念および学科の教育目標」第 1 条「教育理念」において、教育目的・目標を明記している（提出-2）。これにより、学生および保護者は、入学と同時に教育目的・目標を知り意識することができる。学外に対しては、学長はオープンキャンパスにおいて、建学の精神である教育三綱領と併せて教育目的・目標について述べている。また、本学公式ウェブサイトにおいて、「幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針（卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）」を公開し（提出-4）、学科教員は入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して説明するとともに、進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して説明している。

本学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかどうかについて、毎月の学科会議及び FD 会議の中で教育目的・目標を確認するとともに、その妥当性、

適切性について専任教員を中心として話し合い、繰り返し点検している。さらに、前後期の授業実施後にその評価を行う中で、教育目的・目標に照らして妥当性、適切性を再確認している。また、学外における定期的な点検は、毎年卒業生の就職先に就職先アンケートを送付し、施設長等から本学の教育目的・目標に基づいた人材養成が保育現場の要請に込んでいるかどうかについて率直な意見を聴取したうえで、量的、質的な調査も実施している。この結果は、12月に開催する全学FD・SDワークショップの場で報告し、点検結果を確認している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学においては、FD 会議等の様々な場面において教育目的・目標についての点検を実施している。教育目的・目標は、在学生向けオリエンテーション、進学者向けのオープンキャンパスや進路（進学）ガイダンス、入学式等の場面において適切に在学生あるいは進学者に対しての説明責任を果たしている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

本学は学生の学習成果を「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」及び「幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針」として規程整備してある。したがって学習成果は、「学生のしおり」の「学則施行細則」第1章 教育理念および学科の教育目標の第1条において、建学の精神「教育三綱領」、教育理念、幼児教育学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針（学位授与の方針&卒業認定、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）を建学の精神と一体的に定めている（提出-2）。

「学則施行細則」第1章第1条において、幼児教育学科の教育目標①②③④および学生の学習成果であるⅠ．専門的学習成果、Ⅱ．汎用的学習成果が示されている。教育目標①②は社会人としての全体的な能力に関わる教育目標であり、これらは主に汎用的学習成果に、③④は幼児教育者としての専門的能力に関わる教育目標であり、これらは主に専門的学習成果に対応している。

学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基に、自律した信念のある社会人となることである。学科の専門学習では、Society5.0時代の現場に即応する保育者（幼稚園教諭・保育士）になるため、学科の教育課程（基礎教育科目および専門教育科目）の学習をととして、次の学習成果を獲得する。

- I．専門的学習成果：幼児教育施設（幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園）の現場で、幼児教育（環境を通して行う教育）とは何かを考え、「資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識し、保育指針の「乳児・1歳以上3歳未満児の保育」を理解し、乳児期の保育や子どもの育ちをとらえて、幼児期への学びの連続性を考えることができる能力を獲得する。
- II．汎用的学習成果：社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得する。社会人としての責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己管理の能力を、また職業生活や社会生活に必要な情報リテラシーや数量的スキル、人との関わりに必要な論理的思考、自己表現、他者理解、問題解決の能力を獲得する。

本学は学生の学習成果を様々な場面において示すようにしている。まず学内に対しては、学長は入学式の式辞において学習成果について述べている。また、入学式当日に配付する「学生のしおり」には、前掲の通り学生の学習成果が明記してある（提出-2）。これにより、学生および保護者は、入学と同時に学習成果を意識することができる。さらにシラバスでは科目レベルの各科目の学習成果が明記されており、その内容は授業担当者が授業時に学生に対して説明している。シラバスには根拠となる専門的学習成果や汎用的学習成果の評価をどのように行うのか、その評価方法も明記している。次に学外に対しては、学科教員がオープンキャンパスにおいて本学で得られる学習成果について述べている。また、本学公式ウェブサイトにおいて、「幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針」を表明している（提出-4）。学科教員は入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して説明するとともに、進学ガイダンス等の場で本学のブースを来訪する高校生に対して説明している。

学校教育法第 108 条において、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」とある。本学では学科 FD 会議の中で学生の学習成果を確認するとともに、その妥当性、適切性について主任教授を中心として話し合い、繰り返し点検している。さらに、前後期の授業実施後の成績評価の中で、学習成果の妥当性、適切性を再確認している。また、12 月に開催される全学 FD・SD ワークショップで、学習成果の点検の過程（PDCA サイクル）について外部の評価者による評価を受け、評価に基づいて学習成果を検討している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学においては、すべての授業について詳細なシラバスを作成しており、必ずそこに学生の学習成果（「専門的学習成果」および「汎用的学習成果」）を記載している。また授業担当教員は学生に対して、シラバスに記載されている事項について説明を行ったうえで、授業を実施しており、学内においては学生の学習成果に対して周知徹底を図っている。

また学生の学習成果については、学外に対しても公表しており、必要に応じて会議等で検討を重ね、改定を検討する体制を整えている。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

本学は三つの方針を「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」及び「幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針」として規程整備してある。規程により建学の精神「教育三綱領」、教育理念、幼児教育学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針を関連付けて一体的に定めた三つの方針は「学生のしおり」「学則施行細則」第 1 章第 1 条に規定してある（提出-2）。

次表に示すように三つの方針は建学の精神を基盤として、教育目的、教育目標、学生の学習成果と一体となっている。

卒業認定・学位授与の方針

学位：短期大学士（幼児教育学）

Society5.0 時代の現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程（基礎教育科目および専門教育科目）の学習を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。卒業認定の際に獲得していることを求める学習成果は次のとおりである。 Society5.0 時代の現場に即応できる

保育者に求められる専門的学習成果と社会人・職業人として求められる汎用的学習成果を獲得している。

教育課程編成・実施の方針

専門教育科目の編成と実施

幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目と、保育士資格取得に必要なカリキュラムを編成する。1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を 30 単位とするため、基礎教育科目と合わせた単位の上限を 30 単位とし、可能な限り 25 単位に近づけるように科目を開講する。授業の実施は、専門的学習成果のみではなく汎用的学習成果をも獲得できるように実施する。

基礎教育科目の編成と実施

免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目と共に、卒業後、公務員となる公務員養成コース及び Society5.0 時代の保育者となる Society5.0 保育者養成コースに必要な授業科目を編成する。意欲ある学生に対して図書館司書を取得できる科目を編成し、実施する。

入学者受け入れの方針

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

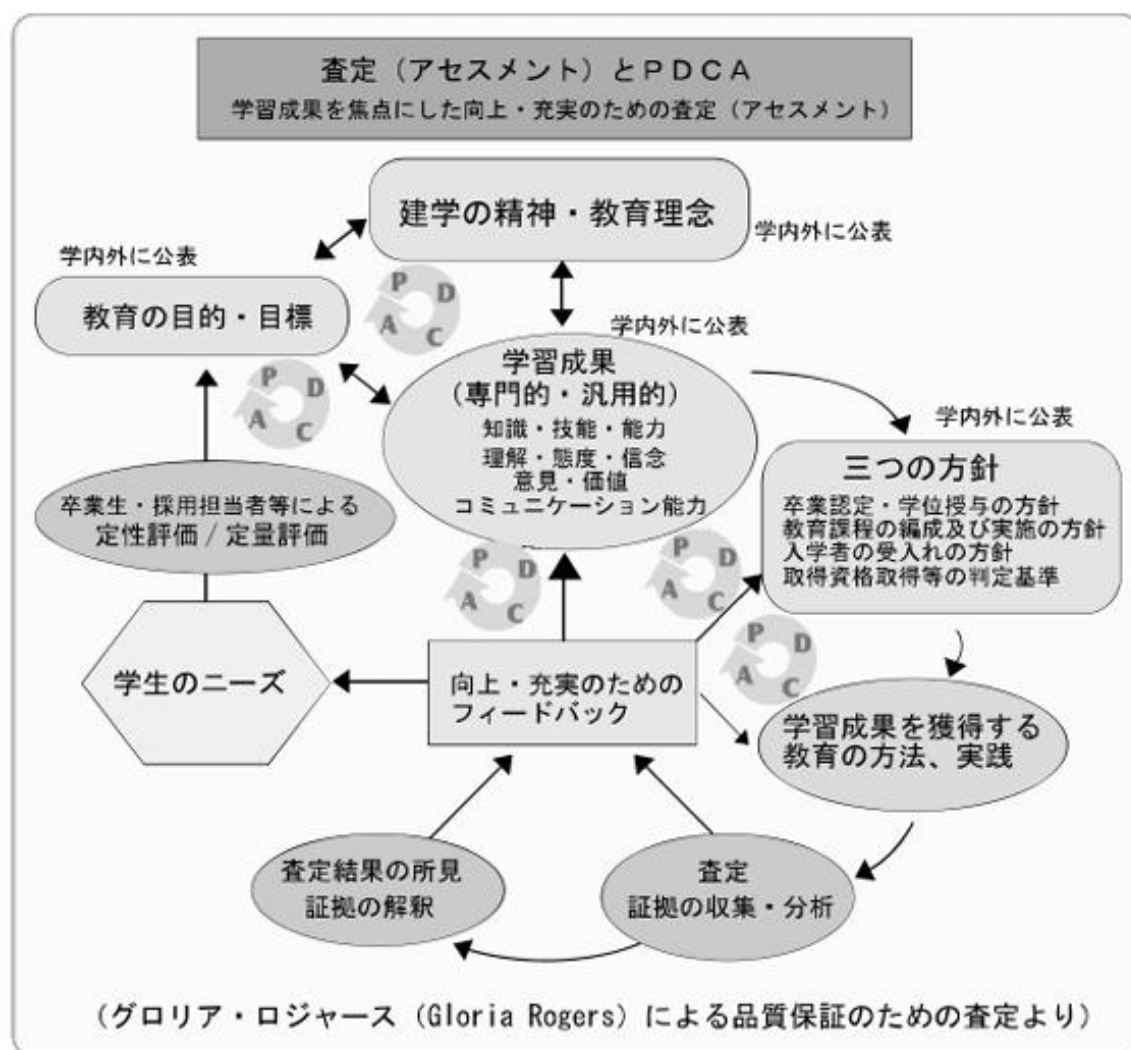
- ・自分のなりたい保育者像が明確である。
- ・子どもが好きで、心身ともに健康で、何事にも積極的である。
- ・幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得し、卒業後保育者として働く意志が強い。
- ・Society5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・体育や図画工作、音楽が好きで、特にピアノについては、基礎技能を身に付けようと努力できる。

幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針は、理事会、教授会で審議を経て策定している。これは第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年度から令和 2 年度）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された Society5.0 が急速に実現されようとしていることから、幼児教育学科の教育目標を「よき社会人として時代の進展に対応でき、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活ができる Society5.0 時代に即応する、保育者を養成する」ことに特化するよう令和元年度から検討を進めたものである。

Society5.0 では、ビッグデータを踏まえた AI やロボットにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになる。これからの保育現場においては、人工知能 (AI) を使った子どもの学習アプリから育児をする際に役立つ人工知能 (AI) 使った育児ツール、まるで本当の友達のようにになれる人工知能 (AI) を搭載した人型ロボットを用いた幼児教育の進展などは新しい時代の子どもの成長を促進させるようになる。またカメラやセンサーを設置し、園内での子どもの様子を送信して保護者が確認できるようにすることや子どもの成長や保育者の働き方に関するビッグデータを用いて保育現場の様々な課題を解決することもできるようになる。これらのことから、令和 2 年度から本学で保育者を目指す学生は、その技術に相応できる情報リテラシー能力と Society5.0 時代に必要な ICT 技術を修得し、卒業後は Society5.0 保育者として活躍する保育者を養成する Society5.0 保育者養成コースの履修コースを設けている（提出-3）。

また、同時に公務員養成コースの履修コースを設け（提出-3）、『公務員に必須の「一般教養」と「教職教養」を身に付けることと』『卒業後は公務員保育者として活躍する』ことを

目標とすることにした。公務員は、奉仕の心と向上心を忘れずに、市区町村の職員として自覚と責任を持ちながら、市民のため、市区町村の発展のために働く職業である。また子ども達を取り巻く環境にも目を向けながら家族支援や、地域の関わりも大切にしていかなければならない。そのため、1年前後期で「一般教養」と「教職教養」を身に付け、2年前期で社会人基礎力を基にした面接指導を実施する。同時に1年後期から2年前期で公務員養成ゼミナールを実施し、6月から9月にかけての地方公務員試験の合格を目指す。これにより公務員保育者に必要な総合力を身につけることができるようになる。次表が実施している建学の精神を基盤とした教育目的、教育目標、学生の学習成果と三つの方針である。



幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針（令和7年度）

岡山短期大学 幼児教育学科	
建学の精神「教育三綱領」	
自律創生：道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。	
広報	
「人は道によって生きるものであり、道は、人が目標を持って作っていくものです。学生は、自分で道を切り拓いていきます。」	

信念貫徹：目標を達成する継続的な学びと努力を实践する。

広報

「道は道路と同じで、道を通って行かなければ怪我をします。あやまちをおかします。学生は、どんなことがあっても目標を持って生きるとの信念を貫きます。」

共存共栄：社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

広報

「学生は、道によって社会に対する責任を自覚し、すすんで世界の人と交流し、世界の平和に貢献します。」

教育理念

岡山短期大学の教育理念は、学生一人ひとりが強い信念をもち、それぞれが志した学習目標を達成し、本学で修得した知識、技能および免許・資格を活かした進路を確実に得、本学および社会の発展に寄与する人材を育てることである。そしてそのために、本学はアセスメント・ポリシーに基づく高等教育の質保証を図り、保育者養成の教育目標を達成することを使命とする。

教育目標	学生の学習成果 Student Learning Outcomes	三つの方針（3ポリシー）		
		広報 本学は、学生が本学での学習を通して、知り、理解し、行い、実演できるようになることを、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーという三つの方針により、学生が入学から卒業までに獲得する学習成果を保証しています。	卒業認定・学位授与の方針 ディプロマ・ポリシー	教育課程編成・実施の方針 カリキュラム・ポリシー
本学科の保育者養成の教育目標 広報 岡山短期大学が目標とする力 1. 保育現場に即応する保育者になる力 2. 子どもを教育する力 3. 子育てを支援する力 幼児教育施設（幼稚園、保育所、幼保	広報 学生の学習成果とは、学生が本学での学習を通して、知り、理解し、行い、実演できるようになることを、専門的なものと汎用的なものに分けて、卒業時に獲得する学習成果として入学前に表明するものです。 専門的な学生の学習成果は、学生が目	広報 学生の学習成果に対応して、卒業時にどのような学位を得て、どのような免許・資格を修得でき、卒業後の進路についての方向を示します。 学位：短期大学士（幼児教育学） Society5.0 時代の現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程（基礎教	広報 学生の学習成果に対応して、どのようなカリキュラムで授業科目を学んで目標とする学習成果を獲得するのかを示します。 卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を30単位	広報 学生の学習成果に対応して、高等学校での学びの評価を含んでどのような入学者を受け入れるかを示します。 本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。 ・自分のなりたい保育者像が明確である。

連携型認定こども園)の現場で、幼児教育(環境を通して行う教育)とは何かを考え、「資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識し、保育指針の「乳児・1歳以上3歳未満児の保育」を理解し、乳児期の保育や子どもの育ちをとらえて、幼児期への学びの連続性を考えることができる保育者を養成する。 ①Society 5.0時代のAIに代表される技術革新の進歩やIoTの広がり、世界のグローバル化や流動化など、日本社会や世界の状況の20年後の将来に対応できる力の基礎を育むことができる保育者を養成する。 ②幼児教育において育みたい「資質・能力」の三つの柱「知識及び技能の基礎」・「思考力、判断力、表現力等の基礎」・「学びに向かう力、人間性等」を育成することのできる保育者を養成する。 ③幼児期の終わり	<u>標とする力を獲得するためのカリキュラムの学習を通して身に付ける知識、技能、能力です。</u> <u>汎用的な学生の学習成果は、社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力です。</u> 本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基に、自律した信念のある社会人となることである。学科の専門学習では、Society 5.0時代の現場に即応する保育者(幼稚園教諭・保育士)になるため、学科の教育課程(基礎教育科目および専門教育科目)の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。I. 専門的学習成果 幼児教育施設(幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園)の現場で、幼児教育(環境を通して行う教育)とは何かを考え、「資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識し、保育指針の「乳	育科目および専門教育科目)の学習を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。卒業認定の際に獲得していることを求める学習成果は次のとおりである。 Society 5.0時代の現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果と社会人・職業人として求められる汎用的学習成果を獲得している。	とするため、基礎教育科目及び専門教育科目と合わせた単位の上限を30単位とし、可能な限り25単位に近づけるように科目を開講する。 専門教育科目の編成と実施 幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目と、保育士資格取得に必要なカリキュラムを編成する。 授業の実施は、専門的学習成果のみではなく汎用的学習成果をも獲得できるように実施する。 基礎教育科目の編成と実施 免許法施行規則の第66条の6に定める科目と共に、卒業後、公務員となる公務員養成コース及びSociety 5.0時代の保育者となるSociety 5.0保育者養成コースに必要な授業科目を編成する。意欲ある学生に対して図書館司書を取得できる科目を編成し、実施する。	・子どもが好きで、心身ともに健康で、何事にも積極的である。 ・幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得し、卒業後保育者として働く意志が強い。 ・Society 5.0時代に必要なスキルの修得意識が強い。 ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。 ・体育や図画工作、音楽が好きで、特にピアノについては、基礎技能を身に付けようと努力できる。
---	---	---	---	---

までに育ってほしい姿(10の姿)「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」を育むことに向けて指導ができる保育者を養成する。 ④すべての子どもが安心して過ごせるよう、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの生活状況や実態に合わせて気持ち前向きになるよう満たすような働きかける養護と幼児教育を一体的に展開するために、保育の実際を評価し保育を改善し続けることができる保育者を養成する。 更に、卒業後の目標として、次の、公務員となる公務員養成コース、及び Society 5.0 時代の保育者となる Society 5.0 保育者養成コー	児・1歳以上3歳未満児の保育」を理解し、乳児期の保育や子どもの育ちをとらえて、幼児期への学びの連続性を考えることができる能力を獲得する。 Ⅱ. 汎用的学習成果 社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得する。社会人としての責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己管理の能力を、また職業生活や社会生活で必要な情報リテラシーや数量的スキル、人との関わりに必要な論理的思考、自己表現、他者理解、問題解決の能力を獲得する。			
---	--	--	--	--

スを設ける。 公務員養成コース 基礎教育科目の「公務員講座（A）」「公務員講座（B）」で公務員試験出題科目を集中的に学習すると共に、「卒業予備研究」「卒業研究（A）」を通して集中的に公務員試験受験のための社会人基礎力を獲得し公務員試験に合格する。 Society 5.0 保育者養成コース 基礎教育科目の「ソサエティ 5.0 理解」「情報処理基礎」「情報処理演習」「ICT リテラシー（A）」及び「ICT リテラシー（B）」の学習を通して Society 5.0 時代の保育者に必要な ICT 技術を修得すると共に、「卒業予備研究」「卒業研究（A）」「卒業研究（B）」で「模擬保育室」の Society 5.0 化を研究し Society 5.0 時代の保育者になる。				
---	--	--	--	--

三つの方針のうち「卒業認定・学位授与の方針」は、学生が学習成果を獲得したことを認めるものとなっており短期大学設置基準を遵守している。「卒業認定・学位授与の方針」は、

社会的（国際的）な通用性を確保するため本学が定めた「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「卒業認定・学位授与の方針の PDCA サイクル」によって教育の質保証を図り、点検を定期的実施している。「入学者受け入れの方針」は学生の履修指導、学習支援の場において生かされると共に学生の学習成果の獲得ができており、卒業時の高い専門職就職率の維持に反映されている。

「教育課程編成・実施の方針」は、本学で学生が卒業までに獲得する専門的学習成果と汎用的学習成果に対応している。学習成果については「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「学習成果の PDCA サイクル」によって教育の質保証を図っている。教員は「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう「教育課程編成・実施の方針」に即した担当科目の教育を行っている。また、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「授業改善の PDCA サイクル」を稼働させるために、担当科目に「卒業認定・学位授与の方針」に即した成績評価基準を設定しシラバスにも記載してある（提出-6）。教員は、日々の授業における学習成果の測定と記録により学生の学習成果の獲得状況を把握し、一層の向上・充実を図っている。本学科の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっており、また定期的に見直しをしている。以上により、本学における三つの方針は組織的議論を重ねて策定し、策定後も点検を受け続けている。また、本学における教育活動は三つの方針をよく踏まえたものになっている。

「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」については入学直後の「保育者基礎演習」の授業においても学生に対してその内容を説明している。また、入学案内、学生募集要項などにより学外に対しても表明している。「入学者受け入れの方針」は、本学公式ウェブサイト、入学案内、学生募集要項などにより内外に明確に示しており、入学者選抜にあたっては方針に即した方法を用いている。「入学者受け入れの方針」は、学生の学習成果、「教育課程編成・実施の方針」、「卒業認定・学位授与の方針」を明確に示してどのような学生に入学して欲しいかを示すものであり、学校案内および本学公式ウェブサイトにおいても分かりやすく明示しており外部に対しても適切に表明している。受験希望者、保護者に対しては、入試事務室が適切に対応している。入学手続者に対しては、「入学前学習」などによって入学までに授業や学生生活についての情報を提供する場を設けている。以上により、本学の三つの方針は学内外に対し明確に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学は、平成 20 年度から 24 年度まで、平成 25 年度から 29 年度まで、および平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 ヶ年の経営改善計画を実施してきた。さらに令和 6 年度から令和 10 年度までの経営改善計画を実施しているところである。この計画は経営改善プロジェクトチームを理事会で設置して推進してきた。経営改善計画は、高等教育の現況および将来展望に即した計数管理をするために、学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルにより高等教育の使命の検証を含めた 5 ヶ年計画を策定し、年度予算への落とし込みをすることで Plan-Do-Check-Action の体制を確立させるとともに、経営基盤の安定化を図ることを目標として策定した。査定サイクルは学生の学習成果を焦点とするものであるが、その前提として建学の精神、教育理念、教育目標、学生の学習成果及び三つの方針の関連性の点検が前提となる。そのため、本学は建学の精神をこの査定サイクルの中で定期

的に点検し確認している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

授業担当者がどのように教育の効果を評価していくかについて課題がある。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

そのため、各教員がシラバスにおいて学科レベル及び科目レベルの学習成果の評価方法を明確に示しており、学科会議およびFD会議の中でその妥当性を検討し、また毎年の年度末に「幼児教育学科授業担当教員会議（専任教員・特別専任教員・非常勤教員）」を学長が招集し教育内容の意思統一を図っている。

教育は、教員およびチームワークの取れた教員団の学生指導と学生支援によって有効なものとなる。本学科は毎月1回以上、学科会議およびFD会議の議題には必ず学生動向が含まれている。入学者受け入れ条件に適った学生であっても、入学後に自信をなくしたり将来に不安を抱いたりするものであるが、出席教員全員で学生一人一人の学習状況や指導方法や支援方法を検討している。次表は令和7年度の岡山短期大学幼児教育学科の学科会議、FD会議ならびに「幼児教育学科授業担当教員会議（専任教員・特別専任教員・非常勤教員）」の日程および議題である。なお、以上の会議の議事録については、学科教員内の議事録担当者が作成し、主任教授による確認が行われたのち、学科教員にMoodle上で閲覧可能となるようにしている。

学科会議等の日程および議題

日程	会議名	議題
4月5日（土）09：10～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況（1年生、2年生） ②実習状況（保・施・幼） ③主催行事 ④その他（授業等に関して）
4月5日（土）学科会議終了後	FD会議	（1）令和7年度授業参観について
5月10日（土）09：10～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況（1年生、2年生） ②実習状況（保・施・幼） ③主催行事 ④その他（授業等に関して）
5月10日（土）学科会議終了後	FD会議	（1）令和7年度授業参観について（日程調整ほか）
6月14日（土）09：10～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況（1年生、2年生） ②実習状況（保・施・幼） ③主催行事 ④その他（授業等に関して）
6月14日（土）学科会議終了後	FD会議	（1）令和7年度授業参観（前期）を終えて （2）令和6年度「自己点検・評価報告書」について
7月12日（土）09：10～	学科会議	1 教授会報告

		2 学事 ①学生状況（1年生、2年生） ②実習状況（保・施・幼） ③主催行事 ④その他（授業等に関して）
7月12日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」についての情報共有
8月7日（木）16：00～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況（1年生、2年生） ②実習状況（保・施・幼） ③主催行事 ④その他（授業等に関して）
8月7日（木）学科会議終了後	FD 会議	（1）前期授業参観の振り返り（意見交換） （2）教職課程自己点検についての依頼
9月13日（土）09：10～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況（1年生、2年生） ②実習状況（保・施・幼） ③主催行事 ④その他（授業等に関して）
9月13日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）後期授業参観について （2）教職課程自己点検についての依頼 （3）資料「教育課程企画特別部会『論点整理（素案）』（令和7年9月5日）より
10月11日（土）09：10～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況（1年生、2年生） ②実習状況（保・施・幼） ③主催行事 ④その他（授業等に関して）
10月11日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）後期授業参観を終えての検討 （2）SD・FD ワークショップについての検討 （3）その他
11月8日（土）09：10～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況（1年生、2年生） ②実習状況（保・施・幼） ③主催行事 ④その他（授業等に関して）
11月8日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）SD・FD ワークショップについての検討 （2）その他
12月20日（土）09：10～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況（1年生、2年生） ②実習状況（保・施・幼） ③主催行事 ④その他（授業等に関して）
12月20日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）SD・FD ワークショップについての検討 （2）「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）案」（令和7年12月18日）

岡山短期大学

		(3) その他
1 月 10 日 (土) 09 : 10～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況 (1 年生、2 年生) ②実習状況 (保・施・幼) ③主催行事 ④その他 (授業等に関して)
1 月 10 日 (土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) SD・FD ワークショップ後の検討 (2) 令和 6 年度「岡山短期大学 自己点検評価報告書」基準Ⅰの検討 (3) その他
2 月 7 日 (土) 09 : 10～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況 (1 年生、2 年生) ②実習状況 (保・施・幼) ③主催行事 ④その他 (授業等に関して)
2 月 7 日 (土) 学科会議終了後	FD 会議	1) 令和 6 年度「岡山短期大学 自己点検評価報告書」基準Ⅱの検討 (2) その他
2 月 24 日 (火) 14 : 30～15 : 30	幼児教育学科運営に係わる会議 (常勤・非常勤全体会議)	1. 学生の現況※令和 8 年 2 月 17 日現在 2. 学習支援・学生生活支援等について (フリートーク) 3. 令和 8 年度 シラバスの作成について (シラバス作成規則に従って作成のこと) 4. 令和 8 年度後期 授業改善 C&A シートについて (シラバスチェック規則・授業評価に関する規程に従って作成のこと) 5. 令和 8 年度後期 ルーブリック評価表について (ルーブリック評価規則に従って作成のこと) 6. 議題の 3, 4, 5 について質疑応答 7. その他 諸連絡
3 月 14 日 (土) 09 : 10～	学科会議	1 教授会報告 2 学事 ①学生状況 (1 年生、2 年生) ②実習状況 (保・施・幼) ③主催行事 ④その他 (授業等に関して)
3 月 14 日 (土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) 令和 6 年度「岡山短期大学 自己点検評価報告書」基準Ⅲ・Ⅳについて (2) その他

本学では各学年にクラスメンターを配置しており、学生に対する履修および卒業に至るまでの指導の強化をこのクラスメンターが中心となっていて行っている。クラスメンターは各セメスターの開始前には必ずオリエンテーションを行い「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう指導している。クラスメンターは学生の学習上の相談に対応し、学習成果の獲

得にむけて学習意欲を喚起したり、学生の生活支援にも対応したりする役割がある。学生生活に関する学生の意見や要望がクラスメンターに寄せられることもあるが、学生の対話を重視し、場合によっては学長に報告して調査・改善を図っている。教育の効果は教員と事務職員等の情報共有、意識共有によってはじめて有効なものとなる。教職協同に関しては、令和5年度より職員の代表も学科会議に出席して情報提供や情報共有を図っている。事務職員は、SD委員会で学習成果と三つの方針について共通の理解を図り、それぞれの所属部署において学習成果の獲得のための支援を行うようにしている。事務職員は、本学の在学生および卒業生の就職状況なども教職員会議やSD会議をとおして認識を深めているので学科の教育目標の達成状況をはっきり把握している。事務職員は、SD会議で履修の方法や卒業要件など学則および学則施行細則を明確に理解しているので学生に対して一本化された学生支援が可能である。また、事務部においては学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、大学全体で適切な対応を図っている。

〔テーマ 基準 I-C 社会貢献〕

＜根拠資料＞

提出書類：なし

備付資料：3. 非常災害時における避難場所施設利用に関する協定

4. 備中子育てカレッジまるわかり BOOK（15 頁）「おかやま子育てカレッジ」の指定状況
5. 令和7年度倉敷市内大学等の大学連携担当者等一覧表
6. 倉敷市と学校法人原田学園との連携協力に関する協定
7. 倉敷外語学院・東京国際外語学院と学校法人原田学園との学校間連携による包括協定
8. 岡山外語学院と学校法人原田学園との学校間連携による包括協定

〔区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

本学における地域や社会に対する貢献については以下に示すとおりである。

（1）「おかたんリカレント教育（社会人）」

岡山県備中県民局の助成事業「子育てカレッジ」の指定を受けた「おかたんリカレント教育（社会人）」を実施している。令和7年度は下表の講座を開催し2講座4名の受講があった。受講生はすべて現役の保育者であった。講義日程及び講義概要は次のとおりである。

「おかたんリカレント教育（社会人）」 講義日程・概要講義

	令和8年3月7日（土）
9：10	受付
9：40 ～10：40	＜リカレント教育①＞ テーマ：保育と自然 講師：山口 雪子

	内 容：園庭をイメージした自然遊びの紹介と保育への効果などについて解説いたします。保育活動のなかで「自然遊び」を取り入れている方、あるいは興味がある方にオススメです！！
10：20	受付
10：50 ～11：50	<リカレント教育②> テーマ：誰でもできる保育の質向上！！―「子ども尊重」と「環境構成」という2つの視点― 講 師：都田 修兵 内 容：日々の保育は本当に大変ですよ。でも「子どもたちのために！！」と思って頑張られている保育者の皆様とともに、「子どもを尊重」と「環境構成」の2つのちょっとした視点から自身の保育の質を向上させていくためにできることを学びたいと思います。もちろん興味のある方ならどなたでも大歓迎！！

おかたんリカレント教育（社会人） 受講者数

	令和8年3月7日（土）
① 9:40～10:40	2名（うち2名保育者）
②10:50～11:50	2名（うち2名保育者）
合 計	4名（うち4名保育者）

(2)「プロジェクト未来生涯学習編」

本学は併設の岡山学院大学と共催の公開講座「プロジェクト未来生涯学習編」を長年にわたって開講している。次表は実施日程及び実施内容などを整理したものである。

令和7年度 公開講座「プロジェクト未来生涯学習編」

		講 座 名	講師名	日 程	募 集 定 員	申 込 者 数	受 講 者 数
前 期	講座1	やさしいパソコン講座① ～パソコンを解剖する!? パソコンの機能・仕組みを知ろう～	小松正直 吉田升	4月12日（土） 10：30～12：00	30	9	7
	講座2	哲学カフェ(63)-哲学ことはじめ57- ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	4月12日（土） 13：00～14：30	20	18	13
	講座3	スマホマスターへの道（iPhone編）！I ～今さら聞けないスマホの基本、こっそり教えます！～	吉田升 小松正直	4月12日（土） 13：00～14：30	10	3	7
	講座4	管理栄養士国家試験対策講座	平野聡	5月10日（土） 10：00～11：30	10	2	1
	講座5	やさしいパソコン講座② ～Windows ってどうやって使うの？	小松正直 吉田升	5月10日（土） 10：30～12：00	30	8	5

		Windows11 を使ってみよう～					
	講座 6	哲学カフェ(64)-哲学ことはじめ 58- ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	5月17日(土) 13:00～14:30	20	14	12
	講座 7	身体(からだ)を知ろう! ～誕生から最期まで元気にVIII～	吉田升	5月17日(土) 13:00～14:30	30	3	2
	講座 8	スマホマスターへの道(iPhone編)！II ～カメラ、アプリ、インターネット...活用 次第で生活が変わる!?～	吉田升 小松正直	5月24日(土) 13:00～14:30	30	10	5
	講座 9	やさしいパソコン講座③ ～文章ってどうやって打つの? 文字を入力してみよう～	小松正直 吉田升	6月14日(土) 10:30～12:00	30	8	4
	講座 10	"哲学カフェ(65)-哲学ことはじめ 59- ～人生を豊かにするエッセンス～"	都田修兵	6月14日(土) 13:00～14:30	20	16	13
	講座 11	スマホマスターへの道(iPhone編)！III ～SNS(LINE等)の安心・安全な使い方を マスターしよう!～	吉田升 小松正直	6月21日(土) 13:00～14:30	30	11	6
	講座 12	やさしいパソコン講座④ ～これであなたも検索名人! インターネ ットを使ってみよう～	小松正直 吉田升	7月12日(土) 10:30～12:00	30	10	6
	講座 13	哲学カフェ(66)-哲学ことはじめ 60- ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	7月12日(土) 13:00～14:30	20	18	14
	講座 14	管理栄養士国家試験対策講座	内田雅子	7月19日(土) 10:00～11:30	10	1	1
	講座 15	スマホマスターへの道(iPhone編)！III ～SNS(LINE等)の安心・安全な使い方を マスターしよう!～	吉田升 小松正直	7月19日(土) 13:00～14:30	30	13	8
	講座 16	哲学カフェ(67)-特別編- ～昭和100年・戦後80年～	都田修兵	8月2日(土) 13:00～15:00	20	16	15
	講座 17	新シリーズ 文化財の保存・活用と地元地 域 ～「下津井城」～	尾崎聡	8月23日(土) 13:00～14:30	無	28	22
後 期	講座 1	あなたの知らない子どものネット世界① ～スマホデビューの前に! 親のための新常 識～	吉田升 小松正直	9月6日(土) 13:00～14:30	30	2	1
	講座 2	あなたの知らない子どものネット世界② ～ゲームを味方に! 親が知らない才能の育 て方～	吉田升 小松正直	9月13日(土) 13:00～14:30	30	4	3
	講座 3	哲学カフェ(68)-哲学ことはじめ 61- ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	9月20日(土) 13:00～14:30	20	13	10
	講座 4	あなたの知らない子どものネット世界③	吉田升	9月27日(土)	30	3	2

	～もう怖くない！SNSの危険から子どもを守る方法～	小松正直	13：00～14：30			
講座 5	哲学カフェ(69)-哲学ことはじめ 62- ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	10月11日 (土) 13：00～14：30	20	13	9
講座 6	地球科学者と学ぶ (1) 地震 ～地震基礎講座～	小松正直	10月25日 (土) 10：30～12：00	20	12	10
講座 7	哲学カフェ(70)-哲学ことはじめ 63- ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	11月8日 (土) 13：00～14：30	20	15	14
講座 8	地球科学者と学ぶ (2) 天気 ～天気図から地球の大気を学びます～	小松正直	11月22日 (土) 10：30～12：00	20	14	10
講座 9	Google Map&Google Earth 入門 ～目的地検索や地形観察などに触れてみます～	小松正直 吉田升	12月13日 (土) 10：30～12：00	20	15	12
講座 10	哲学カフェ(71)-哲学ことはじめ 64- ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	12月20日 (土) 13：00～14：30	20	16	11
講座 11	文化財の保存活用と地元地域 ～水島工業地帯のど真ん中に浮かぶ「塩生 本太城（しおなすもとぶとじょう）」～	尾崎聡	1月10日 (土) 13：00～14：30	30	16	11
講座 12	哲学カフェ(72)-哲学ことはじめ 65- ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	1月17日 (土) 13：00～14：30	20	19	16
講座 13	世の中のデータを見る ～データサイエンス入門～	小松正直 吉田升	1月24日 (土) 13：00～14：30	20	11	6
講座 14	MESH で簡単！プログラミング体験 ～MESH を使って親子でプログラミング～	小松正直 堀口のぞみ	2月7日 (土) 13：00～14：30	16	0	0
講座 15	哲学カフェ(73)-哲学ことはじめ 66- ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	2月14日 (土) 13：00～14：30	20	17	12
講座 16	身体（からだ）を知ろう！ ～誕生から最期まで元気にIX～	吉田升	2月28日 (土) 13：00～14：30	30	9	4
講座 17	ネイチャーゲーム体験講座 ～身近な自然とさまざまな感覚を活かした ネイチャーゲーム～	山口雪子	3月7日 (土) 13：00～15：00	12	3	0
合 計				573	377	272

令和7年度の講座内容は昨年度に引き続き哲学、歴史、文化、医療など幅広く開講した。
また一部の講座を除き、講座は高齢者対策として駐車場から近いバリアフリーの図書館1階

の第2閲覧室を使用した。

(3)「子どもといっしょに運動会」・「子どもといっしょに発表会」

「子どもといっしょに運動会」は5月、「子どもといっしょに発表会」12月に、学科を挙げて毎年開催するものである。

「子どもといっしょに運動会」は「幼児と体育(A)」及び「保育者基礎演習」、「卒業研究(A)」の授業で計画・実施し、「子どもといっしょに発表会」は「卒業予備研究」、「卒業研究(A)」及び「卒業研究(B)」の成果を発表するものである。

「子どもといっしょに運動会」は基本的に園へ通っていない子どもたちを対象に、「子どもといっしょに発表会」は幼稚園、保育所、施設、認定こども園にとって年間保育計画に活気を与える行事になっている。

令和7年度は「子どもといっしょに運動会」は一般（個人）で大人4名、子ども7名の計11名、「子どもといっしょに発表会」は、地域の子育て支援センターで大人8名及び子ども12名の参加で実施した。

(4)「倉敷市大学連携福祉事業」

平成18年度より倉敷市保健福祉推進課および倉敷市内5つの大学・短大が連携して実施する事業である。令和7年度に関して、実績は以下の通りである。

倉敷市大学連携福祉事業実施報告書（令和7年度）

実施内容	参加者	実施日時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（4月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101教室） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ②倉敷市保健所の事業として、地域の0歳児（～6か月まで）に対して、本学の模擬保育室を開放し、保健所の事業である「はじめの一步教室」を開催し、子育て支援を行っている。	○倉敷市保健所 ○親子クラブ ・ヤンチャーズ ・どんぐりクラブ ・個人 <総利用者数> 大人：23名 子ども：32名 その他：6名	2025.04.03（木） 2025.04.10（木） 2025.04.11（金） 2025.04.16（水） 2025.04.25（金） 各々10時～12時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（5月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101教室ほか） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ②地域の幼稚園などの園外保育の一環として、模擬保育室ほかを開放している。	○親子クラブ ・わかたけ会 ○幼稚園ほか ・海星幼稚園 <総利用者数> 大人：19名 子ども：71名 その他：5名	2025.05.01（木） 2025.05.08（木） 2025.05.15（木） 2025.05.16（金） 各々10時～12時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（6月）	○親子クラブ	2025.06.05（木）

岡山短期大学

場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101 教室） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。	・わかたけ会 ・ヤンチャーズ ・どんぐりクラブ <総利用者数> 大 人：44 名 子ども：48 名 その他：4 名	2025.06.11（水） 2025.06.12（木） 2025.06.19（木） 2025.06.24（火） 2025.06.26（木） 各々10時～12時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（7月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101 教室） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ②倉敷市保健所が主催する会の会場として、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ③地域子育て支援拠点に対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。	○親子クラブ ・わかたけ会 ・おひさまクラブ ○倉敷市保健所 ○ちやっこ広場 <総利用者数> 大 人：32 名 子ども：28 名 その他：4 名	2025.07.03（木） 2025.07.10（木） 2025.07.17（木） 2025.07.19（土） 2025.07.22（火） 2025.07.24（木） 各々10時～12時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（8月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101 教室） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。	○親子クラブ ・すみれ会 ・わかたけ会 ・アップルの会 <総利用者数> 大 人：18 名 子ども：24 名 その他：0 名	2025.08.01（金） 2025.08.05（火） 2025.08.28（木） 各々10時～12時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（9月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101 教室） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ②地域の子育て支援センターに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ③倉敷市保健所が主催する会の会場として、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。	○親子クラブ ・わかたけ会 ・アップルの会 ・おひさまクラブ ○子育て支援センター ・あまき子育て支援センター ○倉敷市保健所 <総利用者数> 大 人：59 名 子ども：62 名 その他：8 名	2025.09.11（木） 2025.09.16（火） 2025.09.18（木） 2025.09.20（土） 2025.09.23（火） 2025.09.25（木） 各々10時～12時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（10月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101 教室） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保	○倉敷市保健所 ○親子クラブ ・わかたけ会	2025.10.01（水） 2025.10.16（木） 2025.10.20（月）

育室を開放し、子育て支援を行っている。 ②倉敷市保健所が主催する会の会場として、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ③地域の幼稚園などの園外保育の一環として、模擬保育室ほかを開放している。	・どんぐりクラブ ○幼稚園ほか ・海星幼稚園 ・奈良佐保短期大学 倉敷附属幼稚園 ・みちる小規模保育園 ・まこと幼稚園 <総利用者数> 大 人：27 名 子ども：197 名 その他：29 名	2025.10.22（水） 2025.10.27（月） 2025.10.30（木） 各々10時～12時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（11月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101 教室ほか） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ②地域の幼稚園などの園外保育の一環として、模擬保育室ほかを開放している。 ③倉敷市保健所の事業として、地域の0歳児（～6か月まで）に対して、本学の模擬保育室を開放し、保健所の事業である「はじめの一歩教室」を開催し、子育て支援を行っている。	○倉敷市保健所 ○親子クラブ ・ヤンチャーズ ・わかたけ会 ・どんぐりクラブ ○幼稚園ほか ・遍照小規模保育園 <総利用者数> 大 人：60 名 子ども：55 名 その他：18 名	2025.11.06（木） 2025.11.11（火） 2025.11.12（水） 2025.11.13（木） 2025.11.25（火） 2025.11.27（木） 2025.11.28（金） 各々10時～12時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（12月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101 教室） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。	○親子クラブ ・どんぐりクラブ ・わかたけ会 <総利用者数> 大 人：14 名 子ども：14 名 その他：0 名	2025.12.10（水） 2025.12.18（木） 各々10時～12時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（1月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101 教室） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。	○親子クラブ ・わかたけ会 ・ヤンチャーズ <総利用者数> 大 人：15 名 子ども：17 名 その他：0 名	2026.01.08（木） 2026.01.13（火） 2026.01.15（木） 各々10時～12時

●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（２月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101 教室ほか） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ②倉敷市保健所の事業として、地域の０歳児（～６か月まで）に対して、本学の模擬保育室を開放し、保健所の事業である「はじめての一步教室」を開催し、子育て支援を行っている。 ③倉敷市保健所の事業に対して本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ④地域の幼稚園などの園外保育の一環として、模擬保育室ほかを開放している。	○倉敷市保健所 ○親子クラブ ・まつぼっくり会 ・わかたけ会 ○幼稚園ほか ・万寿分園 <総利用者数> 大 人：66 名 子ども：39 名 その他：6 名	2026.02.02.（月） 2026.02.12（木） 2026.02.19（木） 2026.02.26（木） 2026.02.27（金） 各々10時～12時
●岡山短期大学「模擬保育室」一般開放（３月） 場所：岡山短期大学「模擬保育室」（B101 教室ほか） 内容：①地域の親子クラブに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。 ②地域の子育て支援センターに対して、本学の模擬保育室を開放し、子育て支援を行っている。	○親子クラブ ・どんぐりクラブ ・わかたけ会 ・アップルの会 ○子育て支援センター ・あまき子育て支援センター <総利用者数> 大 人：8 名 子ども：7 名 その他：2 名	2026.03.04（水） 2026.03.05（木） 2026.03.10（火） 2026.03.12（木） 2026.03.14（土） 各々10時～12時

本事業は令和４年９月より開始しているが、行政側の事業の一端を担うとともに、親子クラブをはじめとする子育て世代の子育て支援に貢献している。これまでの総利用者数は令和７年度末時点で3,562名であり、令和６年度のみで見れば1,061名の利用となっている。

（５）「おかやま高梁川流域倉敷市大学連携講座」

おかやま高梁川流域倉敷市大学連携講座（旧名：倉敷市大学連携講座）は、倉敷市だけでなく本学受験生の出身地とも一致する新見市・高梁市・総社市・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市・早島町を加えたより広域の住民に対する貢献活動となっている。次表は倉敷市と共催の生涯学習事業「おかやま高梁川流域倉敷市大学連携講座」（令和７年度）である。歴史文化に関する講座を提供しているが、他大学が歴史文化に関する講座をさほど提供していないこともあり、倉敷市から本学に対して毎年のように歴史文化に関する講座の提供依頼があるため、歴史に造詣の深い講師を派遣している。

岡山短期大学

おかやま高梁川流域倉敷市大学連携講座 岡山短期大学担当分（令和7年度）

講師名	科目名	場所	講座日程	開講時間	数
尾崎 聡	倉敷に残るドラマチックな城”裏切りの城“日幡城	ライフパーク倉敷 中ホール	8月10日（日）	13：30～15：00	定員 50名 申込 60名 受講 54名

（6）「大学コンソーシアム岡山」

「大学コンソーシアム岡山」の事業であり、山陽新聞社と共催の「吉備創生カレッジ」（令和6年度）である。4月から9月までを前期、10月から3月までを後期として開講し、地域に根ざした生涯学習拠点を目指している。講師は大学コンソーシアム岡山の加盟校の大学教員が務めるが、併設の岡山学院大学が加盟校であることから、短大の教員も協力している。

大学コンソーシアム岡山 岡山短期大学担当分（令和7年度）

講師名	科目名	場所	講座日程	開講時間	数
山口 雪子	日常の“自然”を発見！	山陽新聞社本社ビル 吉備創生カレッジ さんたキャンパス	5月26日（月）	10：00～11：30	定員 24名 参加 3名

（7）倉敷市玉島「端午の節句まつり」ボランティア

倉敷市の玉島にて毎年子どもの日に開催される「端午の節句まつり」に幼児教育学科教員と学生がボランティアとして参加している。

倉敷市玉島「端午の節句まつり」ボランティア

教員・学生	イベント名	場所	日程	開講時間	数
秋山 智代 都田 修兵 尾崎 聡 学生 3名	パクパクかばさん	玉島市民交流 センター	5月5日（月）	10：00～13：00	定員 60組 参加 151名

（8）倉敷市茶屋町「茶屋町の鬼まつり」ボランティア

倉敷市の茶屋町には、「茶屋町の鬼」という倉敷市茶屋町地区に200年以上前に起こった民俗文化がある。昭和50（1970）年に「茶屋町の鬼保存会」が結成され、茶屋町の鬼の保存や推進を目的とした鬼装束の作成や管理、地域の催しへの参加や、茶屋町の鬼を中心としたイベントの企画・運営を行うようになった。その活動の一環として、平成26年度からは、11月第3日曜日に「茶屋町の鬼まつり」を開催しており、本学は令和7年度の「茶屋町の鬼まつり」においては、200名分を準備し、200名が製作できるイベントを実施した。

倉敷市茶屋町「茶屋町の鬼まつり」ボランティア

教員・学生	ボランティア内容	場所	日程	開講時間
秋山 智代 都田 修兵 学生 2 名 卒業生 1 名	鬼のキーホルダーづくり	茶屋町駅前	11 月 16 日（日）	10：00～15：00

（9）地域防災への協力

本学は、東日本大震災の教訓から南海トラフ地震から想定される津波の避難場所として倉敷市と非常災害時における避難場所施設利用に関する協定を締結し地域住民の避難意識を高めている。

（10）各協定

本学は、倉敷市、倉敷外語学院・東京国際外語学院、岡山外語学院との間で協定を結んでいる（備付-6～8）。

＜区分 基準 I -C-1 の現状＞

本学は小規模の短期大学ではあるが、リカレント教育の実施、公開講座の開催、ボランティア活動に至るまで幅広く活動をしていることは、社会への貢献という面を考えるに、一定程度の貢献は果たしているものと考えられる。

＜テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題＞

限られた人的資本、物的資本のなかで活動をどのように継続していくかについては課題である。

＜テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項＞

本学の社会貢献としては、まず公開講座の充実をあげることができる。哲学、歴史、情報、運動等多岐にわたり、一定の参加者を得ていることは特筆すべきものであると考えている。また、本学の模擬保育室の一般開放についても地域の子育て支援のニーズに応える活動として、自治体等からの評価も高い。

〔テーマ 基準 I -D 内部質保証〕

＜根拠資料＞

提出資料：なし

備付資料：9. 岡山短期大学 自己点検・評価報告書【令和 5 年度】

10. 岡山短期大学 自己点検・評価報告書【令和 6 年度】

11. 岡山短期大学 自己点検・評価報告書【令和 7 年度】

12. 高校訪問 訪問校からの本学の教育に対する意見【令和 7 年度】

13. 「令和 7 年度 FD・SD ワークショップ岡山短期大学幼児教育学科報告」
- 13-3. 卒業生就職先アンケートについて
- 13-4. 令和 2 年 3 月、令和 3 年 3 月、令和 4 年 3 月卒業生アンケートについて
- 13-5. 地域・高大接続連携校について
14. 本学 HP「教育の質保証」 <https://owc.ac.jp/service/sitsuoshou/>
15. 授業改善 C&A シート

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

本学の通常の自己点検・評価は、学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程により理事会に教育研究活動推進委員会を組織し、教育研究活動の充実改善に資する点検評価を行う。また、点検評価の項目は、岡山短期大学評価項目を定めている。また、その他の構成員は以下のとおりである。

自己点検評価組織	教職協同委員会（教員団、事務職員団）	
尾崎（ALO） 福田（ALO 補佐 *ALO 不在の時など 短期大学基準協会および評価チームの 窓口を代理する） ステアリングコミッティー 尾崎、浦上、大賀、山口、都田、 吉田 福田、作永、川口 教職協同委員会（教員団、事務職員団）	教 員 団	事務職員団
	尾崎、 浦上、大賀、山口、都田、吉田 清友、佐藤、秋山、山上	福田、 作永、川口

学科 FD 会議及び SD 委員会が自己点検・評価活動を日常的に行っている。毎年 12 月の岡山学院大学・岡山短期大学 FD・SD ワークショップでその結果を報告し併設の大学教員の質疑応答を経ることとなっている（備付-9～11）。

令和 7 年度自己点検・評価報告書を公式ウェブサイトで公表している。自己点検・評価活動は学科会議、FD 会議、SD 委員会で全教職員が関わる。平成 30 年度より高校訪問の際に本学の教育活動に関する意見聴取を実施している（備付-12）。

自己点検・評価結果は理事会の教育研究活動推進委員会の点検・評価および経営改善計画（令和 6 年度～令和 10 年度（5 カ年））を実施しているプロジェクトチーム（PT）の実施計画に活かされている。

<区分 基準 I-D-1 の現状>

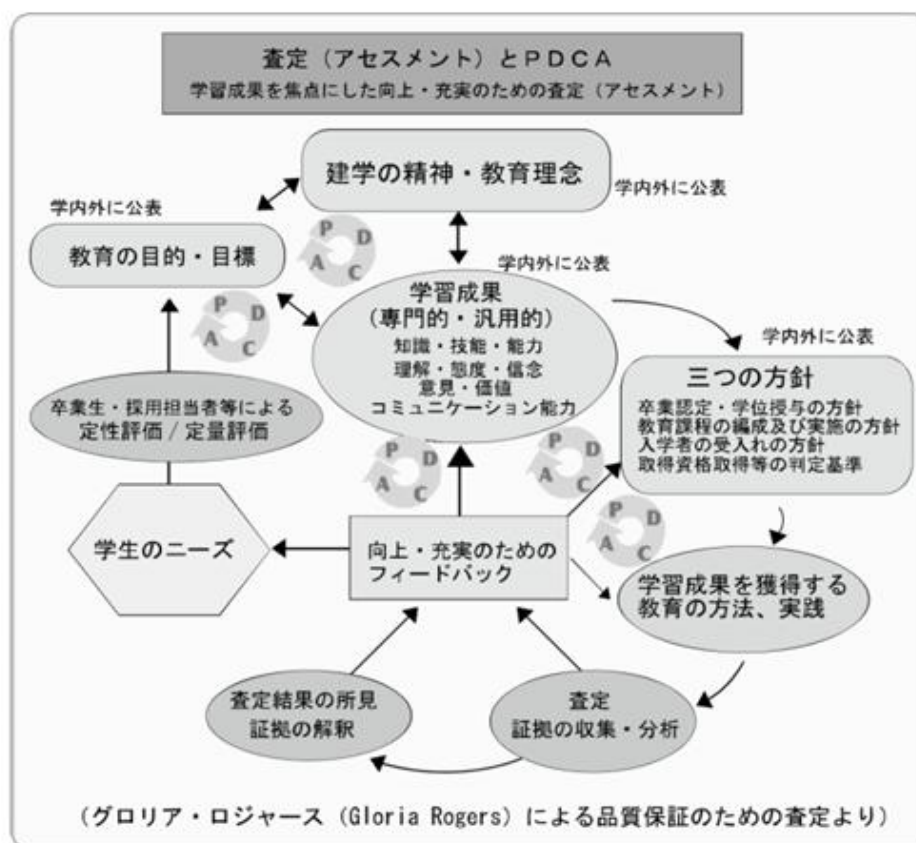
本学においては、学科 FD 会議及び SD 委員会が自己点検・評価活動を日常的に行っている。またこれを共有する機会としての岡山学院大学・岡山短期大学 FD・SD ワークショップも開催されており、教職共同で内部質保証に努める体制をとっている。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

本学は次のような「学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」を有し、それを用いて教育の質保証を図っている。

学習成果を査定する PDCA サイクルの概念図は下図のとおりであり、授業の改善・充実を図るため各教員が日常的に実施し、FD 会議で定期的に点検している。令和 7 年度は令和 7 年 1 月・2 月・3 月の FD 会議において、令和 6 年度の自己点検・評価報告書における基準 I から IV について、学科全体での取組や課題について議論したうえで、令和 6 年度の自己点検・評価報告書に反映できる体制をとっている。

- (1) 「建学の精神・教育理念」と「教育の目的・目標」そして「学生の学習成果」の相互関係を明確にし、「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の三つの方針を明確に示しているかを点検する。
- (2) 学習成果を獲得させるために、三つの方針の下に「教育の方法・実践」を行い、その結果について事実に基づく量的・質的データを収集し、分析を行う。
- (3) 量的・質的データの分析結果を解釈し、フィードバックの情報として活用する。
- (4) 「向上・充実のためのフィードバック」では、「学生の学習成果」の点検、「三つの方針」の点検、教育の方法・実践」の点検および「学生のニーズ」の点検などにおいて PDCA サイクルを回すことにより、充実・向上を図る。
- (5) 「学生のニーズ」は学生自身の要求ではなく、卒業生が社会の求める人材であるか否かである。量的・質的データを基にして点検し、否の場合には「教育の目的・目標」を点検する。



この学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法は、教学マネジメントの強化から、平成30年度理事会において「岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー（学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の方針）」として平成31年4月1日付で制定した。本学では以上のような「査定（アセスメント）の手法」をもとに「向上・充実のためのフィードバック」によって、適否に関係する行為や動作を継続的に修正・調整している。また、経営改善計画（令和6年度～令和10年度（5ヵ年））を実施しているプロジェクトチーム（PT）において実施結果を定期的に点検している。本学は法令、省令の変更などを適宜確認し、対応に遺漏のないよう努めている。平成30年度は、平成31年4月から幼稚園教員の免許状授与の所要資格を得るための再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更が全国的に課せられたので、学科会議及びFD会議も含めて組織的議論を進め、教授会、理事会を経て平成31年度からの幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針を平成30年度に策定したので法令を遵守している。

＜区分 基準 I-D-2 の現状＞

本学は「学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」を有し、それを用いて教育の質保証を図っている。このサイクルは学科会議等をはじめとする場面において用いて教育の質保証に取り組んでいる。

＜テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題＞

一般社団法人大学・短大基準協会の内部質保証のルーブリックの Level IV の各項目について自己判定した結果を次の表に示す。

項 目		Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1	建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	■建学の精神を公表している。
		■ステークホルダーが認識できるよう努めている。
		■ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。
		■人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。
		<u>人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。</u>
2	学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。	■学習成果を定めている。
		■学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。
		■学習成果の獲得を評価する仕組みを定めている。
		■ <u>学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。</u>
3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れ	■学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。

	の方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	■授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。
		■教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。
		■教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。
4	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	■理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。
		上記の項目 1～3 全てにチェックがある。

「人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。」にチェックしていないことは、教員が担当する授業の中で学習成果との関係について建学の精神が学生の中でどの程度認識できているかを判定する仕組みができていないためである。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

建学の精神を表明する機会として、従来の場に加えて授業「教養演習」において説明することを行動計画とした。「教養演習」に代わる授業である「保育者基礎演習」の第2回目において、学長自らがその説明を行っている。

教育目標の表明に関する行動計画として、「教養演習」において入学後の説明の場を設けるとともに、科目担当教員がその他の科目において一層の周知を図っていくこととしたが、「教養演習」に代わる授業である「保育者基礎演習」・その他の科目のシラバスに示す通り、学長及び各科目担当教員が丁寧に説明している。

学内において教育目的・目標の共有を図ることを行動計画とした。全学FD・SDワークショップは毎年継続されており、建学の精神を踏まえた本学の教育理念の達成に向けて教育目的・目標の共有の促進を進めている（備付-13）。

教育目的・目標の点検を繰り返し、時代に適合した教育活動を行うために不断的努力を続けていくことを行動計画とした。教授会および理事会において折に触れ、現代の社会情勢にふさわしい「幼児教育学科の教育目標」を問うている。

学習成果のデータ化を行動計画とした。現在、全教員が各自の担当全科目に関してシラバスと授業アンケートを比較して「授業改善C&Aシート」を作成している。さらにループリックによる学習成果のデータ化にも取り組んでおり、全教員が各自の担当全科目に関して作成している（備付-15）。

毎年度の自己点検・評価活動の実施結果を自己点検・評価報告書にまとめ、作業に関しては、毎月の学科会議と合わせて開催されるFD会議の議題とすることによって、年間を通じて不断に取り組めるようになった。自己点検評価報告書は翌年度の6月までに本学公式ウェブサイトにおいて社会に公表することを行動計画とし、遵守に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

自己点検・評価活動に関しては、毎月開催されるFD会議の議題となったので、年間を通じて不断に取り組んでいく。

令和8年度より「建学の精神」を刷新する予定であるので、PDCA サイクルによりその内容を点検する努力を続けていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料：2. 学生のしおり【令和7年度】（31-37頁）

6. シラバス【令和7年度】（USB）

7. 令和7年度岡山短期大学 学年歴

備付資料：13. 「令和7年度 FD・SD ワークショップ岡山短期大学幼児教育学科報告」

13-1. 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの強化を図るための PDCA サイクル

13-2. STEAM 教育の理論と実践とプログラミング教育を図るための PDCA サイクル

13-3. 卒業生就職先アンケートについて

16. 学生のしおり【令和7年度】

16-1. 学生のしおり 目次

16-2. 学則

16-3. 学則施行細則

16-4. 授業科目履修要領

16-5. 岡山学院大学岡山短期大学 FD(ファカルティ・ディベロプメント)委員会規程

16-6. 岡山短期大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程

16-7. 岡山短期大学休学・復学に関する規程

16-8. 岡山短期大学退学・再入学に関する規程

16-9. 岡山短期大学科目等履修生及び聴講生規程

16-10. 「幼稚園教育実習」履修に関する規則

16-11. 「保育実習Ⅰ・Ⅱ」履修に関する規則

16-12. キャンパス・ハラスメントの防止

16-13. 個人情報保護に関する基本方針

16-14. 学生個人情報保護規則

16-15. クラスおよびクラスメンターに関する規程

16-16. 懲戒に関する規程

17. 授業アンケート【令和7年度】

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

幼児教育学科の「卒業認定・学位授与の方針」は以下の通りであり、卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

卒業認定・学位授与の方針

学位：短期大学士（幼児教育学）

Society5.0 時代の現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程（基礎教育科目および専門教育科目）の学習を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。卒業認定の際に獲得していることを求める学習成果は次のとおりである。 Society5.0 時代の現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果と社会人・職業人として求められる汎用的学習成果を獲得している。

この方針に従って、前期および後期の岡山学院大学・岡山短期大学の合同教授会における「単位認定会議」において、単位授与について適切に行っている。また、卒業年次学生については、卒業年次後期において「卒業判定会議」において、卒業認定および学位授与について適切に行っている。

「卒業認定・学位授与の方針」は社会的・国際的な通用性を確保するため本学が定めた「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「卒業認定・学位授与の方針のPDCA サイクル」によって教育の質保証を図っており、その点検を定期的の実施している。これによって、常に「卒業認定・学位授与の方針」に従って行われる単位授与ならびに卒業認定や学位授与をより適切に行うことができる体制をとっている。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学において、卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与について会議等を通じて適切に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に従って編成している。本学の「教育課程編成・実施の方針」は以下のとおりである。

教育課程編成・実施の方針

卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を30単位とするため、基礎教育科目及び専門教育科目と合わせた単位の上限を30単位とし、可能な限り25単位に近づけるように科目を開講する。

専門教育科目の編成と実施

幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目と、保育士資格取得に必要なカリキュラムを編成する。授業の実施は、専門的学習成果のみではなく汎用的学習成果をも獲得できるように実施する。

基礎教育科目の編成と実施

免許法施行規則の第66条の6に定める科目と共に、卒業後、公務員となる公務員養成コース及び Society5.0 時代の保育者となる Society5.0 保育者養成コースに必要な授業科目を編成する。意欲ある学生に対して図書館司書を取得できる科目を編成し、実施する。

幼児教育学科の授業科目は、学生の学習成果を獲得させる「教育課程編成・実施の方針」に即し、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

専門教育科目では、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得に必要なカリキュラムを編成し、授業の実施は講義、演習、実習、学外実習科目がバランスよく配置している。基礎教育科目では、免許法施行規則第66条の6に定める科目と共に、公務員養成コース及び

Society5.0 保育者養成コースに必要な科目を編成している。

また、単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が取得すべき単位数について、年間または学期において履修できる単位数の上限を定めている。成績評価の方法について、岡山短期大学の科目の単位数は、「学則」第9条で次のように定めている。

1 単位の科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

イ) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

ロ) 演習については、原則として 30 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、別に定めるものについては、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

ハ) 実験、実習および実技については、原則として 45 時間の授業をもって 1 単位とする。但し別に定めるものについては、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

単位修得のための学習評価は試験の上単位を与えるものとする。「学則」第10条に定めている。定期試験の受験資格は各科目について3分の2以上出席した者に付与され、それに満たない者は「受験資格なし」と判定される。また、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するために卒業要件として学生が取得すべき単位数について学生が1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を30単位と定めており、単位の実質化に努めている。

学習評価は100点法をもって採点し、80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」と定めている。学則施行細則第7条により、定期試験が不可の者に対しては、願い出により再試験を受けることができるようにしている。再試験は一定期間内1回限りとし、再試験による60点以上の得点者はすべて60点の学習評価に止めるとしている。また、定期試験の際、病気その他やむを得ない事情により受験不能であった者に対しては、願い出により追試験を受けることができようになっている。追試験は一定期間内1回限りとし、追試験による80点以上の得点者は、80点の学習評価に止める。また、追試験が「不可」の者の再試験は行わないことを規定している。

在学年数は4年を越えることができない。本学の学則上の卒業の要件は、2年以上在学し、科目の必修、選択および選択必修の区分ごとに、基礎教育科目については10単位以上、専門教育科目については37単位以上を含め、合計62単位以上を修得することである。最低在学年2年次終了時に卒業に必要な単位および単位数を修得できない者は卒業延期とし、更に在学して卒業の要件を満たさなければならないことを定めている。ただし、卒業延期による在学の期間は2年以内とし、これを越える場合は退学しなければならないことを規定している。

さらに、本学科のシラバスは、「シラバス作成規則」に従い以下の項目を明示している。

- ・授業名等（科目名、授業回数、単位数、担当教員名、質問受付の方法（メールアドレス、オフィスアワーなど））
- ・教育目標と学生の学習成果 ・教育方法（授業の進め方、授業形態、予習、復習、テキスト）
- ・授業時間以外の学習に必要な学習時間 ・課題（試験や提出物等）に対するフィードバックの方法
- ・学習評価の方法 ・注意事項 ・授業回数別教育内容（内容、予習・復習事項、課題など）

幼児教育学科の学習成果を学習マトリックスによって科目レベルに配当して、各授業科目で獲得できるようにしている。

該当科目のシラバスの印刷・配布は各教員の判断としているが、Moodle 上には必ず全ての授業科目ごとにシラバスを閲覧可能としている。さらに大学側から CD-ROM 版にしたものを配布することによって学生が自身の受ける授業の内容等について把握できるように努めている（提出-6）。

通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

教育課程の見直しを定期的に行っている。「教育課程編成・実施の方針」に従い授業担当教員は経歴、業績を基にして短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置し教育課程を実施している。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学において、教育課程の見直しについては定期的に行われており、それに基づいて教育課程を適切に編成および実施を行える体制を整えている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

本学の教養教育は、先述の基礎教育科目の編成と実施のとおり、幼稚園教員養成課程の免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目及び学科の教育目標に定める公務員養成コースと Society5.0 保育者養成コースに必要な授業科目を編成している。

基 礎 教 育 科 目

	授 業 科 目	必修	選択	計	備 考
基 礎 教 育 科 目	ソサエティ 5.0 理解	10	2	2	
	倉 敷 学		2	2	
	グ ロー バ ル 研 修		1	1	
	日 本 国 憲 法		2	2	
	情 報 処 理 基 礎		2	2	
	情 報 処 理 演 習		1	1	
	ICT リテラシー (A)		1	1	
	ICT リテラシー (B)		1	1	
	キャリアガイダンス		2	2	
	英 語 (A)		1	1	
	英 語 (B)		1	1	
	体 育 実 技		1	1	
	体 育 理 論		1	1	
	基 礎 音 楽		1	1	
	公 務 員 講 座 (A)		1	1	
	公 務 員 講 座 (B)		1	1	

	ク ラ ブ 活 動		1	1	
	保 育 者 基 礎 演 習		2	2	
	合 計		24	24	

Society5.0 の教養として「5.0 時代の基礎と発展を学ぶ」と「ICT スキルを修得」を掲げている。

「ソサエティ 5.0 理解」、「保育者基礎演習」、「倉敷学」が Society5.0 時代の基礎と発展を学ぶ授業科目である。第 5 期科学技術基本計画により提唱された Society5.0 は、「狩猟社会（1.0）、農耕社会（2.0）、工業社会（3.0）、情報社会（4.0）に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味が込められている」ということである。

「ソサエティ 5.0 理解」の内容は、技術立国を目指してきた我が国がバブルの崩壊から経済が低迷し、これまでの経済成長が得られてこなかった 30 有余年の間に、情報技術が世界に遅れを取ってきた事実などを踏まえての Society5.0（超スマート社会）の概要と特色を理解する。超スマート社会は ICT を最大限に活用し、あらゆるものに AI が搭載され、それらがインターネットでつながり、コントロールされている IoT 社会であるが、そのような環境下で 20 年後の我々人間はどのような生き方をするようになっていくのか、また次世代を担う子ども達の教育や保育にはどのような影響があるのか等について考察する。

「保育者基礎演習」の内容は、使命感を備えた保育者を養成することを目指し、岡山短期大学の建学の精神、幼児教育学科の教育目標、三つの方針をとおして Society5.0 保育者に必要な知識・技能を詳しく説明し、保育・福祉現場の現状と課題、保育者として求められる心と体の健康作りの方法、幼児の生命を守る技術などを学びながら Society5.0 保育者として求められる「態度（マナー・学習態度）・信念（保育者になろうとする信念・継続的な努力）」を修得する。

「倉敷学」の内容は、岡山短期大学が立地する倉敷の地域、社会、歴史、生活、産業について、その概要と特色を理解する。倉敷は山・川・海・平野などの自然や陸海の交通に恵まれ、商工農水産業が揃って発達し、歴史・文化・芸術の伝統が継承され、教育や福祉が充実して子育てのしやすい町といわれている。狩猟社会（1.0）、農耕社会（2.0）、工業社会（3.0）、情報社会（4.0）に続く超スマート社会である Society5.0 への展開を地域社会の文化と発展をとおして理解する。

「情報処理基礎」、「情報処理演習」、「ICT リテラシー（A）」、「ICT リテラシー（B）」が ICT スキルを修得する授業科目である。

「情報処理基礎」の内容は、コンピュータの基礎としてコンピュータの仕組み、周辺機器とソフトウェア、情報システムとネットワーク、情報の形態と収集の方法として、情報の形態・蓄積の形態、クラウド環境の情報、検索エンジン、情報収集の技術と応用、インターネットの仕組みと Web システムとして、インターネットの概要、通信機能の階層化、IP アドレスの仕組み、パケット通信の仕組み、通信の経路を選ぶ仕組み、アプリケーション層のプロトコル、直接接続する機器の通信、Web アプリケーションの仕組み、クラウドコンピューティング、情報の伝達として、SNS、ブログ、電子掲示板、電子メール、ソーシャルメディア、電子書籍、セキュリティと法令遵守として、情報セキュリティ、情報漏えい対策法、インタ

ーネット社会の特性、情報社会の法令、デジタルコミュニケーション、ICT 活用の問題解決について、問題解決の基本的手順と ICT の役割、情報を客観的にとらえる、インターネットを利用した情報発信、問題解決におけるシミュレーションの利用を学ぶ。

「情報処理演習」の内容は、学生の学修・研究活動で必須のレポート作成と編集、データ活用、プレゼン発表といった3項目について、レポート作成のコツ、主張の裏付けに必要なデータ分析、主張を後押しする発表資料の作成方法などを専門的に学び、更にレポート作成やデータ活用、プレゼン発表に便利な Word・Excel・PowerPoint の専門的機能を使用する情報リテラシーを修得する。

「ICT リテラシー (A)」の内容は、情報処理基礎及び情報処理演習で修得した情報機器の活用（ブラインドタッチタイピング）を基にして①Word リテラシーの強化、②Excel リテラシーの強化に分けて、より実践的で専門的な ICT の活用法を修得することを目的とする。そしてキーワードになる Society5.0、IoT、AI、ロボットなどの用語を理解するために内閣府のホームページから Society5.0 の概要を調査する。Society5.0 時代の保育現場を取り巻く環境として保育 ICT サービスを調査する。

「ICT リテラシー (B)」の内容は、情報処理基礎及び情報処理演習、ICT リテラシー (A) で修得した情報機器の活用（ブラインドタッチタイピング）を基にして Word による文書作成の高度化、Excel の各種関数機能を使つての統計分析演習、保育現場での ICT の活用事例のネット調査など、より実践的・専門的で高度な ICT の活用法を修得する。また、地域での Society5.0 化を調査し保育現場への応用を検討する。

教養教育は専門職教育に不可欠な教育であるという高等教育の歴史に見る概念のもとに基礎教育科目は Society5.0 の保育者の専門職教育に対応させて編成したものである。

本学の教養教育の効果における測定・評価、改善への取り組みは以下の通りである。

各科目については授業の終了後に学習成果について記述するものとして、個別の課題やシャトルカードの記入を求めている。学生は、これらを記述することにより、各授業で得た知識・能力などの学習成果を自覚しつつ、理解が不十分な点や今後の課題などを明らかにする。同時に、担当教員は教育効果を測定・評価する。さらに、全 15 回の授業終了後には、授業科目受講後のアンケート調査を実施し、その結果に基づいて改善に取り組む。シャトルカードの活用法については、教員間で日々点検し授業改善を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学の基礎教育科目は、学生が幅広く教養を身につけることができるように編成されており、その都度必要に応じて見直し等を行っている。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

本学では「保育者基礎演習」及び「キャリアガイダンス」を実施し、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図っている。

1 年生前期の「保育者基礎演習」では、シラバスで明確になっているように保育所保育士や施設保育士について現職の職員の講話や質疑応答の機会を作り、保育者としての職業に関する基礎的学習と同時にその資格取得への意欲を高める。保育所保育士に関しては保育

所実習担当者が、学生への説明や外部との交渉に当たるなど分担して運営する。

1 年生後期の「キャリアガイダンス」では、キャリアデザインの基礎理解、人生設計、自己理解などキャリア設計に必要な知識・技能を身につける。職場体験などの経験を踏まえて 1 年後期終了後の春休みには自主的に保育施設等でのボランティアをする、あるいは就職ガイダンスに積極的に参加するよう指導している。

2 年次での保育所実習、施設実習、幼稚園実習の各実習において、学内での学びを各現場で総合的に体験し、保育者として学生が自らの課題を明確にすることが具体的な職業教育となっている。各実習では巡回指導を行い学生へのフォローアップを図っている。実習終了後の後期には、教員 3 名が連携して行う保育・教職実践演習（幼稚園）の授業において、保育、教職への進路支援を行っている。各実習担当者間の連携により、実習施設からの評価を確認して学生に自己課題を確認する機会を設ける。専門的学習成果および汎用的学習成果のいずれかに問題がみられる学生には、実習担当者が複数で学生との個別面接を行い、問題点と改善策を学生に確認して保育者としての成長を促すように努めている。

2 年生の保育所実習、施設実習、幼稚園教育実習には、専任教員が巡回指導する。巡回指導では中四国各地の施設に足を運び、所長・園長や指導担当者と直接会い施設を見学する。このことにより、さまざまな現場の様子や対応、また、現場からの意見を聞くことができる。高大接続連携校として提携している高等学校に対して職業への道とその教育についての情報を提供し、短大での職業教育との接続となるよう学科教員は連携校からの要望を受けて短大での教育を特別講座として出前授業の形態で紹介している。また、本年 3 月卒業生の就職先には、雇用主に望ましい資質を尋ねるアンケートを送付し、その回答内容を検討して改善に取り組んだ。アンケートは無記名で封筒に入れ、郵送によって回収した。就職先アンケートは一般的な現場の希望の他、職業教育の効果を測定・評価し、改善を図るために有効である。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学においては「保育者基礎演習」で保育者の基礎的理解を促し、「キャリアガイダンス」で職業一般についての理解や求人票の見方、履歴書の書き方等の内容を取り扱っており、学生の職業教育に資する内容となっている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

近年、金融教育の領域が高等学校において扱われているが、キャリア設計等の重要性が高まっているなかにおいて、短期大学においてもきちんと取り上げることが求められると考えられる。「キャリアガイダンス」において取り扱っているものの、その充実が課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

提出資料：なし

備付資料：13. 「令和7年度 FD・SD ワークショップ岡山短期大学幼児教育学科報告」

13-3. 卒業生就職先アンケートについて

13-4. 令和2年3月、令和3年3月、令和4年3月卒業生アンケートについて

18. GPA【令和7年度】

19. 成績分布【令和7年度】

20. ルーブリック評価【令和7年度】

〔区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。〕

幼児教育学科の学生の学習成果は下記のとおり具体的で、将来保育者になった時に現場で要求される力である。

学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基に、自律した信念のある社会人となることである。

学科の専門学習では、Society5.0時代の現場に即応する保育者（幼稚園教諭・保育士）になるため、学科の教育課程（基礎教育科目および専門教育科目）の学習をととして、次の学習成果を獲得する。

Ⅰ. 専門的学習成果

幼児教育施設（幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園）の現場で、幼児教育（環境を通して行う教育）とは何かを考え、「資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識し、保育指針の「乳児・1歳以上3歳未満児の保育」を理解し、幼児期の保育や子どもの育ちをとらえて、幼児期への学びの連続性を考えることができる能力を獲得する。

Ⅱ. 汎用的学習成果 社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得する。社会人としての責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己管理の能力を、また職業生活や社会生活で必要な情報リテラシーや数量的スキル、人との関わりに必要な論理的思考、自己表現、他者理解、問題解決の能力を獲得する。

各授業科目のシラバスは、上記の学習成果から授業科目レベルの学習成果が反映されており、各授業担当者が第1回の授業時に学生に対して説明している。学習成果は下記のとおり「教育課程編成・実施の方針」および「卒業認定・学位授与の方針」によって獲得できるので、短期大学の在学期間の2年間で獲得可能である。

教育課程編成・実施の方針

卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を30単位とするため、基礎教育科目及び専門教育科目と合わせた単位の上限を30単位とし、可能な限り25単位に近づけるように科目を開講する。

専門教育科目の編成と実施

幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目と、保育士資格取得に必要なカリキュラムを編成する。授業の実施は、専門的学習成果のみではなく汎用的学習成果をも獲得できるように実施する。

基礎教育科目の編成と実施

免許法施行規則の第66条の6に定める科目と共に、卒業後、公務員となる公務員養成コース及び Society5.0 時代の保育者となる Society5.0 保育者養成コースに必要な授業科目を編成する。意欲ある学生に対して図書館司書を取得できる科目を編成し、実施する。

卒業認定・学位授与の方針 学位：短期大学士（幼児教育学）

Society5.0 時代の現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程（基礎教育科目および専門教育科目）の学習を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

卒業認定の際に獲得していることを求める学習成果は次のとおりである。

Society5.0 時代の現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果と社会人・職業人として求められる汎用的学習成果を獲得している。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

本学は学習成果について明確に決められており、それを内外にきちんと公表している。また、それに基づいて授業は編成され、授業の履修を通じて、「教育課程編成・実施の方針」および「卒業認定・学位授与の方針」によって獲得できるので、短期大学の在学期間の2年間で獲得可能なように編成されている。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。〕

教員は、日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、一層の向上・充実を図っているので学習成果は測定可能である。学習成果の測定は、汎用的学習成果に関しては測定可能性と妥当性の観点から、授業科目レベルで分担する汎用的学習成果の学習成果マトリックスを改善し、その結果をシラバスに反映させている。また、年度末に行う幼児教育学科運営会議（専任教員・特別専任教員・非常勤教員）において学習成果マトリックスにより担当授業科目での汎用的学習成果の獲得をシラバスに反映させるよう確認している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

本学においては、専門的学習成果と汎用的学習成果を測定することが可能となるように体制を整えており、その都度必要に応じて汎用的学習成果のマトリックス等は改定できるようにしている。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

「建学の精神」に基づく「教育目的・目標および学習成果」を明確にし、学内外に対する説明を続けている。また、GPA などを活用し学生一人一人の学習成果の獲得状況の把握及び学生指導に活用している。

学習成果を改善するための査定として、「アセスメントポリシー」に基づいた「査定サイクル」を有しており、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」等について、PDCA サイクルに基づいた査定を行っている。

学習成果を獲得させるために、三つの方針のもとに「学習成果を基にした教育の方法、実践」を行い、その結果について「査定：証拠の収集、分析」と「査定結果の所見：証拠の解釈」の部分で事実に基づく量的・質的データを収集し、学習成果の獲得状況について分析を行う。この査定の仕組みは1年間でサイクルを継続していくが、日常的には授業や活動の記録情報の収集に努め、セメスター毎に授業アンケート結果に基づいて行う「チェックシート」によってPDCAを回していく構造になっている。

学習成果のPDCAサイクルの「PDCAの作業工程」は以下のとおりである。

- ・ Plan は学習成果の策定（前年の課題解決策を反映したシラバス作り）、学生への周知（第1回授業）
- ・ Do は授業の実施、学習成果の記録・測定（小テスト、提出物、シャトルカード）
- ・ Check は評価、査定、課題発見・分析（CAシートの作成）
- ・ Action は課題解決策の策定（FDによる相互助言）

GPA は学則施行細則に明確に示すとおり学習成果達成度の測定に用いている。授業科目の学習評価は、100点法をもって採点し、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可としているが、それだけでは学生の学習成果を可視化できないので学則施行細則第7条(5)に示す通り、成績評価にGP（グレードポイント）を用いて学生の学習成果を目の当たりにできる形にしている。GPは授業評価に対して優を4、良を3、可を2、不可を1とし、出席時間数が足りず受験資格なしとなったものを0としている。このGPは学期ごとに平均値、GPA（グレードポイントアベレージ）を算出し2年間にわたって総合的な成績の歩みを評価するほか、奨学生の審査や休学・退学者など様々な場面での学生の評価・分析に使用している。卒業認定会議および前期・後期を行う単位認定会議においてGPA集計表を用いて成績評価など学習の結果について分析を行い学生の学習の状況を共有している。

平成26年度より学習成果の可視化へ向けた取り組みの一環としてルーブリックを用いている。令和元年度からは各教員は採点表とともに学務課へ提出することになっている。2年前期の実習等の評価により、幼児の指導場面において自己発揮が十分にできなかった学生、実習園での業務において対人コミュニケーション力が十分に発揮できなかった学生、チームとしての行動がうまくできなかった学生がいるので、2年後期授業「保育・教職実践演習（幼稚園）」において実践的な場면을演習で想定し、ルーブリックを使って評価するなど教育内容・方法の改善を図り、卒業・就職に向けて確実な学習成果の獲得につなげるようにしている。

また、岡山学院大学・岡山短期大学では「ディプロマ・サプリメント」の作成を実施している。

ディプロマ・サプリメントの幼児教育学科におけるDSの作成は、以下の手順によって行われている。

<1年生前期>

- （1）「保育者基礎演習」の授業（第15回目）において、「専門的学習成果」および「汎用的学習成果」について、自己評価を行う。
- （2）メンターが学生ごとにデータ（1年生前期分）を入力する。

<1年生後期>

- (3) 後期オリエンテーションのあとで実施される個人面談において入力データもあわせて個人面談を実施する。
- (4) 「キャリアガイダンス」などの授業において(1)と同様に自己評価を実施する。
- (5) メンターが学生ごとにデータ(1年生後期分)を入力する。
- (6) 新2年生メンターが入力データもあわせて個人面談を実施する。

<2年生前期>

- (7) 授業において(1)と同様に自己評価を実施する。
- (8) メンターが学生ごとにデータ(2年生前期分)を入力する。
- (9) 後期オリエンテーションのあとで入力データもあわせて必要に応じて個人面談を実施する。

<2年生後期>

- (10) 「保育・教職実践演習(幼稚園)」の授業において(1)と同様に自己評価を実施する。
- (11) メンターが学生ごとにデータ(2年生後期分)を入力する。
- (12) データ入力後、学務課にデータを提出する。記載項目は次のとおりである。
- ①卒業生氏名、②卒業年月日、③学籍番号、④取得学位、⑤取得免許・資格、⑥学科、⑦専門的学習成果・汎用的学習成果の獲得状況のレーダーチャート、⑧学生の学習成果、⑨入学から卒業までのGPAの履歴、⑩幼児教育学科の学びの特徴、⑪証明日、⑫学長氏名・公印

岡山学院大学・岡山短期大学における「ディプロマ・サプリメント」は「ディプロマ・サプリメント」に関する規定に基づいて適切に作成され、令和4年度入学生から卒業式前日のリハーサルに渡す体制をとっている。

ディプロマ・サプリメント

卒業生氏名 岡短 花子
卒業年月日: 令和〇年〇月〇日

学籍番号: XXXXXX 番
取得学位: 短期大学士 (幼児教育学)
取得免許・資格
幼稚園教諭二種免許状
保育士資格
図書館司書資格

学科: 幼児教育学科
学生の学習成果

項目	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
P1	10	12	14	15
P2	12	14	15	15
P3	14	15	15	15
P4	15	15	15	15
G1	15	15	15	15
G2	15	15	15	15
G3	15	15	15	15
G4	15	15	15	15
G5	15	15	15	15

本学のディプロマ・サプリメントは、学生の入学から卒業までで、1年間を前・後期の2期に分け、学習成果(専門的学習成果・汎用的学習成果)の獲得状況をレベル1(認識・自覚)レベル2(開発・発展)レベル3(熟練・習熟)レベル4(持続的・継続的な質の改善)までを0.5きざみで、期末時に学生とクラスメンターの個人面談による相互評価で確認しながら、学生の学習成果の獲得状況を評価しています。これにより、学生自身が学期ごとの学習成果の獲得状況を自覚し、次の学期での学習成果の獲得に前向きに取り組むことができるようになります。

入学から卒業までのGPAの履歴

1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期

*GPA (Grade Point Average) は、履修した授業科目の成績評価のグレード(優、良、可、不可、受験資格なし)をポイント(4、3、2、1、0)にして、授業科目の単位数×ポイントの合計を履修した授業科目の単位数の合計で割った平均の値です。

幼児教育学科の学びの特徴

本学科の学びの特徴は、幼児教育施設(幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園)の現場で、幼児教育(環境を通して行う教育)とは何かを考え、「資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識し、保育指針の「乳児・1歳以上3歳未満児の保育」を理解し、乳児期の保育や子どもの育ちをとらえて、幼児期への学びの連続性を考えることができる保育者を養成するカリキュラムが構成されていることです。

以上の内容に相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

岡山短期大学
学長 原田 博史

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学においては、まず授業ごとのルーブリック評価の作成、授業アンケートをもとに各授業の改善を図る授業改善 C&A シートの作成、さらにはディプロマ・サプリメントの作成等により、学生の学習成果の獲得を測定する仕組みを整え、実施しているところである。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

本学幼児教育学科の学習成果は次のとおり明確に示されている。

○専門的学習成果

幼児教育施設（幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園）の現場で、幼児教育（環境を通して行う教育）とは何かを考え、「資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識し、保育指針の「乳児・1歳以上3歳未満児の保育」を理解し、乳児期の保育や子どもの育ちをとらえて、幼児期への学びの連続性を考えることができる能力を獲得する。

○汎用的学習成果

社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得する。

社会人としての責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己管理の能力を、また職業生活や社会生活で必要な情報リテラシーや数量的スキル、人との関わりに必要な論理的思考、自己表現、他者理解、問題解決の能力を獲得する。

上記の学習成果の獲得上については、就職先調査は新卒者の就職先を対象に「学習成果に関するアンケート調査」を継続して行い、卒業生の進路先からの評価を聴取している。採用学生が現場で「専門的学習成果」「汎用的学習成果」をどのくらい発揮しているかを調査する目的としている。就職活動においては本人の意思を重視しており、就職先を選ぶ際、実習先でない場合は必ず見学やボランティアを経て受験先を決定するように勧めている。

令和7年度の送付は22名分で、回収は13名分である。入学者数の減少により、卒業者数も減少し、就職者数も減少している。無記名アンケートにもかかわらず、園長のお礼状等が付されており、個人が特定できる。空前の保育者不足は続いており、養成校と密接な関係を築きたいという考えの反映と推測される。

専門的学習成果については、過年度との比較は単純にできないが、昨年度は「15項目すべてに関して「系列4または5」が50%以上、という結果になった」、「かつて評価の低かった「子どもの各年齢の発達課題を理解することが出来ている（基本的知識）」「各年齢に合った遊びを計画することが出来ている（保育計画の力の形成）」「子ども同士で互いに尊重する心を育てるという視点を持てている（保育内容の理解）」「遊びを通じての指導が出来ている（幼児教育の役割・意味の理解）」「子どもの健康や衛生面に配慮した生活環境を整えることが出来ている（養護に関する知識・技術）」などに関する評価が着実に上がっている」「極端に低い評価の項目はなくなった」という報告したが、令和7年度においては、全体として昨年度を下回る結果が全体として多くなった。ただし「相手の気持ちに配慮することが出来ている」という項目については令和3年度からで最も高い評価を得ることができている。

また汎用的学習成果については、過年度との比較は単純にできないが、昨年は「長年、評

価をいただけなかった「不明なこと等を確認したり調べたりすることが出来ている」に関して「系列 4 または 5」が 50%以上になったと報告したが、傾向として今後も長期にわたって苦手な項目であることには違いない。気になる項目としては「子どもの手本となることが出来ている」「自分自身の失敗から、次の課題を見つけることが出来ている」がかなり低いことであるが、これらはそもそもの資質として大切なものであったり、将来伸びていくための不可欠な要素であったりするので注目していきたい。

このような学生の学習成果の獲得状況については、アンケート調査により一定のデータの蓄積を続けており、このデータを保育職養成に役立てるよう FD・SD ワークショップなどで毎年分析して発表している。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

本学においては、まず授業ごとのルーブリック評価の作成、授業アンケートをもとに各授業の改善を図る CA シートの作成、さらにはディプロマ・サプリメントの作成等により、学生の学習成果の獲得を測定する仕組みを整え、実施しているところであり、その都度必要に応じて、改定等行う体制を整えている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

学生の学習成果の測定は可能であるものの、本学が育成している学生の専門的学習成果と汎用的学習成果が就職先のニーズ等とバランスのとれたものであるかについて、今後は就職先アンケートをもとに検討していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞

なし

〔テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜〕

＜根拠資料＞

提出資料：3. 入学案内【2026】

5. 学生募集要項【令和 8（2026）年度】

8. 入学案内【2025】

9. 学生募集要項【令和 7（2025）年度】

10. 令和 7（2025）年度入試 総合型選抜（対話型）入試ガイド

11. 令和 8（2026）年度入試 総合型選抜（対話型）入試ガイド

12. 令和 7 年度（2025）年度 総合型選抜（自己推薦型）自己推薦書

13. 令和 7 年度（2025）年度 総合型選抜（自己推薦型）自己推薦書

14. 令和 7 年度（2025）年度 指定校推薦書

15. 令和 8 年度（2026）年度 指定校推薦書

16. 令和 7 年度（2025）年度 一般推薦書

17. 令和 8 年度（2026）年度 一般推薦書

18. 令和 7 年度 (2025) 年度 社会人特別選抜 履歴書
19. 令和 8 年度 (2026) 年度 社会人特別選抜 履歴書
20. 令和 7 年度 (2025) 年度 社会人特別選抜 志望理由書
21. 令和 8 年度 (2026) 年度 社会人特別選抜 志望理由書

備付資料：21. 学生募集要項【令和 8 (2026) 年度】

21-1.社会人特別選抜

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

本学の「アドミッション・ポリシー」は次のとおり明確に示されており、本学 HP、パンフレット、学生募集要項等において示されている。

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求めます。

- なりたい保育者像が明確である。
- 子どもが好きで、心身ともに健康で、何事にも積極的である。
- 幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得し、卒業後保育者として働く意思が強い。
- Society5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- 本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- 体育や図画工作、音楽が好きで、特にピアノについては、基礎技能を身に付けようと努力できる。

さらに本学の入学者選抜は「入試管理委員会」及び「教授会」において厳格に管理されており、公正かつ妥当な方法により実施できるように適切な体制を整えている。

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

本学において、入学者選抜は問題なく運営されている。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

本学の入学者選抜に関する情報は、年度ごとに「学生募集要項」を作成し、本学 HP 上に掲載しているとともに、オープンキャンパスや進学ガイダンス、資料請求などにおいて受験生側に情報提供しており、その情報は適切に提供されている。

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

本学において、入学者選抜に関する情報は「学生募集要項」を作成し、進学希望者に対して適切に提供されている。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

本学は定員割れが続いている状況であり、入学者数を増やすことが急務である。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

なし

〔テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援〕

＜根拠資料＞

提出資料：2. 学生のしおり【令和7年度】

備付資料：16. 学生のしおり

22. 学生生活アンケート

23. 令和7年度幼児教育学科入学前学習案内

24. 学生個人台帳

25. 岡山短期大学就職実績一覧【令和5年度】

26. 岡山短期大学就職実績一覧【令和6年度】

27. 岡山短期大学就職実績一覧【令和7年度】

〔区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

本学の教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。また、学習成果の獲得状況を適切に把握している。具体的に、教員は「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう「教育課程編成・実施の方針」に即した担当科目の教育を行い、また、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「授業改善のPDCAサイクル」を稼働させるために、担当科目に「卒業認定・学位授与の方針」に対応した成績評価基準を設定し、各教科のシラバスには学科FD会議で検討した学習評価の方法が記載している。本学では、シラバスをCD-Rに焼き付けて学生に配付すると共に、各授業の初回をオリエンテーションとしてシラバスの詳細を説明した上で15回まで授業を行う。教員は、小テストの実施や課題、レポート、受講状況、出欠状況等により、日々の授業を通して学生の学習成果の状況を査定し、PDCAサイクルに基づいて専門的・汎用的学習成果の向上を図ることを実践している。本学教員はシラバスに示した学習評価の方法により学習成果の獲得状況を評価している。

学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。具体的には、教員は日々の授業における学習成果の測定と記録により学生の学習成果の獲得状況を把握し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ることの重要性を十分に認識している。学生に適正な学習成果を獲得させるための査定を行うと共に、分析結果をフィードバック情報として活用することにより、学生の学習成果の状況の把握と共に、一層の向上・充実を図っている。また、本学では授業終了時に学生による授業アンケートを実施し、集計結果をウェブサイトで公表している。

授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。教員は、「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう「教育課程編成・実施の方針」に即した担当科目の教育を行っている。また、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「授業改善のPDCAサイクル」を稼働させるために、担当科目に「卒業認定・学位授与の方針」に即した学習評価の方法を設定しシラバスにも記載してある。本学教員は学習成果の獲得状況を適切に把握している。授業参観を毎年実施し、各教員の課題や改善点等についてFD・SDワークショップにおいて総括を行っている。

教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。学生に対して履修及び卒業に至る指導

を行っている。具体的には、クラスメンターを中心に、各学生の学習状況を把握し履修状況の把握及び卒業に至る指導を行っている。また、各学生の状況は FD 会議で情報共有を図っている。

令和 7 年度の取り組みについて、PDCA サイクルに基づき次に報告する。¥

(1) 授業参観

①Plan (計画)

文部科学省によると、令和 5 年度ファカルディ・ディベロップメント (FD) の実施内容として「教育方法改善のためのワークショップまたは授業検討会」と回答した大学は 410 大学 (約 52%) であったことが報告されている。本学においても、教員相互の授業参観及び授業評価を毎年実施し、各教員の授業の質の向上を目的としている。昨年度より、授業全体を評価するようなルーブリックを作成し、授業参観を行った。評価方法については、以下の通りである。

岡山短期大学幼児教育学科ルーブリック評価表 (FD 授業参観用)

評価項目		< Level I > Awareness 認識・自覚	< Level II > Development 開発・発展	< Level III > Proficiency 熟練・習熟	< Level IV > Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善
項目 A	教員による授業の構成と準備	☐ シラバスが周知に基づき、作成されている。 ☐ シラバスに基づいた授業構成となっている。	☒ シラバスが周知に基づき、作成されている。 ☒ シラバスに基づいた授業構成となっている。 ☐ テキストの指定や配布資料等が準備されている。	☒ シラバスが周知に基づき、作成されている。 ☒ シラバスに基づいた授業構成となっている。 ☒ テキストの指定や配布資料等が準備されている。 ☐ テキストや配布資料等が質的及び量的に適切に作成されている。	☒ シラバスが周知に基づき、作成されている。 ☒ シラバスに基づいた授業構成となっている。 ☒ テキストの指定や配布資料等が準備されている。 ☒ テキストや配布資料等が質的及び量的に適切に作成されている。 ☐ 授業構成が時間配分等に配慮されており、授業範囲が十分なものである。
項目 B	教員の明瞭さと「理解のしやすさ」	☐ 授業内における声量が学生にとって十分なものである。	☒ 授業内における声量が学生にとって十分なものである。 ☐ 授業内容が整理され、論理的に授業が行われている。	☒ 授業内における声量が学生にとって十分なものである。 ☒ 授業内容が整理され、論理的に授業が行われている。 ☐ テキストや配布資料が授業内容と関連し、要領を得たものとなっている。	☒ 授業内における声量が学生にとって十分なものである。 ☒ 授業内容が整理され、論理的に授業が行われている。 ☒ テキストや配布資料が授業内容と関連し、要領を得たものとなっている。 ☐ 授業内容について、テキストや配布資料を読み上げることにのみ終始せず、具体的事例や関係する領域などからも理解できるようにしている。
項目 C	学習を促す教員の能力	☐ 担当授業の運営を行っている。	☒ 担当授業の運営を行っている。 ☐ 授業内で、テキストや配布資料の内容のほかに、理解を促すための補足的事項 (参考文献など) を示している。	☒ 担当授業の運営を行っている。 ☒ 授業内で、テキストや配布資料の内容のほかに、理解を促すための補足的事項 (参考文献など) を示している。 ☐ 授業全体でメリハリのある内容となっており、授業が活動的に行われている。	☒ 担当授業の運営を行っている。 ☒ 授業内で、テキストや配布資料の内容のほかに、理解を促すための補足的事項 (参考文献など) を示している。 ☒ 授業全体でメリハリのある内容となっており、授業が活動的に行われている。 ☐ 授業内において、質問や演習などを入れており、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めようとしている。 ☐ 理解不足の学生がいる場合には、再度授業内容についての解説を行ったり、声かけを行ったりするなどの対応を行い、全学生ができるだけ授業内容を理解していくことができるように配慮している。
項目 D	科目に対する学生の興味を刺激する教員の能力	☐ 担当教員が、該当科目についての研究を行っている。	☒ 担当教員が、該当科目についての研究を行っている。 ☐ 担当教員が、該当科目についての研究を学生に還元している。	☒ 担当教員が、該当科目についての研究を行っている。 ☒ 担当教員が、該当科目についての研究を学生に還元している。 ☐ 該当科目に関連する学問領域 (哲学、教育学、心理学など) の知見を盛り込んだ授業内容となっている。	☒ 担当教員が、該当科目についての研究を行っている。 ☒ 担当教員が、該当科目についての研究を学生に還元している。 ☒ 該当科目に関連する学問領域 (哲学、教育学、心理学など) の知見を盛り込んだ授業内容となっている。 ☐ 該当科目に関連する学問領域と具体的な事例の注進、あるいは「理論→実践」の視点から授業が行われている。

[参考文献]

Feldman, K. A., Identifying exemplary teachers and teaching: Evidence from student ratings. In R. P. Perry & J. C. Smart eds., *Effective teaching in higher education research and practice*. New York: Agathon Press, 1997.
 ケイ J. ガレスピー、ダグラス L. ロバートソン編著 (須田貴史監訳、今野文子ほか訳) 『FD ガイドブック-大学教員の能力開発-』玉川大学出版部、2014 年。

②Do (実行)

参観担当教員及び参観日を調整した。今年度は専門科目 2 科目を参観し、授業評価を目的に授業参観を実施した。授業参観は、前期の 6 月 4 日 (水) 2・3 限「幼児と図画工作」、後期の 10 月 1 日 (水) 2・3 限「幼児と音楽 I (B)」とした。

③Check (評価)

「幼児と図画工作」は授業者 1 名、参観者 3 名であった。「幼児と音楽 I (B)」は授業者 1 名、参観者 6 名で行った。授業評価の評価項目は、教員による授業の構成と準備 (項目 A)、教員の明瞭さと「理解のしやすさ」 (項目 B)、学習を促す教員の能力 (項目 C) 及び科目に対する学生の興味を刺激する教員の能力 (項目 D) とした。

「幼児と図画工作」における各評価については、以下の表の通りである。

＜「幼児と図画工作」における各評価の人数＞

ループリック評価	評 価 項 目	Level I	Level II	Level III	Level IV
	項 目 A			2 名	1 名
	項 目 B		1 名	1 名	1 名
	項 目 C			2 名	1 名
	項 目 D			2 名	1 名

「幼児と音楽 I (B)」における各評価については、以下の表のとおりである。

＜「幼児と音楽 I (B)」における各評価の人数＞

ループリック評価	評 価 項 目	Level I	Level II	Level III	Level IV
	項 目 A			3 名	3 名
	項 目 B				6 名
	項 目 C			1 名	5 名
	項 目 D		1 名	5 名	

後期の「幼児と音楽 I (B)」より、学生の学修成果として参観者が評価した。結果は以下の通りである。

「幼児と音楽 I (B)」における学生の学修成果の評価の人数

学生の学修成果	4 段 階 評 価	Level I	Level II	Level III	Level IV
	専門的学習成果			5 名	1 名
	汎用的学習成果			2 名	4 名
	【評価の理由】				
	・個人に合わせた指導によって、この授業での学生の成長がみられた。授業態度等についても場面に合わせて指導されており、学習成果はあったと感じた。 ・学生の授業態度もよく、1 コマのなかで学修成果があったと感じます。専門的学習成果に関しましては、どのようなときも次なる目標に向けて頑張る彼らのさらなる成果を期待して”III”までのレ点にさせていただきました。 ・ピアノの個人練習と先生との練習を繰り返すごとに上手にピアノを弾けるようになっていく姿が専門的な学びを深めていることを物語っていたため。また入室時に参観者に対して挨拶をするように促すなどの汎用的な学びをしている姿もよかったと思いました。 ・レッスンが 3 回クールであったが、回を重ねる毎に上達がみられた。1 日のレッスンのうちに集中して短い時間で指導されるのは良かった。 ・生徒が参観している教師にも観客として扱われ、挨拶をしていた。 ・生徒ができていない事を先生に伝えていたが、その後の約束もしながら進めら				

	れていた。 ・まじめに練習をしていた。 ・教師の言う課題を理解していた。 ・自分のわからないところは質問していた。
--	--

各授業について、授業参観の感想（学びなど）は以下の通りである。

「幼児と図画工作」

- ・分かりやすい授業でした。
- ・学生が少ないので落着いて授業を受けていた。
- ・スクラッチの説明はパソコンを使って分かりやすかった。残念な絵と線が効果的に表現出来ている絵と比較していました。
- ・スクラッチの下塗りの方法や上に黒を塗るのでどの色が効果的か考えさせていたので保育では子供たちに与える場合はどうしたらいいのかまで考えさせていたら実際に保育するとき役立つと思いました。
- ・スクラッチは線より面で表現する方が効果的ならどんな題材が適しているか考えさせられました。
- ・デコルコマニーは学生が楽しく体験していました。
- ・作品をスケッチブックの廃品の上に置き移動させていたのは良かったです。
- ・絵の具の説明も画用紙の説明もされていました。
- ・あの後で作品を保育でどのように使うのか。又子どもたちの五感をどのように引き出させるのか。いい勉強になりました。
- ・授業内容としては「デカルコマニー」の技法を実際に行ってみるというものであった。授業全体は学生が楽しく、技法や素材に実際に触れながら進められており、学生の楽しそうな様子が印象的であった。図画工作の基礎的知識や技術をどのように伝えているのかについて実際に見ることができたため、自身の授業において「保育技術」に関する授業がある場合などに取り入れていきたいと思った。また、これまでの作品などを映像で見せながら、どこを改善したらよいかなどを学生に説明するのが視覚的に確認していくことができるため有意義であると思われる。
- ・少し気になった点を記載する。授業内における学生に対する発言に注意を向けることの必要性についてである。授業の前半において、映像を見ながら説明する場面で「この作品の残念なところは…」という言葉があった。この際、学生の数名は動揺していたように見受けられた。学生のせつかくの作品とその学生を傷つけないためにも、もう少し工夫した言い回しを検討されたい。たとえば、「この作品は…はよく頑張っています。でも…をすともっとよくなりますよ。前回解説したようにこの技法を用いる時には…に注意する必要がありますね。それを上手く理解して実践できるとさらによくなります。たとえば次の作品を見てみましょう。…」などという言い方も考えられる。学生の努力に対しての敬意が欠けているように感じる発言であったかもしれない。私も含めて気をつけていきたいと思う。
- ・図画工作の授業では私の思っていた授業とは少し異なり興味をもって参観させていただきました。
- ・授業の時間いっぱいをはたすら絵具で遊ぶことで、結果よりも過程や体験が大切であると

感じました。絵具の感触や色の混ざり合いを楽しんでいたのも自由な発想をお互いに楽しみながら口々に表現していました。そして学生が飽きることなくずっと楽しんでいたのも、こういった学びも必要だと感じました。

- ・デカルコマニーは保育園でも遊びます。偶然できた形を楽しむ面白さがあるので、時間があれば学生達の気づきや発想の広がり話を話したり表現してみたりするところも見てみたかったです。学生達の対話を通して想像力やコミュニケーションを育む時間になるのではと思いました。

- ・今日のシラバスの説明が最初にあればより分かりやすかったかもしれません。
- ・学生たちの会話や表情から自由に表現できる環境なので創造性を豊かに育まれたことでしょう。

「幼児と音楽Ⅰ（B）」

- ・個人に合わせた教材の選択や指導方法が工夫されていた。
- ・学生と一緒に目標を決め、方向性をはっきりとさせていた。
- ・90分という時間のため、個人指導に充てる時間はあまり多いとは言えないが、その中でも反復練習した成果を一緒になって喜んでいるところが素晴らしかった。そのため、できなかったことができるようになったという学生の自信に繋がったのではないかなと思う。

- ・弾いて見せるや言葉で伝える→指を指す→指の上から一緒に弾く。このような段階的指導があると良いように感じた。

- ・学生は多くの教員がいる緊張が張り詰めたなかでよく頑張ったと思います。教員のなかには課題や自由曲の指導に違いがみられたというご指摘もございましたが、私はむしろ先生のお考えがあつての差異だと感じました。何より先生との信頼関係があるから可能な学生対応だと羨ましくなりました。1コマで各3回の指導時間、3名ともに成長がみられました。短時間でこれほどまでに上達するのは、1年入学時から積み重ねてきた対応&学修成果だと思います。学生の“上手になりたい”という思いを優しく丁寧に、小節によっては少し厳しめにご指導される先生の教授法は学びになりました。「少し厳しめ」という表現が誤解され一人歩きしないように補足します。それは、先生の教授法についていきたいという学生の思いを受け止める先生の育てたいと願う懸命な姿のことです。先生の思いが伝わっているからこそ学生は授業内の練習時間を無駄にせず自分で練習して3回の指導に臨もうと頑張るのでしょう。

- ・楽譜に学生自身で記入等する機会があつた方がいいのではないか。→「f」は「強く」などを事前に予習し楽譜を〈読む〉ことが大切だと思います。楽譜との対話ができるような学びがあるとさらにいいのではないかなと思います。

- ・学生それぞれへの楽譜等の工夫があるとさらによいのではないか。→学生がそれぞれピアノ経験に差があるため、楽譜の工夫をされているのがよかったが、多少なりともできる学生には配慮がありすぎて逆に読みにくい楽譜があつたりするのかもしれないと思いました。

- ・個人レッスンであるが、最初の挨拶から一人一人を丁寧に指導されていたので学生も気持ち、整うと思います。

- ・先生の親しみやすい声掛けで学生も良い緊張感と安心した関係の中でレッスンを受ける事ができていたように感じました。指遣いや、付点の拍子の取り方も繰り返ししたり先生が

弾いてみたりして分かりやすく弾けるようになるコツのように思いました。

・課題曲に季節の歌に誰でも知っている動揺を取り入れるのはいいのですが「お掃除の歌」が少し古い曲かな、と感じました。最近の親しまれている自由曲を入れたらどうかな、と思いました。

・「こどものうた200」の中から集団遊び歌では乳児や実習の授業でも取り入れられます。繋がる授業はいいと思います。

・学生は、先生方が後ろに何人も聴いているので、やりにくそうでした。

・1年生はみんな爪を伸ばしていないので正しい指使いを習っていました。(爪を伸ばしている人はどうやって弾くのか。) 曲が古いものがあったので、今使われている曲の方が実践的だと思いました。又弾ける人は園で使える「歌の本」の方がいいのではないかと思います。

・私達も弾いていた(バイエルやチェルニー)を聴いて懐かしく思いました。私もピアノを少しずつでも弾かないと指が動かなくなると反省しました。

・大学教員になったからこそ、このような授業参観を体験できました。生涯を通じて一度もピアノに係わったことのない身としては、なにがよいのかはわからない状態で参観しましたので貴重な人生経験でした。

- ・なぜ鍵盤楽器が学習教材として有力なのか。
- ・なぜ弾き歌いが必要なのか。
- ・なぜ練習曲の時のほうが厳しい言い方をされているのか。
- ・指押さえがなぜ必要なのか。
- ・学生はなぜうたうのが嫌なのか、普段見ている学生とは少し別の顔を見ました。
- ・考えながら発表曲を考えていく、飽きるようなら次の曲に進めるのか。
- ・弾き歌いができるようになったら、次の曲に行く意欲を尊重するのか。
- ・学生の「これでいいです」で次に行くのか。
- ・無理しなくてもいいから弾けそうだったら次に行くのか。
- ・課題曲の相談をするのか。
- ・1時間内に3人を3回転するのか。

授業担当教員の授業参観結果からの感想や考察は以下の通りである。

「幼児と図画工作」

【ふりかえりと制作の2部構成について】

視聴覚機器を整えたので今年度からは「前回のふりかえり」と「今日の制作」の2部構成で「体験→まとめ」として2週に渡って学修を深める形が取れるようになりました。「今日の制作」では材料や技法の概要と感受・制作するポイントを伝え「前回のふりかえり」では作例から具体的な注意点や保育での生かし方などを伝えるようにしており、2週にわたって学修することで内容も定着しやすいのではと期待しています。一方で細かな説明のモレ・ヌケや注意点を聞き逃す学生への対応などに試行錯誤しています。

【学生への発言について】

個人的な課題点として認識しており、他の授業で学生から注意された事もありましたので、改善に取り組んでいるところです。「残念な作例は過去の作品写真から」という工夫をして

おり、「自分の作品を全員の前で注意される」という事は避けています。また、この時は「最近おしゃべりが楽しすぎてあきらかに制作がおろそかになっている」特定の学生へ向けて目を見ながら伝えていたという裏話もあります。その学生にはその後「採点まで時間があるので空き時間などに加筆すると良くなる」と個別指導しました。

【学生同士の対話について】

これまで何度か試みたのですが、学生層として「感受」は得意ですが「意見交換」「考察」は苦手でなかなか対話まで深まりません。良い方法があればと思案しています。

【シラバスの説明について】

当該授業のシラバスの内容は、より具体化して板書するようにしていますが、体験して感じてほしいことは割愛し次回のふりかえりの時に話すようにしています。

「幼児と音楽Ⅰ（B）」

ご助言をもとに、取り組みたい点を以下に記述させていただきます。

1. 楽譜作りの指導

臨時記号を分かるようにラインマーカーなどで印をつけさせる。階名・専門用語・注意する点などを楽譜に書き込ませる。

2. 弾き歌い曲の見直し

- ・二年生の学生にも尋ね、保育園・幼稚園でよく歌われている曲を取り入れる。
- ・学生が聞いたことがない曲は他の曲に変更する。

3. 学生への指導

曲指導になると指導がきつめになっていると指摘を受けたが、自覚がなかったため、今後改善していきたいと考える。

④Act（改善）

今年度は前期に1科目、後期に1科目の合計2科目の授業参観を行った。授業評価については、ループリックを作成し、基準を示した。これにより、教員間の評価の大きなずれはないと考えている。授業参観後もFD会議にて意見交換を重ね、各教員の授業の質の向上に繋がったと考えている。今後も、ループリックの内容を学科FD会議で検討し、さらなる授業の質の向上を目指すことが重要である。後期において、学生の学修成果を評価する項目を設けたことによって、学生目線での授業内容を改めて考えることができるようになった。互いの授業を参観することにより、自分の授業を振り返り、授業間の関連性をさらに深めることができた。幼児教育を学んでいくなかで、授業と授業が独立しているわけではなく、授業と授業との関連性を学生が理解することによって、学生の理解度も深まっていくと考える。授業者同士で授業の内容を把握し合うことで、授業の質が向上し、さらに学生の学びにつながると考える。今後も授業参観を行い、授業の質の向上に努めていく。

（2）クラスメンター制度

本学では各クラスにクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談全般にあたり、学生に対して授業の履修指導から学習支援・学生生活支援など入学から卒業に至るまでの指導を綿密に行っている。学生は日常の学習・進路等に不安が生じた時も

まずクラスメンターに相談する。休退学にかかわる相談の際にはクラスメンターが調整し、本人・保護者または保証人・学科主任教授・クラスメンターで面談を実施して支援する。「学生のしおり」の「2. 学則施行細則第6章・第7章」において、欠席届はクラスメンター経由で学務課教務係に、忌引の場合はただちに学務課教務係に、休学・退学・復学等の願いは四者面談を経てクラスメンター経由で学長に提出することになっている。欠席届にはクラスメンターの印鑑をもらってから提出することになっているので、クラスメンターにとっても学生とコミュニケーションを図って指導するよい機会となっている。学生の履修登録票はクラスメンターが1枚ごとに点検し、取りまとめて学務課教務係に提出するので、クラスメンターは学生個々人の学習状況を把握していなければならない。各クラスメンターは、学生個々人の単位修得状況を綿密にチェックしている。

学生の履修簿通知表は学務課教務係からクラスメンターに手渡され、学生個々人の学習状況を点検したうえ学期ごとのオリエンテーションにおいてクラスメンターから学生に直接手渡されるので、行き届いた学習指導ができる。新入生に対しては、入学式後のオリエンテーションにおいて保護者も交えた場で履修および卒業に至るまでの重要事項について説明し、さらに翌日からのオリエンテーションにおいて前期履修科目に対する詳細な指導を行っている。また後期オリエンテーションにおいて履修科目に対する指導を行うと共に個人面談を実施し、その際に履修簿通知表を使って個別指導を行っている。2年生に対しても、各期オリエンテーションにおいて全く同様の個別指導を実施している。このように教員は学生に対して履修から卒業に至る指導を直接かつ綿密に行っており、学生の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

また、事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

事務職員は、SD 会議で学習成果と三つの方針について共通の理解を図り、それぞれの所属部署において学習成果の獲得のための支援を行っている。本学の在学生および卒業生の就職状況なども新年度準備会議などの全体会議や SD 会議をとおして認識を深め、学科の教育目標の達成状況を把握している。事務職員は、SD 会議で履修の方法や卒業要件など学則および学則施行細則を理解しているので学生に対して支援できる。事務職員は学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。各学期末に行う単位認定会議終了後に認定された科目が入った履修簿及び単位修得並びに成績証明書を学生一人一人出力しすべて保存している。また、履修簿及び単位修得並びに成績証明書作成に根拠となる採点表も学期ごとにすべて保存している。採点表は開講している科目の最終評価点が記載されているものであり、永久保存している。このように本学の事務教員は学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

(3) Wi-Fi 環境

学生は学内無線 LAN 接続が利用できる環境にあるので接続をして学生生活情報の取得を促している。

(4) ICT 活用

教職員は授業や学校運営に積極的にコンピュータを活用している。授業においても視聴

覚機器やコンピュータ教室を十分に活用している。また教職員は各自で教育課程および学生支援を充実させるためにコンピュータ利用技術の向上を図っている。本学の教職員は学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

令和3年度より Moodle を本格的に始動した。授業で活用したレジュメの公開だけでなく、学生のしおりなど、学生支援に必要な資料を Moodle で公表し学生支援にも活用している。

(5) 入学前学習

入学手続き者に対して入学前学習・学生生活に関するオリエンテーションを実施している。令和6年度入学予定者を対象に下記のとおり入学前指導を実施した。

＜入学前学習の日程＞

日 程 ピアノレッスン 10:50～12:20 学 長 講 和 9:30～10:30 特 別 講 座 13:00～14:00				
回	月日・曜日	ピアノ	学長講和	特別講座
①	12月 6日(土)	○		
②	12月20日(土)	○		保育内容(環境)
③	1月10日(土)	○		
④	1月17日(土)	○		保育内容(身体表現)
⑤	2月14日(土)	○	大学で学ぶこと	
⑥	2月21日(土)	/		茶話会
⑦	3月 7日(土)	○		保育原理・教育原理
⑧	3月14日(土)	○		

(6) オリエンテーション

入学者に対するオリエンテーションは入学式直後から3日間の日程で実施した。まず入学式終了後、体育館で大学・短大合同の全体オリエンテーションを行い、その後、別会場に移動して短大のオリエンテーションを行う。全体オリエンテーションは保護者同席のもとに学長が大学教育について学生の学習成果と三つの方針を、またそれぞれの担当者が環境衛生、学友会、後援会会則、奨学金と傷害保険の説明を行う。短大のオリエンテーションは、1年クラスメンターおよび新入生のみで行い、内容は教員照会、メンター紹介、学生生活などについてとなっている。

新入生オリエンテーションはボランティア保険説明、ロッカー利用説明、各実習履修規程説明、駐車場・駐輪場利用説明、奨学金説明、学生傷害保険説明、学割証説明、クラス写真撮影、学友会新入生歓迎会、保育雑誌購読説明、教材費説明、司書・社会教育主事任用資格説明、図書館利用に関する説明、学生のしおり詳細説明、学内情報機器利用等説明、学生個人台帳(教務)記入、生活指導、キャンパスツアー、シラバス配付、履修登録説明、教科書注文書説明、学生個人カルテ(幼教)記入、教科書購入、学生生活に関する注意、履修登録・

教科書に関する Q&A など学習支援と学生支援の両面から行っている。

また、後期授業開始前にもオリエンテーションを行った。令和7年度は学生の学習成果についての説明を行い、その後、履修簿通知表渡し、履修指導、個人面談資料記入などを行った。後期オリエンテーションは前期単位未修得者の個人面談に多くの時間を割いている。2年生前期のオリエンテーションは、4月1日の入学式より前に数日間にわたって行う。その内容は、履修指導、個人カルテ修正、ボランティア保険説明、奨学金説明会〔新規申込者対象〕などの学習支援と学生生活支援である。

また、後期のオリエンテーションは、幼稚園教育実習（9月初めから4週間）終了後の9月末の1日で行い、履修登録関係書類配付、履修指導、後期学科行事説明、就職状況調査、履修簿通知表渡しを行い、午後からは授業となる。慌ただしい理由は、授業回数を確保するためであって、1か月間の学外実習で休講になった授業回数分を回復するためである。以上のように、新たな学習への意欲を喚起するため、オリエンテーション・個人面談を組み合わせ、きめ細かな指導を行っている。

（7）補習および学習指導

追再試験前の補習の他に、学生の実情に応じて補習指導などを行っている。ピアノの補習指導が代表的である。学習指導としては試験対策の指導、授業等の質問に対する指導、実演・発表のための指導、実習準備が思わしくない学生に対する指導、実習における評価が低かった学生に対する指導など、それぞれの教員が学習に苦勞している学生への指導、一定の水準に満たない学生への指導等を多様な方法で実施している。進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援は、各担任また教科担当者が個別に学習支援を実施している。実施時期・回数・対象者・方法は担当者により異なるが、多くの教員が個別の学習支援を実施している。

（8）通信課程

本学には通信課程は設置していない。

（9）留学生

本学は、留学生の受け入れおよび留学生の派遣は行っていない。

（10）FD 会議

FD 会議や教授会で学習成果の獲得状況を示す GPA などの量的データに基づき学習支援方を随時点検している。

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

本学において、学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行われており、教職協同の精神のもとに、関係部署すべてが情報等共有しながら、学生の学習支援にあたっている。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-2の現状＞

本学においては、学長（理事長）のリーダーシップの下に、「事務組織」及び「各種委員会等」を組織し、その組織全体で学生の生活支援を組織的に実施している。

本学の組織的な学生支援として、修学支援をはじめ健康衛生管理支援、課外活動支援、経済的支援、学生生活支援を行っている。以下、各支援の現状を記述する。

修学支援としては、各クラスにクラスメンターを配置し、学習指導をはじめ科目の特性から表面化する難しさ（例えばピアノや身体表現等）に対する相談や、取り組み方のアドバイス、科目担当教員を交えた相談を設定する他、学生生活全般について支援している。

一例として、1年生後期のオリエンテーション後に1年生全員の個人面談を実施しており、友人関係や授業、クラブ活動などについて個々の様子を把握したり、抱えている悩みがあれば対応したりするようにしている。

また、2年次に上がる直前のオリエンテーション期間にも個人面談を実施し、実習や専門就職に対する意識について学生一人一人の状態を把握するようにしている。特にメンタルケアやカウンセリングを要すると判断される学生については、本学に設置している学生相談室での相談を勧める場合もある。

（１）公務員試験対策、就職支援

1年前期の公務員講座（A）および1年後期の公務員講座（B）は公務員希望者が中心に履修している。また2年前期の卒業研究（A）では各自の受験希望の自治体に焦点を合わせたコミュニケーション力の育成に力を入れた指導を行っている。就職支援に関しては1年後期のキャリアガイダンスの授業で行っている。以上はいずれも正規の授業であり、単位も取得できるので履修者全員の気合が入っており、強力な就職支援となっている。

（２）ボランティア等

学外ボランティアの案内・指導や倉敷市大学連携福祉事業などをはじめとして継続的な活動を実施しながら多方面にわたって活動ができるよう支援するとともに、地域活動や地域貢献に積極的に眼を向けてボランティア活動等を行うなど、大学は学生の社会的活動に対して積極的に評価し支援している。例えば、クラブ活動や卒業研究の一環として学外で研究成果を発表、学内での「子どもといっしょに運動会」「子どもといっしょに発表会」などで地域の方との交流を積極的に行っている。特に地域貢献活動として近隣の保育所などに通う子どもたちを招待して、学生主体による子どもたち向けの「子どもといっしょに運動会」やオペレッタ発表などを行う「子どもといっしょに発表会」に力を入れている。また、子どもたちと関わるボランティア活動には毎年学生が参加している。これらのいずれの活動も学生のみが活動するのではなく、教職員も一体となって取り組んでいる。

授業の一環ではあるが保育者としての資質を高めるために春休み長期休暇を利用して実習予定園でのボランティア活動を行っている。

（３）購買等アメニティー

学生のキャンパス・アメニティーとして「学生食堂」を整備している。特に「学生ホール（学

生食堂)」については下記のような取り組みを実施している。

①有線放送

食堂の営業前・営業中・営業後と放送内容を変えて音楽を流し、学生がリラックスして学生ホールを活用できるように工夫している。

②花や掲示物

学生が使う机に花（造花）を置き、学生ホールが明るい雰囲気になるよう心がけている。また学生の食育に役立てるよう「食堂食育」の資料を掲示し、食育啓発を行っている。その他食堂に馴染んでもらいたいため、4月には食堂調理員の一覧を掲示し、食堂に興味をもってもらえる工夫を凝らしている。さらに学生ホールに季節の壁面や掲示物、展示物を設置し、季節感を感じてもらおう工夫を行っている。

③清掃

学生が快適に学生ホールを使用できるよう、机や床の清掃等行っている。

（4）学生寮

キャンパス敷地内に賄い付きでセキュリティも充実した学生寮があるが、老朽化により令和3年度を最後に学生寮の募集を終了し学生寮を閉寮した。令和5年度より本学から半径2キロ圏内の一人暮らしの学生に対して、10,000円の毎月の家賃補助を行っている。また、一般の宿舎を必要とする学生に対し不動産業者を紹介、賃貸物件に関するパンフレットの設置を行っている。

（5）無料バス等

通学については、無料通学バスの運行や駐輪場・駐車場を設置して通学のための便宜を十分に図っている。通学バス（無料）の運行は、平日の授業始業前2便、3限、4限、5限の授業終了後に1便ずつ運行している。また、駐輪場を正門横に設置している。駐車場は学内駐車を可能とし、駐車場利用料は無料である。

（6）奨学金等

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金「給付奨学金」「第一種奨学金」「第二種奨学金」について年度始めのオリエンテーション時に学務課学生係が内容、書類作成、手続きまでの説明を行っている。また、本学独自の奨学金制度として、「岡山短期大学特別奨学生」や、在学中に授業料納付が困難になった学生について、成績・人物の審査での合格者を優待生として授業料の半額免除を実施する「岡山短期大学A種奨学生」を設けている他、アルバイト紹介などの業務を学務課学生係が行う等の経済的支援体制を整えている。また卒業時には返還に関する仕組み、手続きについて説明を行っている。その他、外部機関の奨学生制度については対応可能な範囲で対応している。

（7）健康管理

学生の健康管理の体制としては、学務課学生係が管理・運営している休養室を設置し、軽度不良に対して対応している。重篤な症状や急を要す症状が出た学生については近隣の医療機関に連絡を取り早急な対応を依頼している。また平成30年度より緊急時のマニュアル

を教職員に配布し、学内全体で意識共有の下、適切な対応を図っている。また、本学の校医は「一般財団法人倉敷成人病健診センター」の健診センター長であり、入学後の健康診断（身体測定、レントゲン撮影、内科検診など）の結果も当センターに依頼し、学生の実習等における健康診断書の発行も本学で行っている。また、生活指導部による学生の心身両面にわたる生活支援、環境衛生部による学内の清掃と美化など、学生の生活支援を組織的に行うと共に、教職員の組織も整備して適切に機能している。

（８）学生との対話姿勢

学生生活に関する学生の意見や要望は、現在はクラスメンターをはじめとして、全教職員が学生と十分な「対話」をすることを心掛け、その対話の中から学生の声を把握でき、有効な支援に具体化できるところが大きい。学生から得られた意見等は、学科教員全員で共有・検討した上で学長に報告し、その対応の指示を受けており、重要事項については学長が教授会に諮った上で対応を決定する。また、事務部においては関係の窓口で事務職員が学生から意見・要望等を得ることが可能となっており、早急に解決を要する場合は直接学長に報告し、学長の指示を得て解決する等、学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、大学全体で適切な対応を図っている。

（９）留学生対応

現在、留学生はいない。

（１０）社会人学生対応

社会人学生の受け入れを行っており、詳細は募集要項に明記している。社会人学生に対しても入学手続きから卒業までの学習を支援する体制を整えている。なお令和７年度において社会人学生は在籍していない。

（１１）障がい者対応

障がい者の受入れのための施設の整備については、エレベーター及び車いすを配置し、取り組んでいる。バリアフリーへの対応はエレベーターを設置し、できる限りの対応を図っている。また、障がいのある者が本学を受験しようとする場合は事前に相談するよう学生募集要項に明記してある。なお、肢体不自由な学生は在籍していない。

（１２）長期履修生

現在、長期履修生の受け入れ制度はない。

（１３）クラブ活動

令和７年度クラブ活動については「令和７年度学友会 クラブ・ミーティングルーム・顧問」を組織し、顧問を配置することによって整備している。

また、クラブ活動については、本学において１年生の前後期の履修登録として単位を取得することを可能にするとともに、各顧問が責任をもって学生とともにクラブ活動の活性化を行い学生が自ら活動できるように取り組んでいる。課外活動支援については、「学生生活

を充実させ、人間形成に寄与するもの」という意義から、学園行事や学友会等を短大・大学を挙げて全面的に支援している。例えば、本学の教育目標を達成するための一助として学友会を設置しており、この学友会は全てのクラブ活動を統括し、入学生全員が会員となっており、健全で規律ある学生生活の発展に寄与している。学生が学生自身の自律的な活動を展開することにより、自己の能力を最大限に発展させていく効果を期待している。特に厚生部は、各クラス選出の評議員と学科教員から 1 人ずつ任命される顧問によって構成され、学生の意見を広く汲み上げる部門として貢献している。

(14) 学生主体の行事

令和 7 年度の「桜有会」に関しては学内でバーベキューを行い、学年をこえて親睦を深めることができた。

このように本学においては、クラブ活動や大学祭、学友会などを、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

学生生活に関しては、学生生活アンケートの実施により学生の意見や要望の聴取に努め、学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

(1) 進路支援

本学では、就職支援のために就職指導担当を担う教職員の組織を整備し、相互に連携を図りながら支援している。就職指導担当教員として、主担当の教員の他、保育所長経験者の教員、2 年メンターが就職支援を行っている。また、公務員養成コースではピアノ教員、図画工作教員も公務員試験実技対策のスタッフになっている。さらに、学務課学生係の事務職員は就職指導担当教員と常に進路情報を共有し、報告・連絡・相談を繰り返しながら学生が進路決定に至るまでの支援を行っている。

(2) キャリア支援

就職支援のための施設としてキャリア支援室を整備し、模擬面接指導や集団面接指導、履歴書作成の指導、実技試験対策の指導、公務員試験対策の指導等、多角的に学生の就職支援を行っている（備付-25～27）。

(3) 資格・免許取得

就職のための資格取得について、卒業時に保育士資格と幼稚園教諭二種免許を両方取得して卒業するように細やかな支援を行っている。入学前は、オープンキャンパスや入学前指導で資格・免許を両方取得する意義・意味を詳しく説明している。入学以降は、オリエンテーションや各授業において資格・免許の取得に対する意識の強化を図っている。就職試験対策として、社会人力強化講座や公務員試験対策講座を実施して支援を行っている。

(4) 就職状況把握

例年、幼児教育学科の卒業時の就職状況について年明けの全体会議および年度始めの全

体会議において報告するとともに、求人件数についても経年的な比較・分析を行って全学で情報を共有している。また、卒業時の就職状況について「業種別就職者数」、「出身県別就職状況（地元就職者数／就職者数）」、「就職実績一覧」を本学公式ウェブサイトで公表するとともに、これらの分析・検討結果を学生の就職支援に活用している。

（５）進学支援

進学、留学に対する支援として、幼児教育学科に設置されたキャリア支援室の担当教員を中心に支援を行っている。令和６年３月卒業生の進学・留学に関しては１名の学生より編入学の希望があったため、担当教員を中心に編入学に向けた指導を実施したところである（備付-26）。

（６）支援の姿勢

本学の就職支援を概括すると、就職指導の主担当教員だけでなく２年生のクラスメンターが進路支援を担うとともに、幼児教育学科内に設置されているキャリア支援室の担当教員も連携して学生の進路支援を行うものである。また、幼児教育学科のカリキュラム内でキャリアガイダンスの講義を開講している。

就職指導担当教員は学生と個別の面談を重ね対話をくり返すことにより、学生一人一人が思い描いている保育や理想とする保育を確認したうえで、就職先に対する細かい要望や条件等を十分に把握し、各々の適性を見極めながら適した進路を選択できるように支援している。また、長期休暇中や実習中で帰省している時等も電話やメールで相談業務を行う等、さまざまな手段を用いて多くの時間をかけて学生の希望を把握する態勢を整えており、全力で学生の進路支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-D-3の現状＞

学生の進路については近年多様化してきており、学生の気持ちに寄り添いながら、適切な進路相談ができる体制を整えている。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

本学を設置している岡山県（倉敷市）に関する就職等については情報が整理されているが、遠方の都道府県となると学生支援にやや不安が生じる。ハローワーク等との連携の強化とかが検討される。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

なし

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

各教員が担当の授業の中でシラバスの教育目標、学習成果、学習評価の方法、学則の単位認定および卒業の仕組みについて学生に理解させることが行動計画であったが、全教員が特に第１回の授業で丁寧に説明するよう努めている（提出資料・備付資料「令和7年度シラバ

ス」）。

学習成果の価値に関して卒業生の就職先に対して学習成果（社会的通用性を含めた）の獲得状況に関するアンケート調査を継続しており、その結果を検証して「教育課程編成・実施の方針」の適否を検討することが行動計画であったが、FD・SDワークショップにおいて報告している（備付資料「令和7年度FD・SDワークショップ岡山短期大学幼児教育学科報告」）。

専門的学習成果と汎用的学習成果の査定の方法について科目別に明確にし、定期試験の答案用紙に成績の根拠を明確に示すようにし、実習および実技などについては査定の根拠を学務課教務係に提出し、保存するようにしている。

各授業におけるルーブリック評価および教員相互の授業参観についてもルーブリック評価を見直す等するなかで、各教員はルーブリック評価の研究を進めている。

「教職履修カルテ」については、個人ごとに作成し必要に応じて追加等している。また、「学生生活アンケート」「卒業生アンケート」の自由記述欄は、事務側よりデータが送られてきたうえで、各教員で共有し、特に「自由記述欄」の内容については、FD会議で取り上げる等することで情報の共有を図っている。

退学や休学については学科会議等でのすみやか情報共有を行うとともに、学生との面談等を実施するなかで望まぬ退学や休学につながらないように指導している。

授業アンケートについては、封筒による回収を行い、学生の匿名性がより担保されるようにしている。

就職先アンケートを引き続き実施しており、卒業生の学習成果の社会的通用性についての検証に取り組んでいる。

シラバスの学習成果や評価基準等をきちんと説明することにより、学習を促している。

学習進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を充実させるため、各教員の取り組みをまとめるとともに、FD・SDワークショップにて情報共有を図り、支援体制について検討を行っている。

クラブ活動については、学生にとってよりよいものとなるようにクラブ活動を希望する学生と相談しながら進めていく体制をとっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

いまだに十分に進めることができていない課題に取り組むようにする。

とくには学習進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を充実させるため、各教員の取組を整理し、どのような取組が効果的なのかについての検討をしたうえで、学生の学習成果の獲得の向上に資するようにしていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料：なし

- 備付資料：28. 教員個人調書〔様式 22〕（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）
- 29. 教育研究業績書〔様式 23〕【令和 3 年度】
 - 30. 教育研究業績書〔様式 23〕【令和 4 年度】
 - 31. 教育研究業績書〔様式 23〕【令和 5 年度】
 - 32. 教育研究業績書〔様式 23〕【令和 6 年度】
 - 33. 教育研究業績書〔様式 23〕【令和 7 年度】
 - 34. 非常勤教員一覧表又は基幹教員以外の教員一覧表〔様式 24〕
 - 35. 専任教員又は基幹教員の年齢構成表
 - 36. 紀要第 46 号
 - 37. 紀要第 47 号
 - 38. 紀要第 48 号
 - 39. 教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名）
 - 40. 「令和 7 年度 FD・SD ワークショップ岡山短期大学幼児教育学科報告」
 - 41. FD 委員会岡山短期大学会議次第および議事録【令和 5 年度】
 - 42. FD 委員会岡山短期大学会議次第および議事録【令和 6 年度】
 - 43. FD 委員会岡山短期大学会議次第および議事録【令和 7 年度】
 - 44. 「令和 5 年度 FD・SD ワークショップ岡山短期大学幼児教育学科報告」
 - 45. 「令和 6 年度 FD・SD ワークショップ岡山短期大学幼児教育学科報告」
 - 46. SD 委員会会議次第および議事録【令和 5 年度】
 - 47. SD 委員会会議次第および議事録【令和 6 年度】
 - 48. SD 委員会会議次第および議事録【令和 7 年度】
 - 49. 「令和 5 年度 FD・SD ワークショップ SD 委員会報告」
 - 50. 「令和 6 年度 FD・SD ワークショップ SD 委員会報告」
 - 51. 「令和 7 年度 FD・SD ワークショップ SD 委員会報告」

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

令和 7 年度の教員組織は以下のとおり編制した。本学の教員組織は小規模であるが建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」に基づく使命・目的を実現するための組織として十分である。

教員組織の概要（令和 7 年 5 月 1 日現在（人））

学 科 名	専 任 教 員 数					短期大学設置基準に 定める教員数		非常勤教員	備 考
	教 授	准教授	講 師	助 教	計	〔イ〕	〔ロ〕		

岡山短期大学

幼児教育学科	4	4	4	0	12	(8)	—	13	
(小計)	4	4	4	0	12	(8)	—	13	
〔口〕	—	—	—	—	—	—	(3)		
(合計)	4	4	4	0	12	(8)	(3)	13	

男女の構成は次表のとおりである。

専任教員の男女構成（令和 7 年 5 月 1 日現在 （人））

	教授	准教授	講師	助教	計
男	2	3	0	0	5
女	2	1	4	0	7
計	4	4	4	0	12

年齢の構成は次表のとおりである。本学の定年年齢は 65 歳であるので定年を越えた教員が 3 人いるが、教育課程編成・実施の方針に照らして授業を担当する教員の教育研究業績が適任である教員を配置する方針で教授会に諮った上で学長が決定しているので問題はない。

専任教員の年齢

	職名〔学位〕	性別	年齢
1	教授〔文学修士〕	男	65
2	教授〔教育学修士〕	男	71
3	教授〔教育学修士〕	女	63
4	教授〔経営学修士〕	男	41
5	准教授（特別専任教員）〔教育学修士〕	男	61
6	准教授〔博士（農学）〕	女	60
7	准教授〔教育学修士〕	男	35
8	准教授〔博士（健康科学）・修士（健康体育）〕	男	34
9	講師（特別専任教員）（実務家教員）	女	69
10	講師（特別専任教員）（実務家教員）	女	69
11	講師（特別専任教員）〔学士称号（音楽）〕	女	65
12	講師（特別専任教員）〔学士称号（司書）〕	女	66

なお、定年年齢を迎えた教員は年度末をもって退職することになるが、就業規則上、理事長が特に必要と認めたときは、引続き 1 年毎に特別専任教員として再雇用することができるようになっている。この場合の定年年齢は理事長が特にその継続留任を更に必要と認める場合以外は 70 歳となっている。特別専任教員は就業規則において常時勤務する専任の教育職員に対する特別専任就業規則で別に就業が規定されており、その規定では本学の退職者以外の者では、他大学及びそれに準ずる機関を定年退職し、本人及び当学園の都合により週当りの出勤日に制限がある本学教育に専任できる者や特殊な専攻分野について本学にお

ける教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、本人及び当学園の都合により週当りの出勤日に制限がある本学教育に専任できる者が採用される。この場合の「本学教育に専任できる」とは、本学より指定した会議や行事等に参加することが含まれ、教授にあっては教授会の定員に含まれる。退職後の延長は特別な場合を除いて 70 歳までなので、平均年齢の高い教授、講師の中で定年に近い教員の交代教員の確保の検討をしなければならない。

上記のとおり本学の専任教員は、令和 7 年 5 月 1 日現在教授 4 人、准教授 2 人、講師 6 人の計 12 人である。短期大学設置基準に定める教員数 10 人を超え、更に教員数 10 人の 3 割が教授でなければならない数 $3.3=4$ 人に対して教授数は 4 人で充足している。

専任教員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在 (人))

学科	教授	准教授	講師	助教	計
幼児教育学科	4	4	4	0	12

本学は、学校教育法施行規則第 172 条 2 に基づき本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の状況についての情報を公表している(備付-29～33)。その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を詳しく示しており(備付-28)、全ての専任教員の職位が短期大学設置基準第七章の規定に合致していることが明らかである。

従って本学の専任教員の職位は真正な学位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準の規定を充足している。専任教員と非常勤教員は、学生の学習成果を獲得させるための令和 7 年度の教育課程編成・実施の方針に基づいて適任である教員を配置している。

専任教員数と非常勤教員数

令和 7 年 5 月 1 日現在	男	女	計
学 長	1		1
専 任	6	6	12
非常勤	5	8	13
計	12	14	26

令和 7 年度非常勤教員の職位・性別・担当授業科目

	職位	性別	担当授業科目
1	教授	男	社会福祉、子ども家庭福祉
2	教授	男	日本国憲法
3	教授	女	社会的養護Ⅰ、社会的養護Ⅱ
4	教授	女	子どもの保健、子どもの健康と安全
5	教授	女	子どもの食と栄養
6	講師	男	情報処理基礎、情報処理演習
8	講師	女	教育課程論及び教育方法・技術論
10	講師	女	英語 (A)、英語 (B)

11	講師	女	幼児と音楽Ⅰ（A）、幼児と音楽Ⅰ（B）、幼児と音楽Ⅰ（C）、幼児と音楽Ⅰ（D）
12	講師	女	幼児と音楽Ⅰ（A）、幼児と音楽Ⅰ（B）、幼児と音楽Ⅰ（C）、幼児と音楽Ⅰ（D）
13	講師	女	幼児と音楽Ⅱ（A）、幼児と音楽Ⅱ（B）

令和7年度非常勤教員の職位構成

学科	教授	准教授	講師	助教	計
幼児教育学科	5	0	8	0	13

非常勤教員の男女構成（令和7年5月1日現在（人））

性別	教授	准教授	講師	助教	計
男	2	0	2	0	4
女	3	0	6	0	9
計	5	0	8	0	13

非常勤教員は学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

教育職員の採用は、理事会で審議したうえで、理事長が採否を決定し、教授会の資格審査を経て辞令を交付する。教授会の行う教員の資格審査は、短期大学設置基準の「第七章 教員の資格」に掲げられる基準に準ずるものである。

教育職員就任後、教授、准教授、講師等の資格昇任についても、理事会の議を経て理事長がこれを決定するが、教授会において資格審査を諮ったのち辞令交付する。昇任の判断基準は主として教育研究業績と教育的能力に力点があるが、教育的能力とは学生に対する教育実践の能力及び大学全体の学習支援体制（事務組織及び教員組織が協調する協同体制）における貢献力であると教職員選考規程に明記してある。研究業績の不足により長期にわたり昇任できない場合は、規程の上では各資格の定年制を適用し解職するものとなっている。現在のところこの規定による解職の事例はない。

教員の採用・昇任に関する規程として、前述の教職員選考規程および任期付専任教員の任用に関する規程を整備しており、これら規程に基づいて教員の採用・昇任の具体的な手続きを適切に実施している。

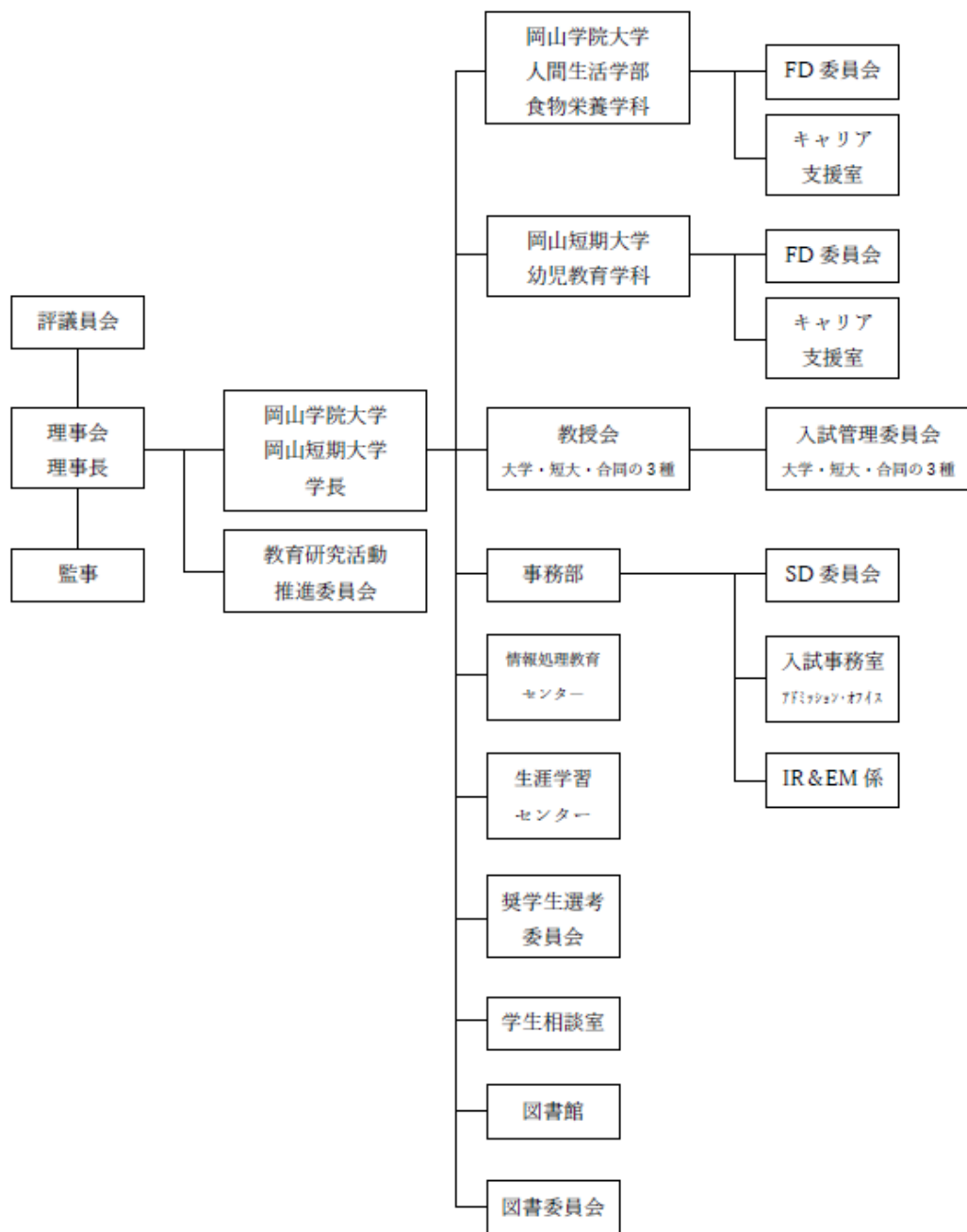
<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置しており、教員の変更等ある場合はすみやかに関係機関に届け出ること、法令の遵守に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。なお、特別専任教員を除いた専任教員は研究日を取得するために2年間で1つの研究業績を求められているので対象となる全教員が研究日を取得していることからそれらの研究活動は進んでいる。（備付-29～33）

教育研究上の組織図（令和 7 年 5 月 1 日現在）



令和 7 年度専任教員研究活動実績

職位〔学位〕	研究業績			国際会議 出席の有無	その他
	著作数	論文数	学会等 発表数		
教授〔文学修士〕					
教授〔教育学修士〕					
教授〔教育学修士〕					1

准教授〔経営学修士〕					
准教授〔博士（農学）〕	1		2		1
准教授（特別専任教員）〔教育学修士〕					
講師〔教育学修士〕					1
講師〔博士（健康科学）・修士（健康体育）〕					
講師（特別専任教員）（実務家教員）					
講師（特別専任教員）（実務家教員）					
講師（特別専任教員）〔学士称号（音楽）〕					
講師（特別専任教員）〔学士称号（司書）〕					

本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の情報の公開を行っており、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績などを示している。それによって、各教員がどのような分野における専門的研究を推進しているのかが確認できるようにしている。

令和7年度においては、前年度までに配分された科学研究費助成事業（基金分）の期間延長承認を受け、継続して研究を行っている教員が1名いる。特別専任教員を除いた専任教員には、「学校法人原田学園教員の研究費に関する規程」に基づき支給している研究費がある。研究費の内訳は、「教員研究費」「教員研究旅費」「共同研究費」「海外研修旅費」となっている。

教員研究費は、教員の研究範囲内で自由に使える研究図書購入費として年間10万円用意してある。使用に当たっては、研究図書購入願い（累積加算方式）に書名、著者、発行所、価格、ISBN等の必要事項を記入の上、図書館に提出する。図書館は、未所有かどうかチェックし、所有であれば教員に対してその旨連絡する。図書館の未所有の図書及び所有の図書であっても教員が常時研究室に保管するために必要である場合は、研究図書購入費の残高をチェックした後、図書館は速やかに発注し、納品、図書館登録の後、教員研究室に配架する。

教員研究旅費は、教員の研究の範囲内で自由に使い、年間15万円用意してある。使用の仕方は、学長宛てに学会及び研究会等の次第を添付した研修願を提出し、研修の許可が下りれば「交通費、会費（謝費を含む）、雑費」が経理課から支給される。経理課は15万円の残高を常に把握してある。学長の許可を要すことは、学校行事及び学生の教育指導を放棄した自己研究優先の研修を防止するためである。

教員研究費（研究図書購入費）及び教員研究旅費の流用は、どちらかの方が既定額を超えて経費が必要になった場合、経理課に流用を願い出ることになる。研究図書購入費を流用する場合は、流用後の予算残高を図書館に経理課が知らせる。

共同研究費は、FDのために必要な研究費、研修費及び研修旅費として使用できる。共同研究費の使用にあたり、各学科がFDを行うに必要な研修を企画し、それにかかる経費を算出し、学長に願い出る。学長は願いにより決裁する。「学校法人原田学園教員の研究費に関する規程」の中には、海外研修旅費に関する規程がある。

海外研修旅費は、教員が、外国の政府、大学、研究機関等において研修するために現地に渡航する旅費で、年間200万円を用意してある。海外研修は、学生の教育指導に供する教育水準の確保を図るため、学長、教授、准教授、講師及び助教の職にある専任教員が、自らの

学術専攻分野に関する事項の調査・研究、指導又は研修等を海外で行うものであり、海外研修を希望する者は、海外研修願を学長に提出する。海外研修願により学長が重要と認めたものは、海外研修旅費として、渡航の費用及び参加費の一部を上限 50 万円まで支給し、年間 200 万円の予算の範囲で願い出の受付を打ち切る。海外研修旅費は、予め研修プログラム等に含まれている旅費以外は、経理課の旅費査定により決定される。海外研修により欠勤となる授業は、研修前または帰国後速やかに補講をする。海外研修の成果は、帰国後 3 か月以内に学内で教員及び学生に対して研究発表をする。同一の学術専攻分野の複数の教員が、同一の海外研修を申し出た場合は、学長の決裁により一人のみとする。なお、令和 7 年度において海外研修費を希望した者はいない。

その他、

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画

岡山学院大学岡山短期大学コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程

岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル

岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて

岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規則を定めている。これらにより、専任教員の研究活動に関する規程は十分に整備されていると考える。ただし、令和 7 年度の専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等の制度申請はない。

なお、岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規則により研究倫理の推進を図っているところである。

また、本学は岡山学院大学と合同の紀要を年 1 回発行し、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。紀要は本学公式ウェブサイトにも載せ、一般に公開している。紀要に関して「岡山学院大学・岡山短期大学紀要投稿執筆規程」を定め、編集は本学専任教員が当たっている。

さらに、本学は、全ての専任教員に研究室（個室）を整備しており、研究を行うのに十分なスペースが確保されている。なお、学生が訪問する際に分かりやすいよう研究室ドアに教員名を表示している。また、学生のしおりにも全ての研究室の位置を示している。

専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の業務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。そのようななか、「学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則」により、就業規則第 8 条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している。専任教員は、前後期開始前に学長に、「自宅研究日承認願」を提出する。授業や他の業務に支障を来さない曜日を希望することは当然のことであるが、研究日承認には、「行事その他本学教育上の理由により出勤を要する場合は、指示の如何を問わず出勤」すること、「過去 2 年間の研究業績の内最新のもの」を提出することが条件とな

っている。教員の自己都合優先を戒め、研究活動を奨励しているのである。この制度は研究活動推進に大きな役割を果たしており、今後も継続する。

本学は、大学の教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、全学を挙げてFD活動に取り組んでいる。FD活動に関する規程として、「岡山学院大学岡山短期大学FD（ファカルティ・ディベロプメント）委員会規程」を明確に定めており、学科単位でFD委員会を構成し、FD活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。FD委員会は、本学の方針や学生の現状に鑑み、それぞれ取り組むテーマを決め、学科会議の際に議題の一つとして時間を設けて討議し、その結果をFD実施報告書としてまとめる。その後、意見交換及び討論を行うことで、全学レベルで知識の共有化を図っている（備付-41～43）。

令和7年度は12月にFD・SDワークショップを実施している。各学科および事務部からのSDの詳細な報告とそれに対する質疑応答・討議を実施している（備付-39、43～44）。

次に、専任教員は授業を行う以外に学生の学習成果を向上させるために次の表に示す業務を分掌している。なお一部の分掌については教員ではなく、職員が担当しているものがある。

令和7年度 岡山短期大学幼児教育学科事務分掌等（令和7年3月25日現在）

学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制（IR&EMとの連携）
私立大学改革総合支援事業（特別補助）
数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
アドミッション・オフィス
学生確保推進委員会
入試・広報戦略委員会
おかがく・おかたん教育研究センター
リカレント教育（卒業生対象）
リカレント教育（社会人）
ICTリテラシー（学生支援と教職員啓発）
入学前学習
新入生歓迎行事
おかたんみらい園
自己点検・評価
教職課程自己点検・評価
教職課程運営委員会
大学・短大基準協会評価員登録者
キャリア支援室
マネジメント計画作成指導
キャリア支援
クラスメンター
卒業延期者指導

岡山短期大学

環境衛生部
紀要
卒業アルバム
シラバス
発表会
倉敷市大学連携事業委員
救命救急講習
学友会
オープンキャンパス等
省エネルギー
会議等全議事録作成担当者
時間割
保育者基礎演習
教職実践演習（履修カルテ）
保育実践演習
Society5.0 保育者養成コース
公務員保育者養成コース
ボランティア指導
学外実習
子育てカレッジ事務局
全学清掃活動

私立大学教育研究活性化設備整備事業業務
総括
事業全体責任者（事業内容と学科運営の関連性）
事業の推進・調整・取りまとめ
申請文書および報告書の取りまとめ
備品購入および教室設定と予算管理
模擬保育室の運営計画および実際の授業での利用方法について
保育相談実践室の運営計画および実際の授業での利用方法について
シラバス作成および授業における実践
地域貢献（子育てカレッジ・公開講座）への利用計画
卒業生対象のブラッシュアップ講座および広く保育者対象のリカレント教育への利用計画
ルーブリックの作成・アンケート調査

分掌事務	連携内容
短大基準協会登録者	短期大学基準協会に ALO、ALO 補佐、評価員を登録し、ALO は本学の自己点検評価・報告書の作成を指揮する。基準協会に登録した評価員は基準協会の依頼により評価チーム登録される。これらの手続きは総務課が庶務を掌り、基準協会

	の短期大学評価基準についても学内での共通認識の共有化を図る。
保育者基礎演習	基礎教育科目の保育者基礎演習は、有用な社会人・保育者として求められる基礎的・汎用的能力の内、①社会・対人関係力、②職業意識・勤労観、③将来計画力、④論理的思考力・表現力の四つの能力を育成することを教育目標としている。 そのため、授業は、教員・外部講師による講義、幼稚園長・同教諭による講演、それらに基づく演習を組み合わせるが、特に演習時間を多く設けている。 とくに外部講師による講義、幼稚園長・同教諭による講演などの外部機関への依頼は総務課から文書発信をするなど連携を図っている。
就職指導	担当教員は学生係が受信した求人票を受け取り就職希望者に案内をする。また、履歴書貼り付け用の写真も教務助手が有料でスピーディーに作成し、就職へ向けての連携を図っている。
生活指導	学生の挨拶の励行など全教員と事務職員が連携して実践している。
環境衛生部	担当教員は経理課および外部清掃事業者と連携を図っている。
紀要	紀要を担当する教員は紀要の外部発送を図書館と連携している。
卒業アルバム	担当教員は学務課から卒業見込み者のリストを得て、経理課および外部写真館と連携して卒業アルバムの作成を行っている。
シラバス	毎入学年度の授業科目のシラバスを担当教員がカリキュラム順にデータファイルとして整理し、それを教務助手が学生配付用のCDに焼き付ける。
学友会	教員は、クラブ顧問として活動を支援し、経理課および学務課は会計及び備品の管理を学友会の役員と連携している。また大学祭は、全教職員と学生が協同で開催している。
オープンキャンパス	学長の指示により全教職員が連携して実施する。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っており、また教育研究活動が十分にできる環境を整えている（備付-29～32）。

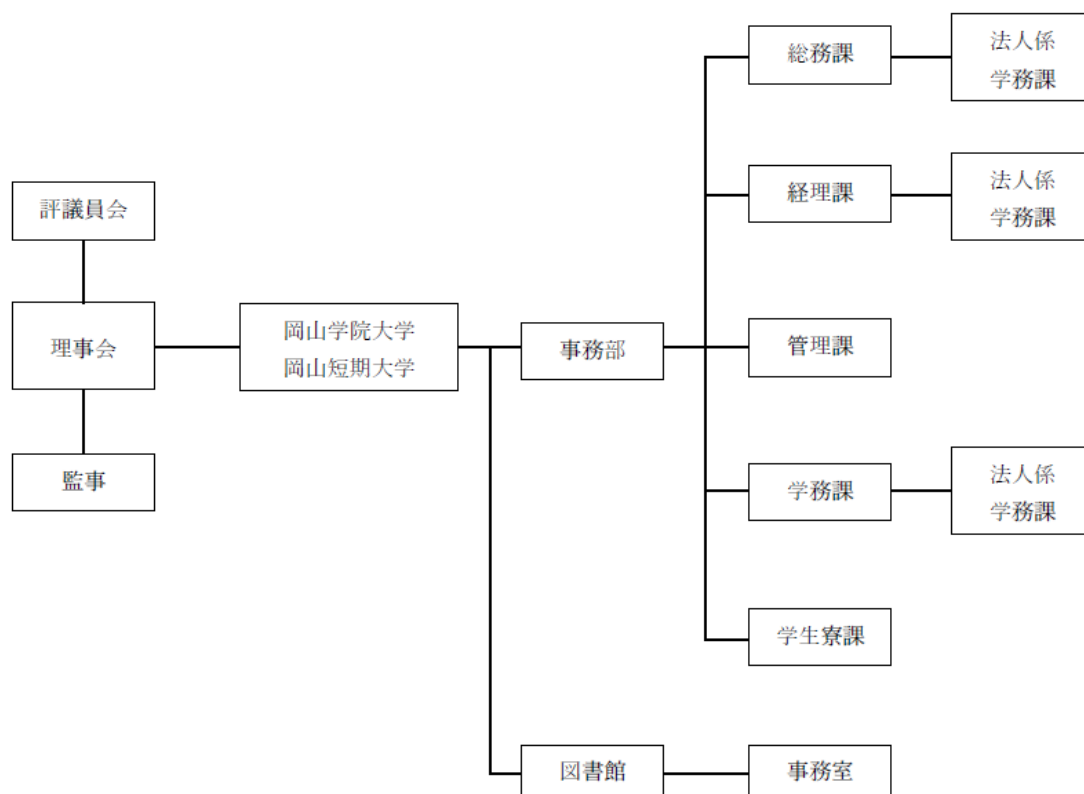
〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。〕

事務組織（学校法人原田学園事務組織規程）は、大学及び短大共通の事務部として総務課（法人係・学務係）、経理課（財務係・会計係）、管理課、学務課（学生係、教務係、IR&EM係）、学生寮課および図書館を配置している。図書館は、組織図では一般的に示されている事務部の外に配置しているが事務組織規程では事務部に含まれている。

事務部の統治は、理事長・学長の下に、副理事長・副学長を置き、事務部を統括している。このほか事務組織規程には規定していないが組織を横断して学生募集に取り組む入試事務室、学生の課外活動および生活を支援する体育館事務室、学生ホール・食堂、第1学生ホールを置いている。大学全体のバランスを鑑みて、教員の兼務者も含んで事務職員の適切な人員確保と配置を行っている。経営改善計画（平成30年度～令和4年度（5ヵ年））の人件費節減の方針から、教育研究活動に支障をきたさない範囲において、派遣職員の活用も行っている。外部委託が可能な警備業務と清掃業務は外部委託を実施し、業務の効率化を図っている。

る。教務関連事務と学生生活関連事務との連携を強化するため、教務課と学生課を学務課として統一し、その下に教務係と学生係を配置しているため、事務職員の情報・意識の共有化や事務作業の効率化につながっている。

事務組織の組織図（令和 7 年 5 月 1 日現在）



事務職員が必要とする専門的な職能としては、法令遵守の観点から、併設大学の教務助手も兼務するために管理栄養士の免許があげられ、その必要人数は 3 人であるが実員は 5 人である。また、法令遵守とは無関係であるが、図書館の事務職員として必要な職能は司書であり、司書の事務職員が 1 人いる。そして、幼稚園教諭 2 種免許及び保育士資格の取得者が幼児教育学科の教務助手を兼務している。教務助手は学務課教務係の事務職員である。その他の事務職員は専門的な職能を法的に求められるものではないが、文部科学省や厚生労働省の関係法令に関する届け出や諸手続きを滞りなく業務執行することができ、更に学生の学習成果の向上のためのコミュニケーション能力も十分である。このことは学生に対するワンストップサービスの向上にも繋がっている。

SD 委員会は、目的の一つに個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項があり、委員会において、短期大学の管理運営に係る法令、本学の学則、学生の学習成果、三つの方針、アセスメント・ポリシーなどについて事務職員と共有することで職能を適正に発揮できるよう努めている（備付-46～48）。

岡山短期大学

事務に関する規程は、事務を司るものだけではなく、業務に関係するものも含めて規程として整備してある。

また、事務部署に配置しているパソコンは次の表の通りで文書処理、情報処理、ネット利用に対応させている。

その他、印刷機やコピー機など必要な部署に整備している。

事務組織の人員配置（令和7年5月1日現在）

	部	課	課 長		課 員
学 長	副 学 長 ・ 部 長 代 理	総務課			西村、福田
		経理課	財 務	作永（兼）	作永
			会 計		作永・石原【派遣】
		管理課	不在		
		学務課		川口（課長） 横井（係長） 西澤（係長）	教務／学生 川口・横井・西澤・岡部・三宅・奥野 長谷川・宮下
					IR&EM 担当 川口・有松（兼）
		入試事務室	作永（兼）		教務／学生・その他関係部署課員
		図書館（清友）	有松（係長）		
		学生ホール・食堂（高槻）	大橋（係長）		食物教務助手１名（兼）
		購買	経理課担当		不在
		体育館	不在		放送室 西澤（兼）
		学 長	生涯学習センター（尾崎）		
	入試広報（学長）		副学長		全教職員
	情報処理教育センター（副学長）		小松		
	学生相談室（内田）				不在

事務部署	Windows PC
総務課	10
経理課	3 オフコン 1
管理課（体育館事務室）	4
学務課	5
図書館（図書館事務室）	1
幼児教育学科実習事務室	1

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学は、事務組織を適切に整備し、学生の学習成果の獲得に資するように事務員を配置している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。〕

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定めている。

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。直近の教員と学生の消防訓練は令和6年11月に実施した。また全教職員に対しては、平成31年3月22日（金）に、本学の防火管理者が、学内消火栓の放水ポンプの取扱いについて、消火栓の中にある管鎗付のホースは、ホースに角があると通水できなくなるので、真直ぐに引き出して折れ角などがないようにしてから消火栓のバルブを開くようにと実際に消火栓を開いて説明した。

心室細動時等の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置し教職員を対象として使用方法についての講習を平成29年8月31日に実施して以降開催されていなかったため、令和6年度にSD研修として、総務省消防庁が e-ラーニング教材として無料で公開している「応急手当WEB講習」(<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>)の受講を実施した。6月に「普通救命講習編」、8月に「上級救命講習編」を各自受講、動画視聴後の修了テストに合格した際発行されるWEB講習受講証明書の提出を求めた。「普通救命講習編」は、胸骨圧迫や人工呼吸、AEDの使い方など、「心肺蘇生法」について学ぶ内容で、消防署等で実施されている「普通救命講習」の座学1時間分の学習内容に相当する。「上級救命講習編」は「心肺蘇生法」に加えて、「包帯法」や「熱中症への対応」など、その他の応急手当（ファーストエイド）を学ぶ内容で、消防署等で実施されている「上級救命講習」の座学2時間分の学習内容に相当する。専任職員全員が「上級救命講習編」まで受講完了し、修了テストに合格した。受講により、職員全員で応急手当に関する基礎知識の再確認ができた。令和7年度の課題として、受講を受けての学内救急マニュアルの見直しや、外部講師を招いて実技を伴う講習の受講を行う必要があった。

救命救急に関連して、学内に設置している AED について、今年度、耐用年数の経過に伴う更新を行った。新たに購入したものを、情報処理教育棟1階フロアと、体育館学生ホール棟管理課事務室窓口に1個ずつ設置した。使用頻度の高い機器ではないため忘れがちになるが、定期的な点検と耐用年数の確認を怠らず、いざという時に滞りなく使用できるように備える。学生などの傷病者対応については、昨年度までは主に学務課学生係と B303（幼児教育学科教務助手）で行っていたが、現在は B303 で対応していた救急箱等の管理は M 棟1階事務室へ移動、休養室の利用や AED の設置場所については掲示などで周知を図っている。

そのため、令和7年度は職員からの意見もあり、外部講師を招いて実技を伴う講習を受講した。

以下が AED 講習の実施概要と講習内容である。

1. 実施概要

- 開催日時：2025年12月10日（水） 15:00～16:00
- 開催場所：本学運動生理学教室
- 協力団体・講師：倉敷看護専門学校 副校長をはじめ4名の教員
- 対象者：本学職員11名（今年度教員の参加はなし）

2. 講習内容

- AEDの基本的な仕組みと使用方法
- 心肺蘇生法（胸骨圧迫・人工呼吸）の実技練習
- 実際のAED機器を用いた操作体験
- 緊急時の通報手順と役割分担
- 質疑応答・意見交換

当日は、はじめに講習内容の説明と講師によるデモンストレーション、全員参加の実技体験があり、その後は3～4名のグループに分かれ専門的な指導を受けた。近年救命救急に関する講習会は実施しておらず、テスターではあるが初めてAEDに触る参加者も多くおり、様々な質問が寄せられた。受講者からは「専門学校の先生方から直接指導を受けられて安心した」との声があった。また今回の講習を受け、救命技能及びAEDに対する理解度の向上や使用に対する心理的ハードルを下げる事ができた。一方で、限られた講習時間の中では繰り返しの練習が難しく、実際にAEDを使用する機会が訪れた際にスムーズに運用できるかといった不安や課題は解消されていない。今後は定期的に講習を実施し、防災意識と救命技能の向上を継続して行いたい。

また、令和7年度FD・SDワークショップにおいて、「防災備蓄及び運用プラン」も提案されており、今後さらなる検討がなされることとなっている（備付-51）。

なお、学生については授業で本学の教員が講師となって実施した。

本学では校門前の横断歩道の安全確保のために警備を外部の専門業者に委託し、警備員による学生誘導などの安全の確保に努めている。また、学内の防犯は特に警備員等を配置していないが学外の者には必ず貸与した入構許可証を提示させ、不審者の侵入防止に努めている。

その他、本学の事務部は、事務組織規程に規定する日常的事務処理の他に、以下の学校の安全対策の役割を担っている。

1) 総務課

研究活動の不正行為防止に関する取扱規程に従い、教員の研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務処理の役割を担っている。また、公益通報者保護規程に従い、教職員等からの法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、法人の健全な経営、教育研究体制の維持発展のための窓口の役割を担っている。

2) 経理課

公的研究費補助金取扱いに関する規程に従い、教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金の、手続等の取扱いの適正な運営・管理を行っている。また、教員の研究費に関す

る規程に従い、教員研究費、教員研究旅費、共同研究費、海外研修旅費等の予算の管理、教育研究施設の維持管理等を行っている。更に、受託研究取扱規程に従い、学外から調査研究等を委託された場合の契約、施設管理、会計処理等それぞれ教員の教育研究を支援している。

3) 学務課

学籍の管理、時間割、教室割、成績管理、非常勤講師との連絡等通常の研究支援業務の他に情報セキュリティポリシーに従って、緊急時の連絡など、総合的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する役割を担っている。

4) 図書館

教員の研究費に関する規程に従い、研究図書購入について教員の教育研究の支援をしている。

5) 管理課

授業科目「クラブ活動」を円滑に実施させるため、体育館の安全な運用に努めている。以上、防災、防犯及び情報管理等必要とされる基本的な危機管理体制は概ね整備し、適切に機能している。ただし、令和6年度は管理課職員不在のため、教員その他職員でその運用を担っている。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学の事務組織は日頃よりの学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任はもとより、その他の危機管理等についても研究等を行い、学生の学習成果の獲得に向けた取り組みを行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

岡山学院大学・岡山短期大学においては教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修として、主として以下を実施している。

1) 職員による SD 委員会

岡山学院大学岡山短期大学 SD（スタッフ・ディベロプメント）委員会規程を整備し、SDの目的、組織、取組、運営及びワークショップの実施について明確にしている。

目的は、岡山学院大学及び岡山短期大学を構成する専任事務職員の全員を対象とし、事務部署が行うべき業務を学園経営、管理運営、学習支援及び学生生活支援等の多方面からの協働において円滑に遂行するために、個人の業務改善と能力開発および組織間の連携を推進することである。その組織は、岡山学院大学及び岡山短期大学を構成する専任事務職員の全員でもって SD 委員会を組織し委員長及び副委員長は学長が任命することになっている。

SD 委員会は、SD の目的に従うと共に時代の変化に対応できるよう事務職員の資質、専門的能力の向上を図るために、①学習支援及び学生生活支援のための基本方針と実施体制に関する事項、②個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項、③業務改善のための学生アンケートの実施と結果分析、担当部署へのフィードバックに関する事項、④部署単位での業務改善目標の設定と結果の分析に関する事項に取り組む。

SD 委員会は1セメスターで最低1回開催する。取組の結果について、毎年度12月に実

施するワークショップ形式で、教職員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の事務部署の在り方を全学で共有する。令和 6 年度 SD 委員会の実施及び議題は次のとおりである。なお、SD 委員会は教員の参加がないため、会議の議事録を議事録作成担当者より、全教員に文書データで共有することとなっており、全教員は SD 委員会の会議内容について理解を図ることができるとともに、必要があれば、関係職員との相談等行うことができる体制をとっている。

令和 7 年度 SD 会議日程（議題）

	実施日	実施時間	議題
①	4 月 30 日（水）	15：30 ～ 16：30	・ 諸連絡 ・ 各部署の業務改善にかかる取組について
②	5 月 21 日（水）	15：30 ～ 16：40	・ 諸連絡 ・ 卒業生アンケートについて ・ 留学生受け入れに向けた対応の検討について
③	6 月 30 日（月）	15：30 ～ 16：50	・ 諸連絡 ・ 新入生アンケートについて ・ 令和 8 年度大学入学者選抜実施要項について ・ 岡山短期大学自己点検・評価報告書（令和 6 年度）について
④	7 月 24 日（木）	15：30 ～ 16：40	・ 外部講師研修 「リクルートメディアの概要と目的について」 (株式会社リクルート担当者)
⑤	8 月 21 日（木）	15：30 ～ 16:25	・ 諸連絡 ・ 外国人留学生選抜募集要項について ・ 職員の職能向上に係る取組について ・ FD・SD ワークショップについて
⑥	9 月 19 日（金）	15：30 ～ 17：07	・ 諸連絡 ・ 令和 7 年度私立短期大学入試広報担当者研修会について ・ 令和 7 年度 FD・SD ワークショップについて
⑦	10 月 31 日（金）	15：30 ～ 17：27	・ 諸連絡 ・ 令和 7 年度 FD・SD ワークショップについて
⑧	11 月 26 日（水）	15：30 ～ 16：56	・ 諸連絡 ・ 学生生活アンケートについて ・ 令和 7 年度 FD・SD ワークショップについて
⑨	12 月 10 日（水）	15：00 ～ 16：00	・ 外部講師研修 「救急蘇生法・心肺蘇生法と AED の使用法」 (倉敷看護専門学校教員 4 名)
⑩	12 月 18 日（木）	15：30 ～ 16：30	・ 諸連絡

			・令和7年度SD報告書について
--	--	--	-----------------

上記日程により、SD会議を実施し、広報活動の実績確認や情報の共有、大学学部学科名称変更の内容や認証評価訪問調査の確認、各学生アンケートの回答の確認、各部署の業務遂行状況及び改善案の共有などを行っている。

広報活動の情報共有は、昨年度から引き続き入試状況、オープンキャンパス、資料請求やガイダンス、インスタグラムなどの実績を毎月データとして Moodle にて共有し、会議でも確認している。令和6年度からは教員も確認できるようにしており、教職協働がより一層図られるように取り組んでいる。

各アンケートの確認では、毎年全学的に実施する新入生アンケート、学生生活アンケート、卒業生アンケートの集計結果について、業務改善につなげるため、全員で内容を共有する体制をとっている。

各部署の業務改善については、ワークショップにて報告した改善案をそのままにせずすめていくために定期的に全体で進捗状況などを共有している。

2) 教員によるFD委員会

岡山学院大学岡山短期大学FD(ファカルティ・ディベロプメント)委員会規程を整備し、FDの目的、組織、取組、運営及びワークショップの実施について明確にしている。

目的は、教員の大学教育に対する教育研究の使命及び教育意識の改革を含めて、大学の教育、研究、社会サービスの機能の充実を図るための教員の資質開発を目的とすることである。その組織は、岡山学院大学及び岡山短期大学の全ての教員組織でもって岡山学院大学FD委員会及び岡山短期大学FD委員会を組織され、FD委員会は学科単位で構成し、委員長は学科長(幼児教育学科においては「主任教授」)が掌ることとなっている。FD委員会は次の5つの視点をもって運営されることとなっている。

①FDによる教員意識の改革

FDによる教員の意識改革は、教員の自己点検・評価を行うもので、具体には教員と大学の研究機能の開発、教員と大学の教育機能の開発(大学教員研修)、教員と大学の社会的サービス機能の開発であり、教育課程や特に授業に関する資質開発に力点を置く。

さらに、教員のFDは、教育課程や特に授業に関する資質開発を最重要とし、大学の教育課程にある授業の構成要素への理解を深め、教育課程を改善することを目的とし、それらと関わる教員自らの資質開発を目指す。

②授業の構成要素

学生の多様化(不本意入学、一般学生、無気力、学力低下、私語・無語・死語現象など)の実情を無視して授業は活性化できないことを理解し、学生中心の授業を行うための活性化の方策を検討する。

③カリキュラム

カリキュラムは優れた教材・教育内容の作成を学問発展を踏まえて編成する。

次に、大学が目的とする人材養成を目標に編成したカリキュラムにある授業を的確な方法論に依拠して研究し、成果を教材化する作業は、研究と教育の両方に責任を負う教員の使命である。

そのうえで研究と教育を専門とする学識観を介して統合するところに FD のテーマを置く。

④教員資質の改善

教員自身の自己研究による教員資質の改善をめざすことを FD の方法の根幹とする。
教員の学識観を従来の学識の中枢に位置づいてきた研究主義からの脱皮を図り、大学の建学の精神や学部学科の人材養成の目的との関連性を持たせた教育研究を推進する。

⑤教養教育の開発

教員は常に教育者としての技術を磨き、更に、学生に対して将来の明解な進路選択を促す具体概念を涵養するために必要な教養教育の手法、内容及び技術を研究し、同時に学生評価、授業評価を行う。

令和 7 年度における FD 委員会は、より一層の充実を目指す目的から、4 月より FD 委員会を独立した会議として開催する体制へと変更となっている。基本的には学会会議の後に月に 1 度は開催される計画としている。取組の結果については、SD 委員会と同様に、毎年度 12 月に実施するワークショップ形式で、教職員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の事務部署の在り方を全学で共有する。令和 6 年度 FD 委員会の実施及び議題は次のとおりである。なお、学科会議は総務課や経理課、学務課の課員で出席可能な職員は出席し、FD 委員会には出席をしていないため、会議の議事録を議事録作成担当者より、全教員に文書データを Moodle 上で共有することとなっており、関係部署の職員は FD 委員会の会議内容について理解を図ることができるとともに、必要があれば、関係教員との相談等行うことができる体制をとっている。

令和 7 年度 FD 会議日程（議題）

日程	会議名	議題
4 月 5 日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）令和 7 年度授業参観について
5 月 10 日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）令和 7 年度授業参観について（日程調整ほか）
6 月 14 日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）令和 7 年度授業参観（前期）を終えて （2）令和 6 年度「自己点検・評価報告書」について
7 月 12 日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」についての情報共有
8 月 7 日（木）学科会議終了後	FD 会議	（1）前期授業参観の振り返り（意見交換） （2）教職課程自己点検についての依頼
9 月 13 日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）後期授業参観について （2）教職課程自己点検についての依頼 （3）資料「教育課程企画特別部会『論点整理（素案）』（令和 7 年 9 月 5 日）より
10 月 11 日（土）学科会議終了後	FD 会議	（1）後期授業参観を終えての検討 （2）SD・FD ワークショップについての検討

		(3) その他
11月8日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) SD・FD ワークショップについての検討 (2) その他
12月20日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) SD・FD ワークショップについての検討 (2) 「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について (中間まとめ) 案」(令和7年12月18日) (3) その他
1月10日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) SD・FD ワークショップ後の検討 (2) 令和6年度「岡山短期大学 自己点検評価報告書」基 準Ⅰの検討 (3) その他
2月7日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) 令和6年度「岡山短期大学 自己点検評価報告書」基 準Ⅱの検討 (2) その他
3月14日(土) 学科会議終了後	FD 会議	(1) 令和6年度「岡山短期大学 自己点検評価報告書」基 準Ⅲ・Ⅳについて (2) その他

3) FD・SD ワークショップ

大学教育に対する FD・SD の目的に従い、大学の教育理念及び目標の認識、各学科の教育目標とカリキュラム構成の原理、担当授業科目の授業設計、教授法、成績評価の原理等をワークショップ形式で、関係教員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の教育の在り方を具体にするために全教職員参加型の「FD・SD ワークショップ」を毎年度 12 月に実施している。以下の令和 7 年度における FD・SD ワークショップの報告内容等である。

令和 7 年度 FD・SD ワークショップ報告内容等

令和 7 年 12 月 24 日(水) 9:10～ 13:15	
委員会名	報告内容
SD 委員会報告	(1) SD 委員会の実施報告 (2) 事務部の業務改善に係る教職協働について (3) 入試改革及び広報活動について (4) 防災の危機管理について (5) 留学生の受け入れについて(入試広報及び学生支援)
FD 委員会報告 (岡山短期大学)	(1) 岡山短期大学 FD 委員会報告 (2) おかたんみらい園の強化を図るための PDCA サイクル (3) 「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の強化を図るための PDCA サイクル (4) 「STEAM 教育の理論と実践」及び「プログラミング教育」の強化を図るための

	PDCA サイクル (5) 学生の学習成果の獲得に向けた教員相互による授業評価の実施について (6) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について (7) 学生への合理的配慮の実施について（認証評価の基準Ⅱに関して） (8) 外部評価の実施について (9) 「Society5.0 保育者養成コース」及び「公務員養成コース」の実施状況について (10) 学生の学習成果及び3つの方針のPDCA サイクルについて
FD 委員会報告 (岡山学院大学)	留学生受け入れに対する対応について (1) 授業に関して (2) 実験・実習に関して (3) その他、留学生への対応に関して

FD・SD ワークショップを経て得られた岡山学院大学・岡山短期大学の取組の進捗状況、強みや弱み、課題等については次年度に向けて学科ごとにさらに取組を進めていくことで、充実や改善等につなげていく体制となっている。

以上のような全学的組織体制は、教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上ことに資する組織的研修となっている。

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

本学は教職員が自身の資質や能力を向上できるような研修等を全学的に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

教職員の就業に関する諸規程を以下の通り整備している。

学校法人原田学園教職員選考規程
学校法人原田学園就業規則
学校法人原田学園服務ハンドブック
学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程
学校法人原田学園特別専任教員就業規則
学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
学校法人原田学園給与規程
学校法人原田学園退職手当支給規程
学校法人原田学園防災管理規程
学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD 委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 SD 委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程

岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
岡山学院大学岡山短期大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する細則
岡山短期大学幼児教育学科指定保育士養成施設規程
学校法人原田学園教職員兼職規則
学校法人原田学園専任教職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則
学校法人原田学園組織倫理規則
学校法人原田学園危機管理規則

本学では平成 20 年度から経営改善計画を実施しており、現在 4 期目の経営改善計画（令和 6 年度～令和 10 年度（5 ヶ年））を進行しているところである。そのなかで、「教育の使命」、「理事長・理事会・監事・評議員会」、「経営倫理」、「社会的責任」、「説明責任」、「情報公開」、「財務情報等の公開」、「コンプライアンス」、「危機意識の共有」、「人的資源の確保」、「教学の充実と経営」、「大学経営上の視点」について、本学の基本的考えを定めて全学的に計画を実施してきたので、教職員にはこのことについて学校法人原田学園組織倫理規則として再度の周知を図った（提出-規定集-98 学校法人原田学園組織倫理規則）。

また、人的資源の組織倫理においては、本学が社会に対する説明責任を果たすためには、教職員が常に服務規律等を遵守し誠実かつ公正な姿勢を保持することが不可欠であり、特に社会や受験生からの学校の評価は、いかに魅力ある教育を提供できるかにかかる部分が多く、教職員の事務処理の円滑化及び教育研究内容の向上・充実を図らなければ志願者の増加は望めない。教職員として最低限認識しておくべき服務に関する事項として、学園就業規則の教職員の勤務についての詳細、降任及び解雇の詳細及び懲戒の詳細を示し、教職員の勤務の質保証を図ると同時に、これに違反した者には始末書の提出を求め、譴責するとともにその軽重の判定により懲戒に処することを明確にした服務ハンドブックを制定している（提出-規定集-18 学校法人原田学園服務ハンドブック）。

教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則により、就業規則第 8 条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している（提出-規定集-18 学校法人原田学園就業規則）。

職員の採用の方針は、本学が 4 週 6 休制の就業体制を取っていることから隔週で土曜日休日が取得できるよう職員を配置する方針で採用している。また、この採用には派遣職員も含んでいる。また、昇任及び異動は、経験年数及び職責の向上など実務上の実績が重要であり、理事会において毎年度の専任事務職員の人事案において人事院の昇給にかかる経験年数などを勘案して審議し決定する。その他、職員の急な退職に伴う異動は理事長が執行した後理事会に報告することになっている。

本学の職員の採用は、就業規則及び教職員選考規程に規定している。就業規則において、採用は第 30 条に、職員を採用するにあつては選考試験及び身体検査を行うこととし、選考時及び採用を決定した場合の提出書類も第 31 条に規定している。また、試用期間として第 32 条に、新たに採用した職員については採用の日から 1 ケ年間を試用期間とし、試用期間中または試用期間満了の際、引き続き就業させることを不相当と認めたときは、解雇することができると定めている（提出-規定集-18 学校法人原田学園就業規則）。

昇任については、第 33 条に別に定めるとしており、前述の採用を含めて教職員選考規程に規定している。異動については、第 34 条に教職員は勤務の配置転換又は職務の変更を命じられたときは速やかに事務引き継ぎを行い、新任部署につかなければならないと規定している（提出-規定集-17 学校法人原田学園教職員選考規程）。

専任の職員の採用選考は理事会で行う。俸給の決定並びにその後の昇給は、別に定める学園給与規程によって行う。職員の昇任は勤務実績を勘案し、総合的な能力の評価により理事会の議を経て理事長が決定する（提出-規定集-21 学校法人原田学園給与規定）。

また、派遣職員、パート、アルバイトは、理事長が採用を決定する。

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

労働関係法令を遵守し、人事・労務管理に関する規則等を定め、人事・労務管理を適切に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学は経営改善を進めているところであり、その改善と教職員という人的資源のバランスをどのようにとっていくかは課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料：なし

備付資料：16. 学生のしおり【令和 7 年度】（111～123 頁）

52. 図書館パンフレット

53. 情報処理教育センターパンフレット

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

（1）本学の校地・校舎

本学の校地・校舎は短期大学設置基準の規定を充足し、適切な面積の運動場を有している。なお、岡山短期大学は併設の岡山学院大学と同じキャンパスにある。

岡山短期大学

専用の校地面積は 6,055.98 m²、校舎面積は 3,812.90 m²で、いずれも短期大学設置基準を上回っている。運動場は、体育館前の運動場と校舎 M 棟前の全天候型テニスコート 3 面の併せて 8,140.00 m²を用意しているので、体育館の利用を含んで、体育の授業、また課外活動で有効に活用されている。

専任教員は全て個室の研究室を使用している。

本学は小高い山をキャンパスとしているので平地が少なくバリアフリーで往來することができない。平成 13 年度に改修した岡山学院大学の C 棟(栄養学実験実習棟)については対応できていないが、車椅子など足の不自由な者が校舎に入館する折は介助者がいるものと想定し、バリアフリーの配慮としては、入館後は一人で各フロアーに移動できるようたとえ 3 階建の校舎であってもエレベーターを設置している。

岡山学院大学・岡山短期大学
キャンパス平面図



所在地：岡山県倉敷市有城 787 番地

校舎名称	主要用途	現有面積 (m ²)	主な使用用途、共用の有無等
A 棟（岡山学院大学校舎）	教務助手事務室・管理部門 研究室、講義室、実験・実習室	3,792.54	共用
B 棟（岡山短期大学校舎）	研究室、講義室、演習室、実験・ 実習室	2,977.35	専用、一部共用
C 棟（岡山学院大学校舎）	研究室、実験・実習室等	1,091.52	共用
E 棟（図画工作・器楽レッスン 棟）	研究室、演習室、実験・実習室 等	864.00	専用
M 棟（岡山学院大学校舎）	事務・管理部門、研究室、講義	6,098.11	共用

岡山短期大学

	室、実験・実習室 LL 実習室		
図書館	事務、閲覧室、開架書庫、閉架書庫、ギャラリー、作業室、ロッカールーム	1,438.58	共用
情報処理教育センター	事務、研究室、情報処理教室、情報通信教育エリア、AV 情報処理教室	1,658.84	共用
食品加工実習棟	実験・実習室、クラブ部室	319.08	併設大学専用
体育館・学生ホール棟	アリーナ、ステージ、器具庫、事務、運動生理学教室、食堂、学生ホール、厨房、更衣室、シャワー室、倉庫、機械、室、ポンプ室	3,046.72	共用
第 1 学生ホール	購買、学生ホール、クラブ部室	528.21	共用
その他		3,110.02	共用
合 計		24,924.97	

基準面積と現有面積（基準面積に算入できる）の比較表（併設大学を含む）

学科	収容 定員	校舎（㎡）			校地（㎡）		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
岡山短期大学 幼児教育学科	80 人	2,350	3,812.90	1,462.9	2,000	校舎敷地 6,055.98	4055.98
併設 岡山学院大学	160 人	3,966	9,981.09	6,015.09	1,600	校舎敷地 20,976.62	19,376.62
その他共用			7,114.89			58,028.35	
合計			20,908.88			85,060.95	

次に、講義室、演習室、実験・実習室は幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて次表のとおり十分に整備してある。また、現在募集停止している併設の大学の学部専用の M 棟には十分な空室の講義室及び演習室があるため授業の形態によっては M 棟の活用も行っている。

教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
5	6	3 4	1	1

幼稚園教諭 2 種免許状及び保育士資格取得の教育課程には、音楽、表現、情報処理など特別な施設設備を必要とする授業科目があるので、図画工作・器楽レッスン棟には器楽指導研

研究室、レッスン室、吹奏楽教室、工芸工作教室、図画教室を配置し、校舎 B 棟には命の資料室、体育教室（音楽リズム教室）、小児保健実習室、音楽教室、心理学実験室、レッスン室、M 棟に演習室（情報処理）が整備してある。

なお、通信課程は開設していない。

(2) 本学の図書館施設の規模と図書館組織

本学図書館施設の規模は次のとおりである。

図書館棟（3階建て）（平成9年9月5日開館）

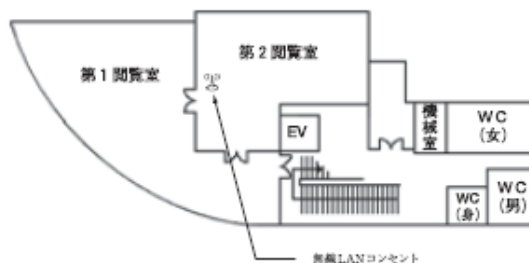
面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
1,438.58	140	123,750

なお、本学図書館施設は、エレベーターおよびエアコンを完備しており、併設している岡山学院大学と併用するかたちをとっている。また、学外者（地域住民）にも図書館を開放している。

例年通り教育課程、初等教育の経営・管理・施設、遊戯・音楽・リズムの分野の貸出しが多かった。昨年度に続き、今年度も数名の教員が図書館を利用した授業を実施している。

圖 書 館 棟

1 F



2 F



3 F



図書館には1人の専任司書を配置し、その職務を次の表にある総務部門、資料組織部門及び運用部門の3つの部門に分類し、それぞれ専門的職務以外に横断的な職務を掌り、図書館サービスの向上及び効率化を図る。その中でも、閲覧・貸出・返却・配架、参考業務、書架の整頓、文献複写、文献検索は図書館業務の最重要事項として捉え、全司書でもって迅速なる職務遂行を図る体制をとっている。部門ごとの職務内容については次のとおりである。

図書館の職務内容

部門名	職務内容
総務部門	選書・発注
	図書の受入（検収）
	納品書等の処理
	渉外
	文書管理
	寄贈礼状
	郵便物処理
	新聞整理・保管
	複写（集計・代金請求・集金・入金）
	図書館月報の処理
	紀要発送
	会計報告
	切手の出納管理
	蔵書点検
資料組織部門	図書の整理（目録・分類・装備・配架）
	雑誌の整理（受入チェック・配架）
	紀要の整理（受入チェック・配架）
	視聴覚資料の整理（目録・装備・配架）
	既所蔵図書の点検手直し
	書誌データ入力作業
運用部門	閲覧・貸出・返却・配架
	参考業務
	書架の整頓
	文献複写
	文献検索
	文献依頼・文献受付
	新着図書案内
	延滞者督促処理
	ウェブサイトの更新（おすすめ本紹介）

次に、図書等の資料の整備方針については次のとおりである。

①選書

図書の選書は、1.図書館委員会による意見、2.各教員からの研究図書、3.シラバスに示された参考図書、4.学生・教職員のリクエスト、5.図書館司書による新刊図書の選書等により行い、学習用図書・研究用図書をともに購入する。図書館での収書は、全学の重複と遺漏防止のため、コンピューターシステムを用いて調査を行い、あわせて必要なものについては電子メールにより学内の連絡調整を行う。

②図書館の整備方針

開架式を原則とするので、資料は直接書架から自由に取り出して利用することができる。利用した資料は、「返本台」に置く。資料を探すことができない時は以下の方法を利用する。

③機械検索

図書は学内のサーバーに全て登録してあるので、学内 LAN により図書館内の Web 端末、館内貸し出し用ノート PC、その他の Web 端末、研究室、事務室及び学外からも検索できる。

④雑誌目録

和雑誌は誌名の五十音順に、洋雑誌は誌名の ABC 順にならべてあり、どんな雑誌が、いつから所蔵されているか判る。

⑤県内他大学図書館との相互協力

他の大学図書館の利用は、岡山県大学図書館協議会相互協力協定により利用できる。また、図書館に所蔵されていない資料が必要な場合は他の図書館に所蔵確認をし、他の図書館へ文献の複写依頼をする。費用は利用者負担となる。

⑥図書等の数量

図書館の蔵書は本学を構成する学部特性を反映した内容となっている。施設概要、蔵書数はすでに表にて示したとおりである。図書等は、表のとおり本学の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に備えている。図書購入費の年間予算は 2,000 千円である。

(3) 体育施設

体育館に加え運動場及び屋外テニスコート 3 面、弓道場を設置している。体育館は月曜日から金曜日の間は 20 時まで許可制で利用できる。

体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1107.32	テニスコート	弓道場

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

法令等および教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

学校法人原田学園経理規程及び学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程により経理課において本学の施設設備の維持管理に努めている(提出-規定集-26 学校法人原田学園固定

資産及び物品管理規程)。なお、平成 16 年度に A 棟、平成 19 年度に B 棟、令和元（平成 31）年度に C 棟の耐震対策を実施した。これにより日常的に使用する校舎の新耐震基準に対する耐震対策は全て終了している。

施設設備の安全管理については、事務部総務課及び管理課が主体となり、建築基準法、消防法、ビル管理法等の法令に規定された定期点検・整備を実施している。エレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法にそれぞれ基づいて実施している。衛生管理については、ビル管理法に基づいて空気環境測定、防虫、防鼠等を実施している。校舎の清掃は、業者委託によりトイレ（月曜日から金曜日）、廊下・階段（火曜日及び木曜日）、教室・廊下・階段（毎週土曜日）に実施している。また、本学は環境衛生部を置き、教員 1 名を配置して衛生環境上の問題があるかどうかを定期的にチェックし、問題が見つければ直ちに業者または総務課に連絡し、問題を解決している。

防火に関しては各所に消火器を配置し、各室には煙熱感知器を備えるとともに屋内各所に防火シャッターを設置している。本学では教職員が防火訓練を実施し、消火器、消火栓等の操作法の確認を行うとともに、二方向避難路の原則に従って避難場所への誘導訓練を行い安全確保に努めている。また、消防法に基づいて消防施設等の点検を実施し、消火器、自動火災報知器等については定期的に消防署に報告している。本学は、防火の目的で学生の学内での喫煙を禁止している。さらに本学は防災委員会（防災管理規程）を置き、学内の安全確保のために定期的に会合を開き、防災上の問題があるかどうかを検討し、問題が見つければ直ちに総務課に連絡し、問題を解決している（提出-規程集-35 学校法人原田学園防災管理規程）。

本学において、発生する諸般の事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定め有事の際はこれにより対応するが今までにその事例はない（提出-規程集-99 学校法人原田学園危機管理規則）。

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。

心室細動時等の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置し、教職員を対象として使用方法について周知している。

本学では校門前の横断歩道の安全確保のために警備を外部の専門業者に委託している。警備員による学生誘導などの安全の確保に努めている。また、学内の防犯は特に警備員等を配置していないが学外の者には必ず貸与した入構許可証を提示させ、不審者の侵入防止に努めている。

情報セキュリティは、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めている（提出-規程集-48 岡山学院大学・岡山短期大学情報セキュリティポリシー）。

本学の各校舎の教室には冷暖房を完備している。本学は省エネ委員会を置き、講義室、実験室、実習室等の室温管理を行っている。特別な状況を除き、夏季及び冬季の室温はそれぞれクールビズの冷房 28℃及びウォームビズの暖房 20℃に調節している。校地は全体にわたって緑化に努めている。また、各建物は地下共同溝で結ばれ送電や送水のための配線や配管

が地中に埋設されているので電柱がなく、メンテナンスや将来の改修、増設が容易である。これらの景観面や機能面の工夫により、校地内は見通しがよく開放的である。また、自動車用道路と歩行者道を分離しているので、歩行者にとって安全である。さらに、主要な建物を結ぶ渡り廊下には屋根が設けてあり、雨天時の移動も容易である。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

現在までのところ物的資源については、補修等実施しながら維持している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

建物が経年劣化による補修工事等必要になることが予想されるため、計画的に補修工事等の計画を立てることが必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

なし

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

提出資料：なし

備付資料：16. 学生のしおり【令和7年度】(78頁)

16. 学生のしおり【令和7年度】(119頁)

〔区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。〕

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

専門的な支援に関して、本学では教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎教育科目として「情報処理基礎」「情報処理演習」「ICT リテラシー(A)」「ICT リテラシー(B)」の4科目を開講している。これらの科目を履修することによって、社会人として必要とされる情報技術を十分に習得することができる。また、個別の学生に対する専門的な支援としては、学生に常時開放されている情報通信教育エリアの端末の利用に際して何らかのトラブルが発生した場合に本学職員が対応している。

続いて、施設に関して本学では情報処理教育センター、図書館にそれぞれ学生が利用できるコンピュータを設置している。また、インターネットへの円滑なアクセスを可能とするギガビットネットワークを整備しており、学生は当該ネットワークに対して無線 LAN を用いて接続可能となっている。さらに、授業で利用できるコンピュータ教室も整備している。

ハードウェアに関しては、コンピュータのみならずコアカリキュラムである保育内容科目で利用するための視聴覚機器や、習得した学習成果を示す機会である研究発表会の運営に利用する集音拡声システム・スポットライト・裏方連絡通信装置等の舞台関連情報機器や音響機器を整備している。

ソフトウェアに関して、学内で利用しているコンピュータはセキュリティパッチ等を最新の状態に保つために、定期的にアップデートを行っている。技術的資源の中には過去の大学改革推進事業で導入したものもあり、事業終了後に教育課程編成・実施の方針に基づき適切な部署において活用できるように再配分しているが、平成 29 年度の自己点検評価において事業終了後は十分に活用されていない情報機器も存在しており、これらの技術的資源を活用することが課題として挙げられたので、平成 30 年度に整備を図ろうとしたが実行できていない状態にあった。令和 4 年度で情報機器の活用を確認したが、情報機器の故障や Windows の OS の更新が切れるなどで十分に活用できていない。M203 コンピュータ演習室のコンピュータは、老朽化によるマザーボードの故障等により、オペレーティングシステムが起動しないコンピュータが複数台存在する。

このような状況のなか、さらに令和 7 年度に Windows10 のサポートが終了したため、令和 6 年度中にコンピュータ演習室などのパソコンを更新する必要性が生じ、令和 7 年 3 月までに情報処理教育センター 1 階および 2 階の改修工事を行い、新しいパソコン等を設置し、これまでの M203 コンピュータ演習室から、情報処理教育センター 2 階にその機能を移管した。これによって令和 5 年度以降において課題としていたパソコン等の更新は終了した。

教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングはカリキュラムの中に授業科目「情報処理基礎」「情報処理演習」「ICT リテラシー (A)」「ICT リテラシー (B)」を開設し、1 年次前・後期及び 2 年次前・後期と十分なリテラシー学習ができるようにしてある。

本学では、教職員全体を対象としたコンピュータ講習等は実施していない。しかしながら、教職員は教育課程及び学生支援を充実させるために、各々でコンピュータ利用技術の向上を図っており、授業や学校運営に積極的にコンピュータを活用している。

本学では、教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるように学内のコンピュータ整備を行っている。学生が使用できるコンピュータの数は以下の表の通りである。情報通信エリア、図書館第 1 閲覧室、図書館第 2 閲覧室、図書館開架書庫は学生が自由に利用できる端末として整備しており、演習室 (M203) は、授業のみで利用する端末として整備している。コンピュータ数は、本学の定員である 1 学年 40 名と比しても十分な台数が用意されている。

基幹線の通信速度が 1Gbps の学内 LAN は、ロードバランサの自動切り替えにより SINET 接続または OCN 接続により学内全域の教室、研究室、管理室までのネットワーク化を図り、教育研究及び学習支援にインターネットを活用すると同時に、図書館の蔵書検索にも Web を活用することができる。学生は、学内で無線 LAN によりネットワークに接続することもできる。また、設置されているコンピュータはすべてネットワークに接続されており、インターネットの閲覧や Web に掲載された休講情報の確認、図書館の所蔵図書の検索等のサービスを利用できる。また、学生が OWCNET に個人端末を新規接続する場合、情報処理教育センターに「OWCNET 接続申請書」を提出することで、IP アドレスやメールアカウントなど必要なデータを得ることができる。

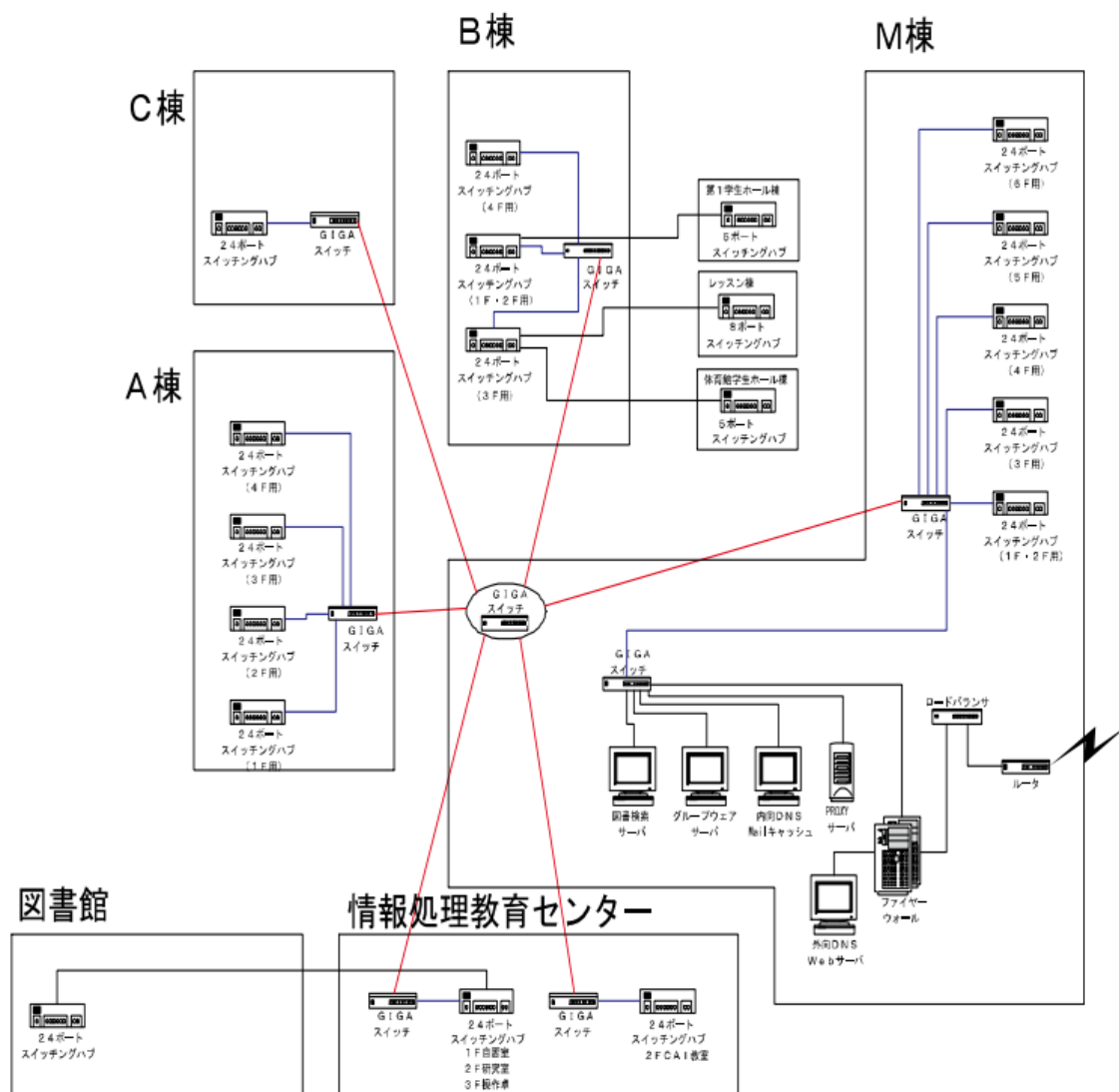
本学教員は、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術を活用して効果的な授業を行なっている。多くの専任教員が授業において DVD やビデオの視聴を組み込んでおり、一

部の教員はより実践的なコンピュータの活用を組み込んだ授業を行っている。

併設の大学と共用できる情報処理教育センター3階にはノートPC1台とリア方式マルチプロジェクタ2台及びフロントプロジェクタ1台を設置し、DVD、VHS、β、8ミリ、Uマチック、LD、マビカ、トランスビデオ、16ミリ映写機等、あらゆるAVメディアの情報処理をボタン1つで操作するCVASシステムによるAV情報処理教室を備えており、デジタルメディアを活用する授業で利用されている。M棟6階のLL教室ではCALLシステムを採用しており、OHP、スマートボード、CD、ビデオなどの機器を効果的に使い分けることができるが幼児教育学科の授業では活用されていない。

また、PCプレゼンソフトの利用及びデジタルメディア利用がB棟201教室、M棟401教室及び501教室で可能である。

OWCNETギガビットネットワーク構成図



情報設備	機種	PC 台数	使用状況・備考
学内 LAN			・ギガビットのネットワークをキャンパス全域に完全敷設 ・本学設置の固定端末は全て LAN 接続 ・多数の無線 LAN エリアを同時設置 ・教職員の使用率は非常に高いが、学生の場合携帯電話、スマートフォンなどの利用に比べて使用者が少ない。
M 棟 ・コンピュータ演習室 (M203)	Dell		・情報処理基礎・演習、ICT リテラシー (A)・(B)授業で使用
情報処理教育センター (D 棟) ・AV 情報処理教室 (D302) ・情報通信エリア (D1 階)	ノート PC ELMOCVAS システム デスクトップ PC		・プレゼンテーションをはじめ、視聴覚教材を用いた授業で利用 ・学生の自習エリア、インターネットを利用した自主学習スペース ・特に幼児教育学科ではインターネットで資料集めの課題が多いので使用頻度が高い。
図書館	・貸出用ノート PC 富士通 FMV ・ipad ・NEC PC-GN13S68GF		・図書館蔵書とインターネットを併用した学習を可能とするため、第 2 閲覧室に無線 LAN スポットを設け、図書館内専用のノート PC と ipad を希望者に無料で貸出 ・特に幼児教育学科ではインターネットで資料集めの課題が多いので使用頻度が高い ・第 2 閲覧室は自習室にも最適
学内無線 LAN スポット (校舎全域) 学生ホール・第一学生ホール・情報処理教育センター 全域・M3F 全域・講義室(8)			学生個人のノート PC 持込学習が可能 Wi-Fi

なお、「技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題」及び「技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項」については特になし。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

情報関係については、本学 D 等「情報処理教育センター」の学生向けパソコンの入れ替

え等の実施より、より効率的に情報機器を利用できるようにしている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

インターネット環境は整備されているものの、現状 1 ギガビットであるため、近年の急速な情報機器の進展に対応しきれていない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料：22. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]

23. 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]

24. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]

25. 「財務状況調べ」[書式 4]

26. 計算書類（令和 5 年度）

27. 計算書類（令和 6 年度）

28. 計算書類及びその附属明細書（令和 7 年度）

29. 私立学校振興助成法第 14 条第 4 項に基づく書類（令和 7 年度）

30. 財産目録（令和 5 年度）

31. 財産目録（令和 6 年度）

32. 財産目録（令和 7 年度）

33. 令和 7 年度事業報告書

34. 経営改善計画（令和 5 年～令和 9 年）

35. 令和 8（2026）年度学校法人原田学園事業計画

36. 令和 8（2026）年度予算書

備付資料：54. 本学 HP「ご寄付のお願いについて」（<https://owc.ac.jp/service/kifukin/>）

55. 財産目録（令和 5 年度）

56. 財産目録（令和 6 年度）

57. 財産目録（令和 7 年度）

58. 計算書類（令和 5 年度）

59. 計算書類（令和 6 年度）

60. 計算書類及びその附属明細書（令和 7 年度）

61. 私立学校振興助成法第 14 条第 4 項に基づく書類（令和 7 年度）

62. 経営改善計画報告書（令和 6 年度～令和 10 年度）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

本学は平成 8 年度決算から支出超過の状態にあり、そのため改組転換により短大の学科

を大学学部昇格させ、また学生確保を目指し更に学科の名称変更、学生確保の困難な学科の学部分けなど、留意事項履行に努めた。このような状況から本学は完成年度を終えた以降も同じ留意事項のもとに文部科学省参事官室の指導による日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」）の経営相談を受けて経営改善計画（平成 20 年度～24 年度（5 ヶ年））を実施したが目標達成には至らなかったため経営改善計画（平成 25 年度～29 年度（5 ヶ年））を策定しキャッシュフローの黒字化を図ることとしたが同じく平成 29 年度末では目標達成に至らなかった。資金収支及び事業活動収支は、支出超過でありその状態が継続しているため、平成 30 年度からは経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヶ年））を推進してきたが経営改善にならなかった。新たに財務の健全化を図るための経営改善計画（令和 6 年度～令和 10 年度（5 ヶ年））を進め財務の健全化を図っていくところであった。事業活動収支の支出超過の理由は定員割れである。令和 6 年 3 月 11 日付で文部科学省に集中経営指導法人とする旨の伝達を受けた。重点項目を取り入れた経営改善計画を同年 9 月に文部科学省に提出している（提出-34）。また、令和 8 年度学校法人原田学園事業計画も作成している（提出-35）。

定員の推移（平成 29 年～令和 7 年）

年度	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
入学者数	76	60	44	39	54	48	38	33	24
入学定員充足率	76.0%	60.0%	44.0%	39.0%	54.0%	68.5%	54.2%	82.5%	60.0%
在籍者数(5 月 1 日)	160	130	107	80	92	96	83	69	55
収容定員充足率	80.0%	65.0%	54.0%	40.0%	46.0%	48.0%	59.3%	86.0%	68.7%

貸借対照表関係比率において、繰越収支差額構成比率が示すように大きく支出超過であり、貸借対照表の状況は健全とは言えない。併設の岡山学院大学も同時に支出超過であるので短期大学の財政と合わせて学校法人全体の財政は大変厳しい状況にある。短期大学の存続を可能とする財政を維持するためには、経営改善計画の達成目標を達成するしかない。

貸借対照表の状況は、次表の貸借対照表関係比率のように、推移している。

貸借対照表関係比率

貸借対照表関係比率	医療法人以外 大学法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
固定資産構成比率	82.5%	80.9%	～	97.7%	97.1%	97.2%	96.6%	98.4%
有形固定資産構成比率				79.1%	81.6%	85.1%	90.0%	96.6%
特定資産構成比率				18.5%	15.4%	12.1%	6.4%	1.7%
流動資産構成比率	17.5%	19.1%	～	2.3%	2.9%	2.7%	3.4%	1.6%
固定負債構成比率	8.6%	9.4%	▼	3.7%	3.6%	3.7%	3.5%	3.8%
流動負債構成比率	6.5%	6.5%	▼	1.5%	1.5%	1.3%	2.3%	2.5%
内部留保資産比率				15.5%	12.9%	9.7%	3.0%	△3.9%

岡山短期大学

運用資産余裕比率				167.7%	133.7%	108.6%	57.1%	14.3%
純資産構成比率				94.8%	94.9%	95.0%	94.2%	93.7%
繰越収支差額構成比率				△91.4%	△102.9%	△117.3%	△135.7%	△159.7%
固定比率	97.2%	95.3%	▼	103.1%	102.4%	102.3%	102.5%	105.0%
固定長期適合率	88.3%	85.5%	▼	99.1%	98.6%	98.5%	98.9%	105.0%
流動比率	269.7%	292.3%	△	157.6%	196.4%	213.3%	147.4%	64.4%
総負債比率	15.1%	16.0%	▼	5.2%	5.2%	5.0%	5.8%	6.3%
負債比率	17.8%	19.0%	▼	5.5%	5.4%	5.2%	6.2%	6.7%
前受金保有率	326.6%	430.1%	△	247.2%	348.3%	357.7%	520.0%	117.6%
退職給与引当特定資産保有率				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	44.2%
基本金比率	95.8%	94.1%	△	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%
減価償却比率	35.5%	36.6%	～	64.4%	65.7%	67.1%	68.1%	69.2%
積立率				18.9%	15.2%	11.3%	6.2%	1.5%

退職給与引当金等の引当金は適切に引き当てている。資産運用規程を整備し資産運用を適切に行っている。教育研究経費は、事業活動収支計算書関係比率に示しているとおり、經常収入の20%を超えている。

事業活動収支計算書関係比率

事業活動収支計算書 関係比率	医療法人以外 大学法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
人件費比率	51.7%	63.0%	▼	84.2%	79.2%	93.2%	106.8%	112.2%
人件費依存率	69.4%	99.2%	▼	119.8%	122.1%	140.1%	183.2%	203.7%
教育研究経費比率	25.6%	21.9%	△	69.2%	67.2%	74.6%	78.7%	92.9%
管理経費比率	7.5%	9.1%	▼	26.7%	26.6%	33.1%	29.4%	42.9%
借入金等利息比率	0.7%	1.0%	▼	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事業活動収支差額比率				△79.3%	△73.5%	△99.6%	△114.5%	△150.0%
基本金組入後収支比率				181.3%	176.7%	203.9%	253.8%	262.6%
学生生徒等納付金比率	74.5%	63.5%	～	70.3%	64.8%	66.5%	58.3%	55.1%
寄付金比率	2.8%	2.4%	△	4.7%	2.4%	3.4%	3.0%	7.1%
經常寄付金比率				4.4%	2.4%	3.0%	2.6%	7.1%
補助金比率	12.5%	23.8%	△	20.0%	24.1%	25.2%	17.9%	22.4%

経常補助金比率				20.1%	24.2%	25.4%	17.9%	22.4%
基本金組入率	16.0%	12.1%	△	1.1%	2.0%	1.7%	15.3%	4.6%
減価償却額比率	11.1%	9.7%	～	19.3%	18.9%	19.6%	18.3%	19.5%
経常収支差額比率				△80.2%	△73.0%	△100.8%	△114.5%	△149.0%
教育活動収支差額比率				△82.2%	△74.8%	△100.8%	△114.5%	△149.0%

* 医療法人以外大学法人全国平均及び短大法人全国平均は平成 14 年度版日本私立学校振興・共済事業団の平成 13 年度の値で、同様に評は「▼低い値が良い △高い値がよい ～どちらとも言えない」を示している。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）も適切な執行している。公認会計士の監査意見は特に指摘がないが学生募集に係るアドバイスなどへの対応は適切である。寄付金の募集は適切に行っている。また学校債は発行していない。入学定員充足率、収容定員充足率は先述した通り非常に厳しく、財務体質も悪化している。

関係部門からの意向を採り入れることができる予算編成の体制については、経営改善計画を実施していることから、この改善計画に基づき年度末に次年度の事業計画及び予算について評議員会に諮り理事会において決定しているので、関係部門の意向は集約していないのが現状であるが、予算計画以外の関係部門からの意向が期中に生じた場合は理事長の決裁により執行する。関係部門からの意向を採り入れることもできる予算編成の体制を確立させるためにも経営改善を早期に実現させなければならない。

また、本学は小規模校であるため、理事会で決定された事業計画に基づいた予算は事務部経理課で作成しており、特に関係部門への指示は行っていない。経営改善プロジェクトチームにより作成された経営改善計画の実施のためには当面は事業計画に基づく予算編成が重要と考えている。もちろん経営改善プロジェクトチームには事務及び教学部門のそれぞれの長が加わり計画を推進しているので本学の教育研究に係る予算編成の手続きは十分に図れている。

本学の経常業務に係る予算執行については経理課が必要見積を収集し、理事長の決裁を経て発注、支払いについては理事長の最終決裁となる。ただし軽微な予算執行については事後報告もある。当該年度の科目毎の予算をもとに適正に執行しているので特に課題はない。

日常的な出納業務を学校法人会計基準に基づき円滑に実施しており、支払い業務は理事長を経て行っているため課題は特にない。

資産は固定資産台帳及び備品台帳にて管理し、資金については月別残高明細表により預金残高を管理している。譲渡性預金等大口の定期預金証書は理事長が金庫で保管している。固定資産は固定資産台帳及び備品台帳への記帳及び整理番号を記入したラベルを貼付している。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を学校法人会計基準に基づき適正に表示しているので課題は特にない。

月次試算表は極力当月分を翌月までには作成し理事長へ報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

経営改善計画にもとづいて改善を行っているものの、経営の改善に至っていないのが現

状である。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

本学は昭和 26 年 4 月、文化国家建設のためには、特に一般女性の学識教養の向上を図り、女性の地位を世界的標準に引き上げ、一般の学術文化に関する研究と家政特に被服の専門職業に関する教育を施すことを目的とし、また、大学教育を広く地方に普及させ、地域社会の要求である地域の成人教育の充実を使命として開学し、教育理念として教育三綱領「信念貫徹、自律創生、共存共栄」を掲げた。

この教育三綱領は本学の前身である大正 13 年開学の生石高等女学校から継承するもので、

信念貫徹：深き瞑想思索と不断の体験とにより道徳的信念強く実践力豊かな人間たること即ち自我の真諦に透徹せよ。

自律創生：道徳的理想に向かって人間の本務を体得（自律）し以って価値としての自我の創造につとめ以って校風の発展に努力せよ。

共存共栄：広く世界の趨勢に鑑み挙国一体共存共栄の精神を以って国家社会に対する責任を自覚し進んで人類の平和に貢献せよ。

となるが、学生に対して分りやすく「人は信念を持って生きるものであり、信念のない人は舵のない船のようなものである。信念とは人生の道であり、道は道路と同じで、必ず人が踏み行かなければならず、道を行かなければ怪我をし、過ちをする。信念をもって如何なることがあろうとも道はずさず生きるとの信念を徹底しなければならない。そして、この道は人により拓かれ、道徳的理想に向かって人の本務を体得するもので、価値としての自我の創造につとめるとともに校風の発展に努力し、更にはその道によって世界の人と交流し、世界の平和に貢献せよ。」と説いている。

建学の精神は、本学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする経営の自主性を示すものであり、本学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。そのため本学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有している。また、建学の精神は、本学の継続的な発展を遂げるために本学の個性・特色として継承するべきであるが、時代や社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検しなければならない。

平成 22 年度の見直しでは、更に分かり易くするために表現を以下のようにした。

自律創生：物事をしっかりと見極め、継続的な体験と努力とにより人間としての品格を備え、実践的な行動力のある人間として成長せよ。

信念貫徹：人間として成長することを自らの人生の目標として定め、本学での継続的な学びと努力で目標の達成を実現せよ。

共存共栄：グローバルな視点で、日本人として共存共栄の精神をもち、社会人として果たすべき役割を自覚し、自ら進んで世界の平和に貢献せよ。

また、平成 24 年度の見直しでは、一層分かり易くするために表現を以下のようにした。

自律創生：道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

信念貫徹：目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

共存共栄：社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

次に、令和 4 年度入試広報戦略会議で岡山学院大学・岡山短期大学の SWOT 分析を実施

した。この分析の結果より、本学の模擬保育室の一般開放事業「おかたんみらい園」の質的向上と活性化、「幼児教育×Society5.0の確率」、「地理的状況を活かした里山保育の実施」が今後の岡山短期大学のさらなる強みなり学生確保につながるように充実させていく。また、SWOT分析にはないが、「高い学生満足度からの課題発見と解決方策の工夫」も今後の学生確保につながるため注力する。

経営改善計画（令和6年度から令和10年度）では、下記のように計画している。岡山学院大学の令和7年度募集において入学定員の確保及び令和10年度募集までに入学定員50名増員を目指していた。学生の継続的確保するために、総合型選抜及び学校推薦型選抜に力を入れつつ、一般選抜の強化を図る必要があるが、募集については目標値を下回ることとなった。（備付-62）

岡山短期大学の令和8年度募集において入学定員の確保及び令和11年度募集に入学定員50名増員を目指す。学生の継続的確保するために、総合型選抜及び学校推薦型選抜における学生確保に注力し入学した学生が満足して卒業することが重要である。

岡山短期大学幼児教育学科のKPI（令和5年12月現在）

令和6年度募集：40名（総合型10名、学校推薦型25名 一般5名）

令和7年度募集：40名（総合型10名、学校推薦型25名 一般5名）

令和8年度募集：44名（総合型12名、学校推薦型27名 一般5名）

令和9年度募集：48名（総合型14名、学校推薦型29名 一般5名）

令和10年度募集：50名（総合型15名、学校推薦型30名 一般5名）

さらに、経営改善計画（令和6年度から令和10年度）では、下記のように計画している。

5年後を見据えた中長期的な経営方針として、大学・短大で共通していることは「異次元の人件費の改善」である。本学の基本給は、平成20年の5か年計画の俸給表を使用しており、年度を追う毎に経験年数として必ず1俸給上がる仕組みをとっていた。そのため、メリハリが欠けており、若手が活躍できる人事考課につながっていないと考える。そこで、2、3年かけて昇給規定の改善を図りたい。例えば、俸給表の上昇を経験年数の俸給上げ幅を0.7として、それをベースに学科業務及び学生募集における貢献度-0.2から+0.5の貢献度の増減を次年度の基本給にするなど検討する。

また、中堅後半及び高齢教員から学科業務量調整の要請が増えてきた。55歳から65歳定年までの教員は、マンネリ業務を好むことが多くなっているため昇給停止となっているが、学科業務の減少など仕事量と質の乖離が生じている。そこで、2、3年かけて人事考課法を策定し実施したい。例えば、現在の俸給をベースに学科業務及び学生募集における貢献度から-0.5から+0.2の貢献度の増減を次年度の基本給の号俸にするなどを検討する。

さらに、理事長・学長が認める教育運営上必要教員を除いた定年で再雇用した特別専任教員は、次の教員が見つかるまでのカバーの要素が強い。また、再雇用であるため、安価に教授を雇うことができ、人件費の抑制につながる。定年で再雇用した特別専任教員は余生を意識している教員が多く、それが他の教員と温度差が生じやすい状態になって学生募集にも影響がでていることもあるため、特別専任教員の評価を実施しなければならない。

学生生活アンケートにおいて、トイレの改修を望む声があった。トイレの改修工事については多額の費用を要することが想定されたため、状況を見据えた計画を立てる予定としていたが、本学同窓会からの支援により、令和7年度に場所や改修箇所を限定した改修につい

ては実施できる予定となっている。

次に、外部資金の獲得については、GP の獲得数を増やし、教育の質の向上を図る。さらに科学研究費補助金学内説明会の回数を増やすとともに、受託研究実施者による学内研究発表を実施し、教員の研究費獲得意識の向上を図る。

寄附の充実については、同窓会寄附、後援会助成金、卒業寄附の充実を図る。特に、同窓生に対しては、母校の発展及び後輩の育成に興味をもってもらえるようホームカミングデーの更なる充実を図る。

遊休資産等の処分計画については、里庄校地及び幸寮校地を売却したので終了している。また、鴨方校地の売却も令和 7 年度に終了している。

本学では、入学者の減少に伴い、定年及び自己都合の退職教職員の無補充策による人員削減、入学者数の収容定員比率を支給率に乗じた賞与の定率カット、派遣職員の活用などの策を講じて人件費を抑制しているが、一概に経常収入の増加が見込める状況ではないので、さらに、人員の合理化及び抑制する賃金体系化により、令和 2 年度までに、人件費依存率を 80%以下にすることを目指したが達成できなかった。

事業活動収支検計算書 関係比率	医療法人以外 大学法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
人件費比率	51.7%	63.0%	▼	84.2%	79.2%	93.2%	106.8%	112.2%
人件費依存率	69.4%	99.2%	▼	119.8%	122.1%	140.1%	183.2%	203.7%

令和 7 年度決算において、人件費比率 112.2%、人件費依存率 203.7%と著しく高く、人事政策は、効果的に削減できていないのが現状である。

次に、情報公開についてである。本学の現況を現実のものとして正確に認識し、危機意識を教職員が共有できる体制を作るために本学は学内の教職員に対して財務等の情報を公開すると同時に、本学はその公共性と社会的責任から、社会や地域に対して積極的に情報を発信し、ステークホルダー（受験生、在学生、卒業生、保護者及び高等学校進路指導教員をはじめ法人の関係者）の理解と支援を得るために財務情報及び教育情報等の公開を WEB で積極的に行う。現在も本学はホームページでそれらを公開している。また、認証評価と評価結果も合わせて積極的に公表することとしている。

さらに、本学は建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像を提示して、それに沿った経営戦略を立てていく。今後は特に社会の様々なニーズに応じて、多様な人材育成と質の高い教育研究を提供することが必要であり、時代に即応した教育研究の活性化及び組織の改組転換など、柔軟で機敏な対応を可能とする経営戦略を立てる。そのためには、広報活動などを通じた積極的な情報発信により、本学の建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像を社会に示し、それに対するステークホルダーの反応に真摯に耳を傾ける必要がある。平成 22 年 3 月 11 日付で学校法人原田学園組織倫理規則を制定しその中で情報公開と危機意識の共有を明確にしている（提出-規程集-98 学校法人原田学園倫理規則）。

現在のような経営が悪化する時期にあつては、経営者の姿勢や責任体制が特に重要であることは当然であるが、教職員においても危機意識を持って職務を全うしなければ、教育の質の評価を受けられないまま、学校法人としての存続そのものが危ぶまれることとなる。

「教育は人なり」と言われるように、優秀な教職員を確保し、FD 及び SD 等による人材の育成も図りながら、安定的に経営することは本学にとってとりわけ重要な課題であり、優れた教職員は人的な資源として重要となる。特に社会や受験生からの学校の評価は、いかに魅力ある教育を提供できるかにかかると多く、教員が教育研究内容の充実を図らなければ志願者の増加や企業の協力は望めない。経営上の危機を乗り越えるために経営者と教職員の資質向上と協力体制を充実させる。

経営基盤の強化と教学の充実は車の両輪であり、学生にとって魅力的な教育を提供するという教学の充実は、経営基盤の強化に直結する。経営者と教職員が一丸となって、教育内容を不断に見直し、新しい時代のニーズに応えた人材を育成する学部・学科へと変容を図る。

ただし、令和 6 年 3 月 11 日付で文部科学省に集中経営指導法人とする旨の伝達を受けたため、大

学の存続を可能とする財政を維持できているとはいえない。このような状況により、事業活動を停止し、法的な存在を消滅させる手続きとしての「法人の解散」、学生募集の停止、合併や買収（いわゆる M&A）など様々な対応を検討していく必要性が生じていたため、令和 7 年 10 月で理事長の職にあった原田俊孝はその職を辞し、新たに理事長として大山正史が就任した。その後、令和 7 年 11 月に学長の職にあった原田俊孝はその職を辞し、新たに学長として大山正史が就任することとなった。これにより、大山正史理事長・学長による新体制の下、経営改善を進めていっている。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

経営改善計画（令和 6 年度～令和 10 年度）を策定し、実施しているところである。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

しかしながら、学生数の減少等、経営を圧迫する状況は変化していないため、さらなる改善が求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

経営改善計画（平成 25 年度～平成 29 年度）ならびに経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度）、経営改善計画（令和 6 年度～令和 10 年度）にもとづいて経営改善を実施してきた。しかしながら入学者数の減少が続いており、教職員数の見直し、入学定員数の減を実施する等することで歳出の削減を実施してきたところであった。そこで、令和 7 年度に理事長・学長に大山正史が就任し、理事や評議員等の体制を一新して、経営状況の改善を実施しているところである（備付-75）。このなかで、無料バスの本数の見直し、学生食堂における食堂業務の廃止等の改善を実施しているところである。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

経営改善計画（令和 6 年度～令和 10 年度）に従い経営改善を図る。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営〕

＜根拠資料＞

提出資料：37. 令和 5 年度 理事会議事録（USB）

38. 令和 6 年度 理事会議事録（USB）

39. 令和 7 年度 理事会議事録（USB）

備付資料：62. 経営改善計画報告書（令和 6 年度～令和 10 年度）

63. 理事長の履歴書（原田俊孝）

64. 理事長の履歴書（大山正史）

65. 学校法人実態調査表【令和 5 年度】

66. 学校法人実態調査表【令和 6 年度】

67. 学校法人実態調査表【令和 7 年度】

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。〕

本学の最高意思決定機関は理事会である。

令和 7 年 3 月 31 日付で理事長・学長であった原田博史はその職を辞し、原田俊孝が新たな理事長・学長に就任した。

原田俊孝理事長・学長のこれまでの主な経歴等は次のとおりである（備付-63）。

平成 23 年 3 月大東文化大学大学院経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）を修了と同時に同 23 年 4 月から岡山短期大学幼児教育学科の助教として就任した。これまでに「情報処理基礎」や「キャリアガイダンス」等の授業を担当してきた。

平成 25 年 3 月からは学校法人原田学園評議員に就任、同 25 年 4 月からは岡山学院大学・岡山短期大学 学園主事・総務課長に就任している。その後、平成 30 年 4 月岡山短期大学幼児教育学科の講師となり、令和 2 年岡山学院大学・岡山短期大学事務部長に就任している。さらに、令和 3 年 4 月岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科講師へと異動となり、令和 4 年 4 月からは岡山学院大学・岡山短期大学 准教授・副学長、同 4 年 4 月からは学校法人原田学園理事・副理事長に就任した。

令和 7 年 4 月からは岡山学院大学・岡山短期大学教授・学長に就任、同 7 年 4 月に学校法人原田学園理事長に就任した。しかしながら、岡山学院大学・岡山短期大学が経営難に陥っていたため、令和 7 年 月に理事長の職にあった原田俊孝はその職を辞し、新たに理事長として大山正史が就任した。その後、令和 7 年 11 月に学長の職にあった原田俊孝はその職を辞し、新たに学長として大山正史が就任することとなり、理事長の職とこれを兼務する体制となっている。

大山正史理事長・学長のこれまでの主な経歴等は次のとおりである（備付-64）。

昭和 49 年 3 月東京大学文学部仏語文学専攻卒業の後、同大学人文科学研究科仏語仏文学専攻に同年 4 月に入学し、昭和 53 年 3 月に同専攻を修了した。その後、昭和 56 年 4 月にフランス政府給費留学生の資格を得て、同年 9 月にソルボンヌ・パリ第四大学フランス文学博

士課程入学、昭和 59 年 8 月同大学を満期退学した。

その後、平成 2 年 4 月より吉備国際大学助教授、平成 8 年 4 月より同大学教授となり、平成 22 年 8 月に同大学を退職している。

また、平成 21 年 5 月に株式会社ラピスを設立し、同会社取締役役に就任、平成 22 年 8 月より同会社代表取締役役に就任した後、現在に至っている。さらに、平成 23 年 11 月に倉敷外語学院校長に就任し、平成 29 年に東京国際外語学院校長に就任し、現在に至っている。

現在、理事長は学長を兼務しており、学長として入学式の式辞において、本学公式ウェブサイトや学校案内で表明している本学の建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を述べ、学生及び保護者は入学と同時に改めて本学の建学の精神を意識下に置いている。また、式後のオリエンテーションで配付される学生のしおり（CD-ROM 版）においても教育三綱領を明記し、学則施行細則第 1 条においても明確に示し、後ページの岡山短期大学学歌の歌詞にも織り込まれ学生は常日頃から教育三綱領に触れることになる。

この他学内に対して、事務部や主要教室にも教育三綱領を掲示し、日常的な啓発にも徹している。また、年頭および年度初めの全教職員が集合する会議など機会あるごとに理事長・学長からの講話等で歴史・経緯を含めて説明がある。全学行事の際には常に学歌の合唱を行っている。

以上の通り理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である（備付-64）。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長・学長の変更等あったが、問題なく変更等実施されている。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

理事会は、組織倫理規則の中に次の教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている（提出-規程集-98 学校法人原田学園組織倫理規則）。

- ①本学は、自主性とも言える建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を有し、教職員、学生及び卒業生が一体となって建学の精神を継承し高揚させるとともに、絶えず創設の理想について共通の理解を図り、学園全体を統一した教育実践の場とする。
- ②本学は、法令遵守に基づく学校運営の統治を強化し、経営の健全性・透明性を確保し、教育の公共的性格から、教育の永続性、堅実性を保証する。
- ③本学は、常に自己点検・評価に基づく教育内容の充実向上を図り、文部科学大臣の認証した評価機関の認証を受け、国際的に通用する教育の質の保証を図る。
- ④本学は、受入れた学生が質の高い学習成果を修得する教育を行い卒業させるとともに、卒業後社会から高い評価を獲得することを最も重要な社会的責務とする。

理事会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した理事会会議規則により開催運営している（提出-規程集-学校法人原田学園理事会会議規則）。理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、理事会の議長を掌る。理事会は理事の職務の執行を監督し、随時理事長が招集する。また、理事長は、理事総数 3 分の 2 以上から会議に附議すべき事項を

示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 10 日以内に理事会を招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない。

理事会は、毎年 3 月、5 月、10 月の定例会及び臨時会とし、寄附行為に別段の定めがある場合をのぞき、理事総数の過半数の理事の出席がなければ会議を開き議決することはできない。理事会は、岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程に定めるとおり、岡山短期大学の教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために理事会に教育研究活動推進委員会及び教育研究活動充実会議を置いている。この教育研究活動推進委員会は、認証評価を受審するためのもではなく本学独自の自己点検・評価を行う委員会であり、建学の精神に基づく教育研究上の理念、目的、学校教育法に定める大学の目的、我が国の高等教育の目指すべき基本方向に照らし本学教育研究活動の充実改善に資する点検・評価を行うものである（提出-規程集-岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程）。

認証評価の受審を申し込む際には、理事会の議決を経て申し込む。申し込みが受理されたら認証評価に係る短期大学評価基準に基づく自己点検・評価を学科教員及び事務職員に指示し、提出期限までに理事長の最終点検を経て提出する。

私立学校法に従い理事会は、評議員会及び監事によってガバナンスを確保した業務執行を図っている。また、小規模の法人であることから事務組織においても法人本部等の事務部署を設けず、議事録の作成等の事務処理は学内理事及び学内評議員によって処理している。その他、学則の変更や学園の諸規程の制定・改正などは理事会の議決をもって実施している。

理事会は、次に掲げる事項については理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならないこととしている。

- ① 予算及び事業計画の編成及び重要な変更、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分、運用財産の中不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- ③ 私立学校法第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事由による解散
- ④ 目的たる事業の成功の不能となった場合の解散
- ⑤ 残余財産の帰属者に関する事項
- ⑥ 合併
- ⑦ 寄附行為の変更

当初予算及び事業計画については、毎年 3 月の定例評議員会に理事長が諮問し了承を得た後、同じく 3 月の定例理事会で審議し決定している。また予算の補正についても同様に評議員会に諮った後理事会で議決している。

決算及び事業の実績報告は、毎年 5 月の定例理事会で監事の監査報告書と共に理事会で審議決定し、同じく 5 月の定例評議員会に報告し、諮問している。理事会は、岡山短期大学の学長、学内理事 2 人(定数 2)及び理事会が選任した外部理事 4 人(定数 2～4)を合わせて 7 人(定数 5～7)で構成している。

以上の通り理事長は、私立学校法に則って決算の理事会議決及び評議員会への報告を各年度に滞りなく行い同時に本学公式ウェブサイトにより財務情報を公開しているので特段の課題はない。理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準等の法改正に対して敏感に対応を図っている。特に理事長が短期大学の学長

岡山短期大学

であることから学則変更等においても教授会との連携を十分に図っている。

財務情報の公開、寄附行為、役員名簿、役員報酬規程は、本学M棟1階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び情報公開規程に従って閲覧等を可能としている。なお、財務情報の公開（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等）は本学公式ウェブサイトでも公開している。

現在、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程の整備の状況は以下の通りである。
（備付-規程集）

1	学校法人原田学園事務組織規程
2	学校法人原田学園文書取扱規程
3	学校法人原田学園文書保存規程
4	学校法人原田学園公印取扱規程
5	岡山学院大学教授会規程
6	岡山短期大学教授会規程
7	岡山学院大学岡山短期大学合同教授会規程
8	学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規程
9	学校法人原田学園岡山短期大学入学者選抜規程
10	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学合同入学者選抜管理規程
11	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程
12	学校法人原田学園岡山学院大学奨学生選考委員会規程
13	学校法人原田学園岡山短期大学奨学生選考委員会規程
14	岡山学院大学学長選考規程
15	岡山短期大学学長選考規程
16	岡山学院大学学部長選考規程
17	学校法人原田学園教職員選考規程
18	学校法人原田学園就業規則 学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程 学校法人原田学園服務ハンドブック
19	学校法人原田学園特別専任教員就業規則
20	学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
21	学校法人原田学園給与規程
22	学校法人原田学園退職手当支給規程
23	学校法人原田学園旅費規程
24	学校法人原田学園経理規程
25	学校法人原田学園経理規程施行細則
26	学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程
27	学校法人原田学園役員等報酬規程
28	学校法人原田学園役員等退職手当規程
29	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育センター規程
30	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育システム利用規程

岡山短期大学

31	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育推進委員会規程
32	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
33	学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程
34	学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
35	学校法人原田学園防災管理規程
36	学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
37	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD（ファカルティ・ディベロプメント）委員会規程
38	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 SD（スタッフ・ディベロプメント）委員会規程
39	岡山学院大学における動物実験ポリシー、学校法人原田学園岡山学院大学動物実験規則 岡山学院大学動物飼育施設利用のてびきー飼養保管マニュアル
40	学校法人原田学園岡山学院大学受託研究取扱規程
41	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
42	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について
43	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
44	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント相談体制に関する細則
45	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学紀要投稿執筆規程
46	紀要編集委員会の編集方針
47	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学学生相談室規程
48	岡山学院大学・岡山短期大学情報セキュリティポリシー
49	岡山学院大学岡山短期大学個人情報保護に関する基本方針
50	岡山学院大学岡山短期大学学生個人情報保護規則
51	岡山学院大学学位規程
52	岡山短期大学学位規程
53	学校法人原田学園監査基準
54	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程
55	岡山短期大学幼児教育学科指定保育士養成施設規程
56	学校法人原田学園情報公開規程
57	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範
58	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程
59	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則
60	岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
61	岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針
62	岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画
63	岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて
64	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル
65	学校法人原田学園公益通報者保護規程
66	学校法人原田学園教員の研究費に関する規程
67	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科高大接続連携校規程

岡山短期大学

68	学校法人原田学園岡山学院大学優待制度規程
69	岡山短期大学幼児教育学科高大接続連携校規程
70	学校法人原田学園岡山短期大学優待制度規程
71	学校法人原田学園学生納付特例の申請に関する事務取扱規程
72	学校法人原田学園資産運用規則
73	学校法人原田学園教職員兼職規則
74	学校法人原田学園専任教職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則
75	経営改善プロジェクトチーム設置規則
76	学校法人原田学園評議員会会議規則
77	学校法人原田学園理事会会議規則
78	岡山学院大学学習評価・試験規程
79	岡山短期大学学習評価・試験規程
80	岡山学院大学科目等履修生及び聴講生規程
81	岡山学院大学休学・復学に関する規程
82	岡山学院大学退学・再入学に関する規程
83	岡山学院大学編入学等に関する規程
84	岡山短期大学科目等履修生及び聴講生規程
85	岡山短期大学休学・復学に関する規程
86	岡山短期大学退学・再入学に関する規程
87	単位当たり平均 GPA の算出規則
88	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針
89	岡山短期大学幼児教育学科の教育方針
90	岡山学院大学入試問題作成委員会規程
91	岡山短期大学入試問題作成委員会規程
92	岡山学院大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
93	岡山短期大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
94	「幼稚園教育実習」履修に関する規則
95	「保育実習Ⅰ・Ⅱ」履修に関する規則
96	岡山学院大学岡山短期大学省エネルギー推進委員会規程
97	学則第10条（4）による規程
98	学校法人原田学園組織倫理規則
99	学校法人原田学園危機管理規則
100	震災対策マニュアル
101	岡山学院大学および岡山短期大学のクラスおよびクラスメンターに関する規程
102	「臨地実習」履修に関する規則
103	「栄養教育実習」履修に関する規則
104	岡山学院大学・岡山短期大学シラバス作成規則
105	岡山学院大学・岡山短期大学シラバスチェック規則

岡山短期大学

106	岡山学院大学・岡山短期大学 S-T シャトル・カード使用規則
107	岡山学院大学管理栄養士国家試験受験対策ゼミに関する規程
108	岡山学院大学管理栄養士国家試験対策ゼミ受講に関する規則
109	岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程
110	岡山学院大学・岡山短期大学入試事務室（アドミッション・オフィス）運営規程
111	学校法人原田学園個人情報の保護に関する規程
112	学校法人原田学園個人番号及び特定個人情報取扱い規程
113	学校法人原田学園特定個人情報の取扱いに関する基本方針
114	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 IR&EM 規程
115	岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規則
116	岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー
117	岡山学院大学岡山短期大学スマートフォン使用規則
118	学校法人原田学園岡山学院大学・岡山短期大学ガバナンス・コード
119	原田学園ガバナンス・コード確認項目遵守状況点検規則

平成 29 年 4 月 1 日から「組合等登記令」（昭和 39 年政令第 29 号）の一部が改正に伴い、寄附行為の資産総額の変更にかかる登記の期限を会計年度終了後 3 月以内に変更したが、現在も決算及び事業の実績報告は、毎年 5 月の定例理事会で監事の監査報告書と共に理事会で審議決定し、同じく 5 月の定例評議員会に理事長が報告し、諮問している。また、資産総額の変更登記においても、5 月末日までに行い、さらに、本学M棟 1 階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び閲覧を可能とし、情報公開規程に従って財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等の閲覧等を可能としている。なお、これらの書類は本学公式ウェブサイトですぐに公開している。

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

理事長等の変更があったが、理事会は定期的に開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

理事会は、岡山短期大学の学長、内部理事 2 人（定数 2）及び理事会が選任した理事 4 人（定数 2～4）を合わせて 7 人（定数 5～7）で構成している。

理事長は、理事の互選（寄附行為の規定）により岡山短期大学の学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為では、理事長は職務の執行を補佐させるため副理事長を指名することができることとしており、現在は任命していない。

理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う理事（寄附行為の規定）を 1 人指名している。以上の通り理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

理事は、「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」を理事会で制定施行したので、建学の精神、短期大学及び幼児教育学科の教育目標、学習成果、学位授与の方針と卒業認定、教育

課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の共通認識を図っている。

また理事は、理事会において組織倫理規則及び経営改善計画の中に教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている（備付-規程集-98、備付-65）。

理事は、寄附行為第12条第5項の規定に従い、昭和25年4月1日から起算して4年ごとに任期満了し4月1日付で改選している。従って、現在の理事は平成30年3月28日開催の旧定例理事会及び定例評議員会において選任された理事である。尚、寄附行為附第5条に定めるとおり、理事は、私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づき選任されている。

監事の定数は2人（寄附行為第6条）と規定しており、理事、職員（学長、教員その他の職員を含む）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。

次の寄附行為第11条第4項第1号の役員の解任の規定は、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定に抵触しないよう、理事就任時にこれについて該当しないことを誓約書にして文部科学省に届け出でているが、在任時の欠格事由にも寄附行為に準用して次のように定めている。

役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数3分の2以上の議決及び評議員会に諮問してこれを解任し新たなる役員を選出し、これに充当することができる。

- ①法令の規定または寄附行為に著しく違反したとき
- ②心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- ③職務上の義務に著しく違反したとき
- ④役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

以上のとおり、理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

<区分 基準Ⅳ-A-3の現状>

理事長および理事の変更があったが、これは法令にのっとり適正に構成されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>

理事長等の変更で体制が大きく変化したため、教職員全体の意思統一等が十分ではない可能性もあるため、引き続き、法人の運営方針等を教職員間で共有することが求められる。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

<根拠資料>

提出資料：40. 令和5年度 教授会議事録（USB）

41. 令和6年度 教授会議事録（USB）

42. 令和7年度 教授会議事録（USB）

備付資料：67. 学長の個人調書

68. 入試管理委員会 議事録【令和 7 年度】

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

本学においては、学長のリーダーシップのもと、「3つの方針」を通じた学習成果の具体化に努めるための組織体制を整えている。この組織体制によって、教学マネジメントを支える基盤（FD・SD の高度化、教学 IR 体制の確立）に努めている（備付-67）。

具体的には、各教員は「3つの方針」を共有したうえで、各々の授業科目における教育内容を設定おり、授業科目における学習成果・教育成果についても把握・可視化できるように授業参観を実施し、学科の FD 会議において議論等を行っている。その成果については、毎年 12 月に実施される FD・SD ワークショップにおいて全学的に共有され、さらなる改善につながるように体制を整えている。また、本学学務課において IR 担当を設置、様々なデータの蓄積等を行い、教学マネジメント体制の確立に努めている。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

教学運営の実現に向けた取組を進めているところである。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題>

FD・SD の高度化、教学 IR 体制の確立に努めているものの、蓄積したデータ等をうまく活用できていない現状がある。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料：43. 令和 5 年度 評議員会議事録（USB）

44. 令和 6 年度 評議員会議事録（USB）

45. 令和 7 年度 評議員会議事録（USB）

備付資料：69. 監査報告書【令和 5 年度】

70. 監査報告書【令和 6 年度】

71. 監査報告書【令和 7 年度】

72. 会計監査報告書【令和 5 年度】

73. 会計監査報告書【令和 5 年度】

74. 会計監査報告書【令和 5 年度】（過去 1 年間（令和 7（2025）年度））

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

監事は、評議員会の同意を得て理事会において選出した学外の者 2 人（定数 2）がその任に当たっている。平成 17 年 4 月から私立学校法の改正を受けて、文部科学省が開催した監事研修会に毎年出席しガバナンスの強化を図っている。

学校法人の業務及び財産の状況について理事会及び評議員会に出席して理事の業務執行状況及び議題によっては予算の執行状況を監査する（備付-規程集-53）。

理事会及び評議員会に出席しての監事の意見は主として経営改善計画についてである。文部科学省に経営改善計画の実施報告を提出する際に監事の所見を提出するので、理事会において所見を述べている。

監事は学校法人監査基準の基に次の職務を遂行している（備付-規程集-53）。

- ①この法人の業務を監査すること。
- ②この法人の財産の状況を監査すること。
- ③この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- ④この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること（備付-68-70）。
- ⑤第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- ⑥前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- ⑦この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

また、第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができることになっているがこのような事例はない。

さらに、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができることになっているが同様に事例はない。

<区分 基準IV-C-1の現状>

監事は法令等に基づき適切に業務を行っており、これについて現状問題はない。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

評議員会は、理事長の諮問機関として8人の評議員(定数6～8)で構成している。8人の評議員は、本学の教職員2人(定数1～2)、25才以上の卒業生1人(定数1～3)、学識経験者で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者3人(定数1～3人)、学識経験者のうちから理事会において選任した者2人(定数1～4人)

評議員会の議長は会議のつど評議員の互選で定める。評議員会の会議は定例及び臨時会とし、定例会は毎年3月及び5月に招集する。臨時会は理事長が必要と認めたとき又は評

議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合に、その請求のあった日から 20 日以内に招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない。

理事長は、理事会で審議する前に、次に掲げる諮問事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことになっており、評議員会の会議で了承を得た後、理事会を開催している。

- ①予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）基本財産の処分、及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項。
- ②事業計画及び事業に関する中期的な計画に関する事項。
- ③予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。
- ④合併。
- ⑤寄附行為の変更にに関する事項。
- ⑥理事の三分の二以上の同意による事由及び目的たる事業の成功不能の事由による解散。
- ⑦残余財産の処分にに関する事項。
- ⑧役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- ⑨その他学校法人の業務に関する重要事項。

また、理事会において議決された決算及び実績の報告は、理事長が監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めることとなっている。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は法令等に基づき適切に業務を行っており、これについて現状問題はない。

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

本学においては、会計監査人を 1 名が評議員会の決議によって専任されている。会計監査人は、私立学校法の定めるところの、各会計年度に係る計算書類等及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しており、適切に業務を行っている。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っており、これについて現状問題はない。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

理事長等の変更により体制に変化が生じたため、新体制のもとでのガバナンスの構築が求められる。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

なし

〔テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表〕

＜根拠資料＞

提出資料：なし

備付資料：75. 学校法人原田学園岡山学院大学・岡山短期大学ガバナンス・コード

76. 学校法人原田学園法人役員名簿

77. 学校法人原田学園寄付行為

〔区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表し、私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。それらは本学公式ウェブサイトの「情報の公開等」で掲載している。また、財務情報は経理課の所在する M 棟 1 階の事務室に備え置き、本学に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている。

＜区分 基準Ⅳ-D-1 の現状＞

本学は、本学ウェブサイト等を通じて、法令に定められている情報を公表・公開しており、現状問題はない。

＜テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題＞

なし

＜テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項＞

なし

＜基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

経営改善計画（令和6年度～令和10年度）にもとづいて、プロジェクトチーム等で検討し、経営の改善に資するように取り組んできた。しかしながら、経営の改善の早期実現は難しい状況にある。

ガバナンスを適切に機能させるために、固定資産台帳及び備品台帳の固定資および物品管理規定（第9条（1））にある分類表の区分に従い記入したラベルの貼付することを進めてきたが、すべてはできていない。

短期大学の卒業寄付金の納入時期および納入名称等に検討したが、納入者が 100%には至っていない。この月次処理はこれを迅速に行い、理事長には伝票処理の段階で確認をとれるようにしている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

とくにはないが、法令順守に一層努める。